

経済産業省関係

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
297	研究開発支援制度に 基づく補助対象施設 のための経済産業省通 知の見直し	国の研究開発支援制度で は、開発試作用施設を商 用ベースに転用した場合、 補助金返還等の手続きを 要するが、試作から商用 化までを短期で実施でき るよう、たとえ償却期間 内の補助対象プラントで あっても、返還等を行 わず商用ベースに転用 できるように運用を見 直す。	【支障事例等】 補助対象となったプラ ント等は目的外の使用 が限定的にしか認めら れていないため、例え ば、試験研究用に導入 した設備等が事業化に つながる場合でも、事 業化においてはその設 備を使用することはで きず、設備を十分に活 用できない状況が発生 する。 【制度改正の必要性等 】 このため、償却期間内 の補助対象プラントで あっても、補助金返還 等を行わず商用ベース に転用できるように運 用を見直し、企業の競 争力を強化すべきであ る。具体的には、平成 16年6月10日付け平 成16-06-10会議第5 号通知「補助事業等に より取得し又は効用の 増加した財産の処分等 の取扱いについて」の 「5.承認申請等の特例 」の(2)に開発試作用 施設を本来の開発意図に 沿った用途に転用する 場合を追加し、補助金 返還等が生じないよう にするべき。			経済産業省	三重県	D 現行規定 により対応 可能	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16年6月10日大臣官房会計課通知)」において、中小企業者が研究開発を主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う処分制限財産(設備に限る。)の転用については、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付条件を付さないことができるとしており、現行規定の運用で対応できるものと考えております。 なお、個別に問題等生じるケースがありましたら、経済産業省大臣官房会計課又は各事業担当課までご相談ください。	—
685	国が地方自治体を経 由せず民間事業者に 直接交付している補 助金の地方移管	地方自治体が独自制度と 一体的に実施できるよ う、国が実施する地方 自治体へ直接交付して いる中小企業等へ支 援や地域の産業振興 のための補助金(いわ ゆる「空飛ぶ補助金」) の地方自治体への交付 金化	多くの地方自治体では、 それぞれの創意工夫の もと、地域の実情を踏 まえた中小企業に対し る独自の助成制度を 実施している。 一方で、国の平成25 年度補正予算事業「中 小企業・小規模事業者 ものづくり・商業・サ ービス革新事業」は、 平成24年度補正予算 事業を拡大して実施 されているが、地方 自治体が直接関与しな い制度となっており、 地域の事業者の種々 な要望や要請等を踏 まえた運用がしにくい 仕組みとなっている。 また、「エネルギー使 用合理化等事業支援 者補助金(小規模事業 者実証分)交付要綱」 の「エネ協」使用合 理化等事業者支援補 助金交付要綱 エネ ルギー使用合理化等 事業者支援補助金(小 規模事業者実証分)交 付要綱			経済産業省	横浜市	C 対応不可	【ものづくり・商業・サービス補助金】 ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済対策の一環として、我が国産業の国際競争力の強化等を図るものであり、8月11日に公表を終了した。したがって、その執行に当たっては、全国的視点等を要するほか(補正という性格上、原則連続性を有さない事業であるため)、移管できない。 【エネルギー使用合理化等事業者支援者補助金】 当該事業は、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的としている。そのため、全業種を対象に全国一律で同じ要件で同一に審査等を行っていること。 自治体により、特定の事業に対しての支援が必要という判断がある場合は、国で実施する当該補助金とは別に自治体の事業として実施するのが適切と考える。 <参考> (交付の目的)第2条 この補助金は、民間団体等(以下「補助事業者」という。)が行う、事業者が計画したエネルギー使用合理化及び電気需要平準化の取組のうち、省エネルギー性能の高い機器及び設備並びに電力ピーク対策に資する機器及び設備の導入(以下「補助事業」という。)に要する経費の一部を補助する事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する経費を補助することにより、各部門の省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とする。	地域の産業振興に密着した事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体が、より柔軟に運用できる仕組みを構築することがより効果的である。 そのような補助金を新設する場合は、国から直接中小企業等に補助するのみならず、国から地方自治体へ交付金として交付し、自治体の判断により上乗せや拡充など地方の実情や中小企業からの要望等を踏まえた運用が可能となるような、地域の個性を尊重した手法を考慮していただきたい。
64	特定家庭用機器再商品 化法に基づく報告・権 限の広域連合への移 譲	特定家庭用機器再商品化 法に基づく報告・立入 検査・指導・助言および 報告・助言等に係る事 務・権限の広域連合 への移譲を求める (事業所が複数ある場 合はそのすべてが広 域連合の区域内にあ る場合に限る。)	3R等に関する消費者 への啓発は各府県・市 町村が実施し、法律 上再生利用・再資源 化の責任を負う事業 者への指導は国が行 っているため、一連 の施策としての連携 が取りにくい状況に ある。 事業所が一つの府 県の区域を越えて存 在する場合は、事務 ・権限を広域連合へ 移譲することにより 、事務の効率化を図 ることができる。ま た、各府県・市町 村の3R等への取組 との連携が可能とな る。 なお、事務・権限の 移譲にあたっては財 源、人材等の移管が 前提となる。	特定家庭用機器再商品 化法第16条 第 18条 第27条 第 29条 第52条 第 53条		経済産業省、 環境省	関西広域連 合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、報告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要がある、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各経済産業局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、報告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

経済産業省関係

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
297	研究開発支援制度に 基づく補助対象施設 の柔軟な活用を図る ための経済産業省通 知の見直し	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可 能」となっているが、事実関係について提案団体との 間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定 により対応可 能	提案団体である三重県からは意見が付けられていないところであり、提案の趣 旨が、現行制度により対応可能なものであると考えている。	6【経済産業省】 (3)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 経済産業省の実施する国庫補助事業等により取得し又は効用の増加した財 産の転用については、中小企業者が研究開発を主たる目的とする補助事業 等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う処分制限財産(設備 に限る。)の転用に当たる場合には、収益の国庫納付条件を付さないことがで きるとしていることを、地方公共団体に通知する。
685	国が地方自治体を経 由せず民間事業者 に直接交付している補 助金の地方移管	都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ものづく り・商業・サービス革新やエネルギー使用合理化等事 業支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に 発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだ け高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道 府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	【ものづくり・商業・サービス補助金】 ものづくり・商業・サービス補助金は消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減を 緩和することや、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよ う経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現を目的とした緊急経済 対策として、これまで国や自治体等で措置してこなかった施策を補正予算で(連続性を有す)行ったものである。特に上記目的の性質上、全国一律で、同一基準で審査を行う必要があ った。 なお、基準の中で地域性を考慮する必要がある部分については、各都道府県中央会か 事務局となっている地域採択審査委員会を構成する委員に都道府県又は公設試験場の職 員を含めると、自治体の施策とも整合性を取っている。 また、地方産業競争力協議会(都道府県知事がメンバー)において、地域ブロックで重点 的に振興を図ると決定した産業分野に該当する案件については、審査段階で加点を設けてお り、地域性や事業者のニーズ等に配慮した補助事業の運営が行われているところ。 【エネルギー使用合理化等事業者支援補助金】 本補助金の目的は、内外の経済的・社会的環境に即した安定的かつ適切なエネルギーの需給 構造の構築を図ることあり、地域特性にかかわらず、全国の中でより省エネルギー効果等 の高い事業を支援することが効果的であり、費用対効果を高めることになる。 また、仮に各自治体が執行する場合、 ・あらかじめ各自治体が各自治体の企業等の応募予定事業を把握したとしても、全体の応募 予定事業の中で比較が難しく、どの事業が採択されるか判断が難しい。 ・本補助金は企業等の設備投資に対して行うものであり、実際に応募するか否かは各企業 の状況に応じた経営判断によるため、具体的にどの程度応募がされるかは応募時にならない とわからない。 ことから、あらかじめ個別自治体ごとに必要に応じた予算配分をすることができず、その結果 予算の不足により高い省エネルギー効果等をもつ事業に対し補助ができなくなれば、本補助 金の目的を果たせなくなる。 一例として、平成25年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金(予算額310億円)にお ける山口県の採択件数は5件であったが、平成26年度エネルギー使用合理化等事業者支援 補助金(予算額410億円)における同県の採択件数は34件になっているなど、年度ごとに採 択件数にはばらつきがある。	
64	特定家庭用機器再商 品化法に基づく権限 の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<特定家庭用機器再商品化法の理念> 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、 従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄 物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大 生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化等実施義務を課し、小 売業者(移出者)からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すこと によって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処 理法の特別法である。 したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の实情に応じて適正に 処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形 態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念 を転換したものであり、関係主体の業務の履行状況にかかる指導・監督権限 について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおおよそ法の 想定するところではないと考えられる。 仮に権限を移譲した場合の実態上の問題点については、別紙を参照されたい。	4【経済産業省】 (9)特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(環境省と共管) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び 立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を 行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方 について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
154	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の都道府県へ移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、地方自治法に基づく事務処理特例条例により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業者が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一体的に都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	特定家庭用機器再商品化法第14～16条、第27～28条、第47条、第52～53条		経済産業省、環境省	鳥取県	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一の観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一の観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、権限を移譲すべき。
772	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	【現行】 現在、一の都道府県内にのみ事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない 【支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【移譲による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。 なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引減義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条		経済産業省、環境省	兵庫、和歌山、鳥取、徳島	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一の観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫、和歌山、鳥取、徳島	○ 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法19条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を確保しつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
154	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p><特定家庭用機器再商品化法の理念> 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号、以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことにより、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。</p> <p>したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>仮に権限を移譲した場合の実態上の問題点については、別紙を参照されたい。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (9) 特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(環境省と共管) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
772	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p><特定家庭用機器再商品化法の理念> 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号、以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことにより、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。</p> <p>したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>仮に権限を移譲した場合の実態上の問題点については、別紙を参照されたい。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (9) 特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(環境省と共管) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。法19条に基づく指導・助言、法20条に基づく勧告・公表・命令等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっていることから、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取組の主体である国が、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)</p>	<p>4【経済産業省】 (7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および報告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める。事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、報告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要がある。認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	現在、各経済産業局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、報告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく(国の報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第10～20条、第39～40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要がある。認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながる。移譲が必要である。 なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者:74、371名、自主回収認定業者:70名(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、公表、助言事業者等への報告、命令	【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収・立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導・助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、報告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第9条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表、助言、報告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要がある。引き続き国による実施が求められられることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の広域 連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応 不可	<p>(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。法第19条に基づく指導・助言、法第20条に基づく報告・公表・命令等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっていることから、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴広域連合内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴広域連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
978	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく報告・立入 検査・助言・命令に係る 事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応 不可	<p>(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。法第19条に基づく指導・助言、法第20条に基づく報告・公表・命令等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっていることから、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
775	食品循環資源の再生 利用等の促進に関す る法律に基づく権限の 都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応 不可	<p>(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情にに応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間間の自由な競争契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)</p>	<p>4【経済産業省】 (11) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)(財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要がある。引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各経済産業局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条		農林水産省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要がある。引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一の観点から実施しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事との協議を要する) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせて、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的な問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせて、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条		経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	○ 対応不可	同法の目的を達成するため、国が全国統一の観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表、命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一の表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一の観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	廃措置に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見		区分	回答	
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。				C 対応不可	<p>(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に派生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分させる量を減少させるとともに、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守するための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴連合内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)</p>	<p>[再掲] 4【経済産業省】 (11)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。			C 対応不可	<p>(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に派生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分させる量を減少させるとともに、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守するための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)</p>	<p>[再掲] 4【経済産業省】 (11)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。				C 対応不可	<p>(1) 資源の有効な利用の促進に関する法律の理念 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「法」という。)は、使用済物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。</p> <p>具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者として取り組むべき事項を主務省令(判断の基準となるべき事項)として定めており、住民に最も身近な市町村において地域の実情に応じて適正に処理する産業廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製造及び製品は一地域で完結するものではない)で3Rを実施することを目的としたものであり、製造事業者等における義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは、およそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>(2) 貴県の意見について (別紙に記載) (3) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)</p>	<p>4【経済産業省】 (5) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管) 特定資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
976	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および助言・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条、第38条、第130条第3項、第131条第2項		経済産業省、 環境省	関西広域連合	○ 対応不可	指導・助言、報告・立入検査等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各経済産業局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、報告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
980	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく(国の報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37～38条、第90条、第130～131条		経済産業省、 環境省	鳥取県	○ 対応不可	指導・助言、報告・立入検査等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一の観点から実施しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、自動車リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。
774	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への助言、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなど)を懸念し、提案するものである。 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、報告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条、第16条、第17条		環境省、 経済産業省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況なども踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見		区分	回答			
976	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。						C 対応不可	<p>(1)自動車リサイクル法の理念 自動車リサイクル法(以下「法」という。)は、使用済自動車に係る廃棄物の有効な利用が十分に行われていない状況等に鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等(以下「メーカー等」という。)による使用済自動車に係る廃棄物の引取り等に関する事項を定めるものである。法によつて、メーカー等は、特定再資源化等物品の再資源化等を行う義務を課せられるとともに、そのコストを新車販売時まで公表し、使用済自動車となるまでの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によつて構築される自動車リサイクル制度において中核的な役割を果たすこととなっている。</p> <p>メーカー等が行う再資源化等は、再資源化等に要する費用等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督については、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定することではない。</p> <p>また、特定再資源化等物品の再資源化等については、再資源化の量に関する基準を設けず、生活環境保全上の支障が生じないように行われることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行うことについて、人的能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方に基づき、国としての一部の認定行為を行っているものがあり、資源の有効利用の観点から、再資源化の量に関する基準を設けず再資源化等を行っているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案しなければならず、また、メーカー等が再資源化を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な管理・監督を行っているかどうかという観点からも判断を行う必要があり、個々の施設の状況のみをもって判断できるものではない。</p> <p>なお、貴連合が要求する権限のうち、メーカー等に関するものについては、貴連合の管轄区域内のみ事業所を有するメーカー等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。</p> <p>(2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴連合の管轄区域内のみ事業所を有するメーカー等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から貴連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。(別紙あり)</p>	<p>4【経済産業省】 (12)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)(環境省と共管) 自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
980	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。				C 対応不可	<p>(1)自動車リサイクル法の理念 自動車リサイクル法(以下「法」という。)は、使用済自動車に係る廃棄物の有効な利用が十分に行われていない状況等に鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等(以下「メーカー等」という。)による使用済自動車に係る廃棄物の引取り等に関する事項を定めるものである。法によつて、メーカー等は、特定再資源化等物品の再資源化等を行う義務を課せられるとともに、そのコストを新車販売時まで公表し、使用済自動車となるまでの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によつて構築される自動車リサイクル制度において中核的な役割を果たすこととなっている。</p> <p>メーカー等が行う再資源化等は、再資源化等に要する費用等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督については、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定することではない。</p> <p>また、特定再資源化等物品の再資源化等については、再資源化の量に関する基準を設けず、生活環境保全上の支障が生じないように行われることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行うことについて、人的能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方に基づき、国としての一部の認定行為を行っているものがあり、資源の有効利用の観点から、再資源化の量に関する基準を設けず再資源化等を行っているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案しなければならず、また、メーカー等が再資源化を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な管理・監督を行っているかどうかという観点からも判断を行う必要があり、個々の施設の状況のみをもって判断できるものではない。</p> <p>なお、貴連合が要求する権限のうち、メーカー等に関するものについては、貴連合の管轄区域内のみ事業所を有するメーカー等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。</p> <p>(2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、一の都道府県内のみ事業所を有するメーカー等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から都道府県に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。(別紙あり)</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (12)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)(環境省と共管) 自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
774	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。						C 対応不可	<p>(1)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由競争・規制によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対し、広域で回収を行うことを求めることにより使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型家電の適正な処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これら的小規模なリサイクル法の目的やその性質を踏まえれば、国主体の義務の履行状況にかんする指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは同法に基づき制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>(2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴連合内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。(別紙あり)</p>	<p>4【経済産業省】 (21)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(環境省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
977	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導・助言に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条から第17条		環境省、経済産業省	関西広域連合	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各経済産業局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これに関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違はないと考える。 また、指導・助言、報告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
981	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限の移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条		環境省、経済産業省	鳥取県	○ 対応不可	報告徴収・立入検査等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点から検討しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、小型家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。
584	都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和	計量法では、大気、水又は土壤中の物質の濃度について、分析値を提供する場合、計量証明事業とされ、当該事業の実施に当たっては、環境計量士を配置し、事業ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。JA等が行う土壌診断については、当該計量証明事業に該当しないものとなるよう、関係法令に規定を設けていただきたい。	【制度改正の経緯】 平成24年2月、全国計量行政会議において、農協等が行う土壌分析は、計量法に基づく計量証明事業に該当するとの見解が示され、農協等が計量証明事業の登録(環境計量士の配置義務)を行わなければ、農業者に分析値の提供ができなくなった。 【支障事例】 農業者は、土壌の分析値により自作地の状況を的確に把握し、作物ごとに自ら判断して施肥量を決定することで、環境への配慮とコスト削減に努めている。このため、25年10月に、北海道と農業団体が開催した、土壌分析施設関係者を対象とした説明会では、複数の農協から、「農協が行う土壌分析については、計量証明事業の適用除外とすべき」との意見が出されており、JA北海道中央会の会議の場においても同様の意見が出ている。さらに、北海道では、クリーン農業(環境保全型農業)を推進しているが、分析値の提供が困難となれば、安全・安心な食料の安定供給という、食料供給地域“北海道”が果たしてきた役割に大きな支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 JA等が行う土壌分析は、農業者が適正施肥を行うための當業指導の一環であり、また、分析値の使用も農業者が自己責任において、自作地の施肥量を決定するという限定的なものである。さらに、簡易な測定に基づく、簡便な分析値であっても利用可能であり、分析結果の評価についても、一定程度の幅が設けられているのが実態である。このため、計量法が求める厳格な分析値を担保する必要はないものとする。 【懸念の解消策】 計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土壤中の物質の濃度」に、ただし書きとして、JA等が行う土壌分析を適用除外とするよう規定すること。	計量法第107条第2号 計量法施行令第28条第1号		経済産業省	北海道	○ 対応不可	計量法における「計量証明」とは、法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関し、業務上他人に真実である旨を表明することであり、反復継続して行う場合は「計量証明事業」に該当する。したがって、JAが農地の土壌分析を行い、その分析値を農業者に示すことは、計量証明に該当し、当該分析を反復継続して行う場合は、計量証明事業に該当するため、都道府県知事への計量証明事業としての登録が必要となる。 ただし、例えば、 ①JAが土壌分析を行うものの、その分析値を農業者に示さず、適正施肥量等について、農業者を指導する場合や ②農業者自身が土壌分析を行い、その分析結果を使用して、自作地の施肥量を決定する場合などは、計量法における計量証明事業には該当しない。 計量法については、高度経済成長期における公害問題を契機に、昭和49年の法改正により環境計量士が新設されるとともに、平成4年には、環境計量士を「濃度関係」と「騒音・振動関係」に区分することにより、環境計量士の専門性を高めることとして法改正が行われたものと理解している。 そもそも農家の施設設計のためにJA等が行う農地の土壌分析については、公害問題などの有害物質の測定を目的としたものではないこと、また、環境計量士でなければ適正な土壌分析ができないとは言い難く、特に専門性が求められるものではないと思われることから、計量法の改正の主旨には馴染まないものであり、また、これまでも何ら問題が生じておらず、現行の計量法が農地の土壌分析の実態に合っていないものとする。 また、土壌分析値を農家に提示できないことにより、①作物ごとに最適なPHが異なるが、任意の調整が行えない、②基準領域内であっても、上限値・中間値・下限値のかがわからなかったため、施肥量の調整を行うことができない、③土壌養分の傾向が蓄積傾向なのか欠乏傾向なのか把握できなかったため、施肥による土壌養分のコントロールができない、などの問題を生じることとなる。特に②について、北海道は都府県に比べ大規模な専業農家が多いことから、土壌分析結果に基づく施肥量の調整によるコスト削減に積極的に取り組んでいるが、それらが実施できないことにより、農家経営に大きな影響を及ぼすことになる。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
977	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>(1)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。 したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の实情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して、広域で回収を行うことを求めることにより使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型家電の適正な処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの小量リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>(2)仮に、権限を移譲した場合の実施上の問題点 仮に、貴広域連合内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴広域連合に権限を移譲した場合、実施上の問題点が予想される。 (別紙あり)</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (21)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(環境省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
981	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ様式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p>(1)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。 したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の实情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して、広域で回収を行うことを求めることにより使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型家電の適正な処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの小量リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>(2)仮に、権限を移譲した場合の実施上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実施上の問題点が予想される。 (別紙あり)</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (21)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(環境省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
584	都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>計量法において環境計量証明を規制した背景として、当時の公害問題を契機としていたことは事実であるが、現行の計量法における環境計量証明の範囲は必ずしも公害に関するものに限定している訳ではない。 提案内容は、環境計量士の配置の困難性や、簡易な測定に基づく簡便な分析値を用いていることと併せて「計量証明からの除外を希望する」というのが、例外措置の必要性の有無は、環境計量士の配置の困難性や計量法の如何により判断されるものではない。証明行為の適切な実施の確保の観点からも引き続き現行の制度に則って対応されたい。 なお、他の地方自治体におけるJAにおいては、計量証明事業者の登録をしているところや、職員に環境計量士の資格を取得させているところが既に存在している。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
634	計量法で定める基準器検査に係る規制緩和	全量25Lを超える液体メーター用基準タンク(燃料油メーター)の検査を行うもの(基準器検査)を都道府県が行えるよう規制緩和すること	【支障事例】 計量器の検定等を行う計量器の検査(基準器検査)については、計量法施行令第25条第1項及び基準器検査規則第5条第1項第3号により都道府県が検査を行うものが定められている。 県の計量検定所が所持する全量25Lを超える燃料油メーターの検査に使用する液体メーター用基準タンク(50L、200L)は、県が検査を行うことはできず、茨城県に所在する(独)産業技術総合研究所にて基準器検査を受検する必要がある。また、検査は、計量法第104条により、5年に1回受けることとされている。 基準器検査の受検にあたっては、基準器運搬に多額の費用がかかり、検査期間も1~2ヶ月を要し、検査に職員の出向が必要ことから大きな負担となっている。 【制度改正の必要性】 都道府県が基準器検査を行えるようにすることで、運搬費用や時間を軽減することができることから、基準器検査規則第5条第1項第3号について、「全量が25L以下の」要件を削除することを提案する。 なお、県では、液体メーター用基準タンクの他に、法104条に基づき定期的に検査を受けている基準器(10L、5L、その他の基準フラスコ)を所持しており、この基準器を活用することにより、適切な基準器(液体メーター用タンク)検査を実施することが可能である。	計量法施行令第25条 基準器検査規則第5条第1項第3号		経済産業省	長崎県	○ 対応不可	10L、5L、その他の基準フラスコを用いて全量25Lを超える50L、200Lといった液体メーター用基準タンク(燃料油メーター)の検査を行うもの(基準器検査)を行うことは、検査の精度を確保することができないため、適正な計量の実施の確保という計量法の目的に照らして適切ではない。	全量が25Lを超え200L以下の基準タンクについては、国が適正計量の実施を担保するだけの、技術的能力と検査設備を認めていると判断する都道府県を認めることで、都道府県が検査を行うことができるよう、お願いしたい。
504	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲	計量法に基づく電気計器(電圧メーター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者)として経済産業大臣が指定)の製品についての各種届出の受理、定期的な立入検査、命令	各都道府県が、製造事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができること、届出受理や命令も含めた移動時間の短縮、地域の実情に応じたきめ細かい検査の実施につながる。 現在は、国(経済産業大臣)が事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることを行っていることで、手続きが時間がかかり過ぎ、かつ、地域の実情に応じた対応ができていないという支障がある。	計量法第93条、第94条、第98条		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	電気計器の品質確保は、電気の取引の適正な実施の確保、ひいては電気の安定供給の確保に不可欠であり、スマートメーターの早期導入が求められる中、その重要性は増している。このように、電気計器の品質確保は、我が国のエネルギー政策に密接に関わることであり、指定製造業者への立入検査等は、全国統一の基準の下で実施される必要があることから、引き続き、国が実施することが必要である。	*全国統一の基準の下で実施されることが必要とご指摘については、国と都道府県間で連絡調整を行うことで、地域の実情も活かしつつ、統一かつ機動的に実施できることから、手続きに係る時間の短縮及び地域の実情に応じた対応を図るためにも都道府県が実施すべきである。
456	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲	JISマークの認証に関して一の都道府県の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務 認証を受けた者の向上、事業所等に対する報告徴収立入検査等に関する業務	製造業者にとっては、登録、検査事務ともに移動時間の短縮につながる。 本県の公試機関には、工業品等の試験・検査を行っている技術職が配置されており、これまで行ってきた業務での見地を活かして本事務を行うことは可能であり、件数にもよるが、特に新たな組織の設置は要しないものと考えられる。ただし、地域別に手続きの相違が生じないよう統一した手続きなどの整備は事前に必要となるものとする。	工業標準化法19条1項・2項、20条1項・2項、21条1項から3項、22条、25条2項、28条1項、29条2項、31条3項、32条、33条1項、34条、36条、37条、38条、40条1項		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	●登録認証機関の登録等については、WTO/TBT協定等の関係もあり、国内だけでなく、国際的な整合性・信頼性確保の視点が重要である。国際的に、信頼性や質の向上等の観点から登録(認定)する主体を各国内で集約化していく流れがある中、登録主体の複数化や細分化を招来する広域的実施体制への移譲検討は、国内の登録業務の整合性・効率性を低下させるのみならず、制度の国際的な信頼性低下や国際貿易紛争等を惹起するおそれがある。また、認証機関の事務所の変更(追加・廃止等)により、その登録先が変更になることが想定されるが、登録主体が異なる以上、新たな登録主体は現地審査を含めた登録審査を白地から再度行わざるを得ず、登録主体と認証機関のいずれにとっても、極めて非効率な業務執行となる。 ●認証を受けた事業者等に対する立入検査等の移譲については、昨年11月の「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針に係る事務・権限の意向確認」において「工業標準化法(昭24法185)に基づく認証製造業者等、認証加工業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)」に対する報告徴収、立入検査については、国から地方公共団体への移譲が可能としたところ、全国知事会からは、以下の回答を得た。(事務連絡 平成25年11月22日 全国知事会事務局) 「提示された内容では、地方が求める処分権限との一体移譲ではなく、報告徴収・立入検査事務のみ移譲することとされており、これでは責任ある対応が取れないため、移譲の受け入れは困難である」したがって、現在の状況では、対応は不可能。	意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
634	計量法で定める基準 器検査に係る規制緩和	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	基準タンクの容量が大きくなればなる程、誤差が大きくなるため、現状の検査体制に加え、恒温・恒湿環境の調整等の検査設備や環境を整備する必要がある。また、設備の維持管理には、高い技術的能力・ノウハウ、費用が必要となる。 したがって、現在、大容量の基準タンクについては、産総研の設備及び専門家を配置して検査を行っている。但し、都道府県自らが基準器検査を行うのであれば、国家標準と同等の精度を持って検査するための検査設備、技術的能力・ノウハウが求められ、その水準は、国家標準を有する産総研と同等でなければならない。 仮に、産総研と同等の水準にない方法によって、結果的に一定の誤差が生じてしまう場合には、当該大容量基準タンクに合格した基準器の利用者から連続的に誤差が拡大する可能性がある。また、その影響は特定の都道府県のみに限らず、計量法における適正な計量の法体系が脅かされる可能性が大きい。	
504	適切な計量の実施の 確保に関する事務・計 量法に基づく製造、修 理、販売業者等の届 出、命令、検査等の都 道府県への権限移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 電気計器に関する立入検査等に当たっては全国統一的な対応が求められることから、権限移譲については慎重に検討すべきである。		C 対応不可	指定製造業者は、現在、全国で12事業所しか存在しておらず、立入検査等の業務は当該事業所が所在する区域を管轄する経済産業局に権限委譲されていることから、事業者から手続きに時間がかかり過ぎる等の御指摘をいただいたことは一切ない。逆に、仮に、事業所を所管する各都道府県が立入検査等を行うこととなった場合、複数の県域をまたがって事業所を設置している製造事業者にとっては手続申請先が複数となり負担増となる等の恐れがある。	
456	工業標準化法に基づ く事業所への立入 検査等の都道府県への 移譲	報告徴収、立入検査の権限のほか、認証製造業者等への措置命令権限についても包括的に移譲すべき。 権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限定すべき。			C 対応不可	全国知事会のご指摘については、昨年11月に次の理由から「報告徴収・立入検査事務のみ移譲すること」と回答した。現行の状況では、引き続き、対応は不可能。「一都道府県の認証製造業者等の製造拠点に対する立入検査等で不適合が発見された場合、同一企業の傘下において同じ品質管理を行う他の都道府県において認証を取得している製造拠点が存在する場合、そこにおいても同様の問題が生じている可能性が考えられる。また、同じJIS製品の認証を取得している同業他社においても、同様の問題が生じている蓋然性が高いと考えられる場合がある。こうした際に、一都道府県内のみ存在する製造拠点对する当該都道府県からの表示除去命令の処分は、他県の拠点对する処分とはならないことから対応が不十分であることは明白であり、また、当該都道府県内だけに對する対応では、他県の同業他社等に対し、浮き上がった問題についての対応を均一、迅速に水平展開し、必要に応じて公平に表示除去命令を下し、かつ、それが全国一律に実施されることを確実にすることは難しいと考えられる。」	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
470	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学官連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	科学技術基本計画 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(地域新産業集積戦略推進事業)) 交付要綱 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(イノベーション基盤強化事業)) 交付要綱		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	地域新成長産業創出促進事業費補助金に関し、地域新産業集積戦略推進事業(以下「戦略推進事業」)及びイノベーション基盤強化事業(以下「基盤強化事業」)は、地方自治体の行政区域を跨る広域経済圏において、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、地域が持つ様々な強みや特長、潜在力を有効に活用した、新たな成長産業群の創出・育成を推進し、全国的に展開することを目的としていた。 この観点から、より効果的に広域経済圏におけるネットワーク強化やイノベーション創出を促すため、戦略推進事業については経済産業局、基盤強化事業については経済産業省本省が執行を担当していた。 また、事業スキームにおいても都道府県外での産学官のネットワーク構築を要件としているため、都道府県に本事業の執行を委譲するよりも上述の執行体制がより適当であったと考える。 なお、本事業は平成25年度で事業を終了している。	意見なし
940	産学人材育成パートナーシップに関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学官連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	「産学人材育成パートナーシップ今後の取組の方向性について」 ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創出促進事業公募要領		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	「産学人材育成パートナーシップ事業」は、平成22年度で終了しており、現在当該事業に関する事務は、存在しない。	意見なし
235	商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。 【懸念の解消】 第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないかと。	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号		経済産業省	広島県	○ 対応不可	第3事項(目的、名称及び地区)が商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項であるとしても、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないかと。 第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項(目的、名称及び地区)は、商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保する上で、全国的に統一性を維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限としている。 4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するために「全国的な統一性の維持」が必要であっても、国が運用指針等を定めることにより担保可能と考えられ、むしろ、定款変更の内容により窓口が分散していることの方が大きい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
470	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	・地域技術の振興への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域技術の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、今後同様の事業を行う場合は、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	地域新成長産業創出促進事業費補助金に関し、地域新産業集積戦略推進事業（以下「戦略推進事業」）及びイノベーション基盤強化事業（以下「基盤強化事業」）は、地方自治体の行政区域を跨がる広域経済圏において、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、地域が持つ様々な強みや特長、潜在力を有効に活用し、新たな成長産業群の創出・育成を推進し、全国的に展開することを目的としていた。 この観点から、より効果的に広域経済圏におけるネットワーク強化やイノベーション創出を促すため、戦略推進事業については経済産業局、基盤強化事業については経済産業省本省が執行を担当していた。 また、事業スキームにおいても都道府県外での産学官のネットワーク構築を要件としているため、都道府県に本事業の執行を委譲するよりも上述の執行体制がより適当であった。 なお、本事業は平成25年度で事業を終了しているため、対応不可。	
940	産学人材育成パートナーシップに関する事務の都道府県への権限移譲	・産学官連携による高度技術の開発に係る支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産学官連携による高度技術の開発に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、今後同様の事業を行う場合は、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	「産学人材育成パートナーシップ事業」は、平成22年度で終了しており、現在当該事業に関する事務は、存在しない。	
235	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだに残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえ一体的な政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項（目的、名称及び地区）は、商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性（地域性・公共性・総合制・国際性）を確保する上で、全国的に統一性を維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限としている。 日本商工会議所による標準定款例は、法的拘束力がないため、本標準定款例を超えて定款変更がなされた結果、従来の商工会議所と性格が異なる団体となる恐れがある。 名称については、国民、商工業者が認識混同を与えるような名称を付けることがないよう、全国的な見地から判断する必要がある。 また、国が認可権限を委譲した上で、国が法的根拠に基づかず運用指針等を整備し、統一性を維持し続けることは困難。	4【経済産業省】 (2)商工会議所法（昭28法143） 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平26法51）38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
334	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	事務の効率化や地域の商工関係団体に対する事務の一元化を進めるため、商工会議所に対する認可や取り消し等の権限を、都道府県等に移譲すべき。	①商工会については、認可や取り消し等を含め都道府県等がすべての指導監督を行っている。一方、商工会議所については、認可や取り消し等を除く日常の指導監督を都道府県等が行っているが、いずれも、地域において商工業の発展に向けて活動する団体には変りはない。 ②第19回地方分権改革推進委員会において、経済産業省から、「商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明など国境を越えた事業への支援活動を行っており、国際的な信用を維持するために国が指導・監督について一定の権限を保持する必要があるとの回答がされているが、そのことのみをもって、一部の権限のみを国に残すことと具体的なメリットは不明である。 ③少なくとも希望する団体に対しては、手分け方式により権限移譲が可能となるようにするなど、地域の実情に応じた処理ができるようにすべき(ただし、該当商工会議所の了解が要)。	商工会議所法第27条、第28条、第46条第2項第1号、2号、4号及び第4項、第59条第1項第1号、2号、第2項及び第4項		経済産業省	群馬県	○ 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立の認可や取消しの処分等は、国の権限としている。 ①商工会議所は、「地域性-地域を基盤としている、イ総合性-会員はあらゆる業種・業態の事業者から構成される、ウ公共性-公益法人としての組織と活動などの面で強い公共性を持っている、エ国際性-世界各国に商工会議所が組織されている。」の4つの特性があるとされているが、ア〜ウについては、都道府県は、商工会や農業協同組合等同様の性格を持つ組織の指導・監督を既に担っており問題ない。 ②エに関して、経済産業省は、19回地方分権改革推進委員会提出資料で、「商工会議所の活動に対する日常的な監督は、都道府県に権限を移譲しているが、同会議所は国際関連業務も行っているため、組織の根幹に関わる権限は国が保持している。」としているが、国際関連業務である原産地証明が移譲の支障になっているというなら、許認可権限とは分けて、原産地証明の事務に関して国が登録認定するなどの仕組みに変えることも考えられる。 ③また、一部の商工会議所では、EPAに基づく特定原産地証明書を発行しているが、これは各商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の支所としての事務となっている(経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第8条)。 ④都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。
494	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	現在、一部移譲されている「商工会議所法」に基づく許認可等について、第3条第2項の名称使用の許可を除く、すべてを権限移譲する	商工会議所法許認可関係事務について、現在、一部しか都道府県事務になっていない。特に、商工会議所法第46条第2項の定款変更の許可については、第25条の定款記載事項により所管行政が経済産業省であったり、都道府県であったりする。権限移譲により、このような二重行政の解消を図ること、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 商工会議所側からすると、定款変更する事項により、国に申請したり県に申請したりしている。権限が移譲することにより、一括して都道府県に申請することになり、時間的にも費用的にも少なくとも済む点が、県民サービスの向上につながるものと考えている。 ただし、第3条第2項の名称使用の許可については、都道府県区域を越えた広域的対応が必要なことから、都道府県への移譲にはなじまないと考えられる。 また、類似の団体である商工会の設立、定款変更等の許認可は、「商工会法第60条」において、都道府県が処理する事務になっており、このことから都道府県等に権限移譲すべきものとする。	商工会議所法第3条第2項以外		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる許認可や処分等は、国の権限としている。 商工会議所に関する国の権限については第4次一括法により、一部都道府県・指定都市に移譲されたものの、定款変更の認可の一部がまだに国に残っており、二重行政となっている。二重行政を解消し、申請者の負担軽減及び県民サービスを図り、都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある施策の実現を旨とするため、名称使用許可を除く全ての権限を移譲すべきである。 また、全国的に統一性を維持する必要がある場合は、国がガイドラインを示すことで対応可能といえる。
592	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る設立、解散等国に残っている全ての権限を都道府県に移譲する	商工会議所については、多くの権限が都道府県に移譲されているが、地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関わりをもち、都道府県の実施する産業振興策と関連が深いことから、現在国に残っている設立・解散等の認可についても地方において権限を有すべきであり、未だ国において権限を有する設立・解散等の認可についても移譲を求めらる。 なお、第4次一括法の成立に向けた整理の中で、本件について経済産業省からは「商工会議所は…国境を越えた事業への支援活動を行っており、…国際的な信用を維持するために国が『指導・監督について一定の権限を保持する必要があるとの回答がなされているが、その事業実態から商工会議所の業務は地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関連を持ち、都道府県の施策との関連が深いことから、移譲を求めるもの。」	商工会議所法第84条、商工会議所法施行令第7条		経済産業省	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	○ 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立や解散の認可等は、国の権限としている。 商工会議所の4つの特性のうち、地域性、公共性、総合性については、各都道府県内の範囲にとどまる商工会議所については、都道府県へ権限を移譲しても支障はないと考えられる。国際性については、商工会議所の事務として特定原産地証明書の発行があるが、これは各商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の支所としての事務であり、日本商工会議所の権限のみを国が所管していれば支障はないと考えられる。都道府県へ権限移譲した場合に、どのような具体的な支障事例を想定されているかご教示いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
334	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、独立の認可や取消しの処分等は、国の権限としている。国際性に関して、日本商工会議所による特定原産地証明の発行以外にも、原産地証明書の発行については、各商工会議所の重要な事業(商工会議所法第9条第6号)であり、その他にも国境を越えた商事取引に関する仲介又は斡旋(同条第11号)、商事取引の紛争に関する仲裁、調停又は仲裁(同条第12号)も重要な事業である。	【再掲】 4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
494	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる許認可や処分等は、国の権限としている。上記のように国の権限としている事項は、県内の商工会議所の熟知の程度とは関係なく、全国的に統一性を維持するためのものである。また、国が認可権限を委譲した上で、国が法的根拠に基づかずガイドラインを整備し、統一性を維持し続けることは困難。	【再掲】 4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
592	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所による特定原産地証明の発行以外にも、原産地証明書の発行については、各商工会議所の重要な事業(商工会議所法第9条第6号)であり、その他にも国境を越えた商事取引に関する仲介又は斡旋(同条第11号)、商事取引の紛争に関する仲裁、調停又は仲裁(同条第12号)も重要な事業である。	【再掲】 4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
946	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく(商工会議所に係る経済産業大臣の)定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。 【懸念の解消】 第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないかと。	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号		経済産業省	中国地方知事会	○ 対応不可		3事項(目的、名称及び地区)が商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項であるとして、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないかと。 4つの特性(地域性・公共性・総合性・国際性)を確保するために「全国的な統一性の維持」が必要であっても、国が運用指針等を定めることにより担保可能と考えられ、むしろ、定款変更の内容により窓口が分散していることのデメリットの方が大きい。
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力及水需要の課題が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。 植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。 工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。 雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。 【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。	工業用水道事業法第2条 河川法第23条		経済産業省、国土交通省	熊本県、福岡県	D 現行規定により対応可能		第1次回答より、植物工場等や都市活動用水、船舶等への供給についても可能となるものと期待するとともに、工業用水道事業の雑用水に関する制度改正(手続きの簡素化、供給条件の緩和等)が早期に実施されることを要する。 なお、雑用水に関する制度改正に実効性を持たせるためにも、併せて関連する規制(水利権等)に係る関係府省庁との調整を要する。
503	工業用水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	工業用水道事業法の施行に関する以下の事務の権限を移譲 工業用水道の届出・許可給水能力の変更等の届出・許可 工業用水道事業に関する報告 水質測定項目免除の承認の申請 ほか	県内の工業用水道事業者である横浜市及び川崎市にとって、届出や報告等の届出が県にない場合は、地域の実情に応じた相対対応が可能となることから、県が行うべきである。現在のところ大きな支障事例はないが、次年度計画に関する国からのヒアリングなどを、国ではなく地域に近い県が行うことにより、距離の面を含めて、県内の工業用水道事業者が相談しやすい環境になると考えられる。 工業用水道事業法第23条に規定する変更の届出・許可 法第23条に規定する工業用水道事業に関する報告 工業用水道事業法施行令第1条に規定する水質測定項目免除の承認の申請 法第18条、第22条、第24条に規定する届出、届分、調査、検査			経済産業省	神奈川県	○ 対応不可		工業用水の豊富な供給の確保という観点から、産業政策との整合性等も踏まえつつ、各工業用水道事業者が事業の確実性と経営の合理性を確保するのに必要な要件を備え、また、国民経済的に適切であるかどうか等について検証する必要があるため、今後とも国が手続きを維持することが重要である。 また、大規模災害の発生リスクが高まっている中で、災害に強い国土及び地域を作ることが急務であり、昨年、事前防災・減災に係る施策を国策として推進するため国土強靱化基本法が成立したところ、同法に基づき基本計画において、工業用水道の災害対応力の強化を進めることとしており、工業用水道の整備・強靱化を国の政策として実施していくことが必要。 工業用水の豊富な供給の確保という観点から、産業政策との整合性等も踏まえつつ、各工業用水道事業者が事業の確実性と経営の合理性を確保するのに必要な要件を備え、また、国民経済的に適切であるかどうか等の検証については、法令や運用の基準を整備すれば都道府県でも可能であると考え、国土強靱化基本法第4条は、同じ適切な役割分担を踏まえて、施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するとあり、東日本大震災に見られるように、大規模災害時の住民や企業への支援の実施主体として都道府県の役割の大きさを踏まえると、都道府県の役割とすることが適当であると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
946	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえ、一体的な政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項(目的、名称及び地区)は、商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保する上で、全国的に統一性を維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限としている。 日本商工会議所による標準定款例は、法的拘束力がないため、本標準定款例を超えて定款変更がなされた結果、従来の商工会議所と性格が異なる団体となる恐れがある。 名称については、国民、工商业者が誤認混同を与えようとする名称を付けることがないよう、全国的な見地から判断する必要がある。 また、国の認可権限を委譲した上で、国が法的根拠に基づかず運用指針等を整備し、統一性を維持し続けることは困難。	【再掲】 4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	工業用水道事業者の雑用水に関する制度改正については、国土交通省と調整の上、本年度内に実施することを目指す。	6【経済産業省】 (4)工業用水道事業法(昭33法84) 工業用水道による工業の用以外の用途(飲用を除く。)への水の供給については、雑用水比率10%以下の場合の届出の廃止等の手続の簡素化、供給条件の緩和等を含む運用を改正し、平成26年度中に工業用水道事業者に通知する 【措置済み(平成26年12月25日付け経済産業省経済産業政策局産業施設課通知)】
503	工業用水道事業法の施行に関する事務(除水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	・提案団体の提案に沿って都道府県へ権限移譲すべきである。			C 対応不可	国全体として産業競争力・成長性を高めるためには、県域を越えた最適な産業立地政策(広域のクラスター政策や戦略産業育成政策など)を国の視点から進めることが重要であり、産業立地と密接に関わる工業用水道事業はこれらの政策との整合性を踏まえて進める必要がある。基本的に都道府県は産業立地において他の都道府県と競合関係にあり、上述の広域的な産業立地政策の視点で政策を進めることは困難である。 また、工業用水道施設、水源保全や地盤沈下の影響範囲等は複数の県域をまたぐ場合があり、さらに、国として工業用水道事業の広域化を進める方向性が示されている(「産業構造審議会第5回工業用水道政策小委員会」(平成26年5月経済産業省))中で、広域的な事業展開を行う事業者は今後も増えていく見込みである。仮に都道府県が権限を有した場合、これらの広域的な視点を踏まえ、判断や関係自治体間の利害関係の調整等における公平・公正な判断が行えないおそれがある。 加えて、防災基本計画において工業用水道はライフラインと位置づけられており、その整備及び維持管理は国家の重要な機能確保の観点から極めて重要であり、国土強靱化基本法においても、大規模自然災害等から国民経済を守ることは国が果たすべき基本的な責任の一つであり、地方公共団体と連携しつつも、国がしっかりと計画を定めて行うものとなっている。 なお、国としては、これまでも工業用水道事業者と緊密なコミュニケーションを図ることで地域の実情に応じた相談対応を心がけてきたところであるが、今回のご指摘を踏まえ、今後は工業用水道事業者以外の関係自治体からの意見聴取等も行うなど、これまで以上に地域の実情を踏まえた対応を目指してまいります。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
844	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限移譲	液化石油ガス販売事業者の登録等の事務について効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する販売事業者でありながら、県域内のみならず事業所を設置する販売事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している販売事業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。 さらには、液化石油ガス販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるものの、現在、当該事務は県(一部国)が所掌しており、効果的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えば、事故の届出については、国所管の事業所であっても、販売店の所在する都道府県に届出することになっているなど、事務処理が混乱するおそれ指摘されている。 本業務に従事する国の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導をすることができる。 販売消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効果的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。 なお、現在、本県が所管する事業者数は約400事業所。このほか、複数の県域に跨る事業所として国が所管するものは県内に約10事業所。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条1項、第302条第3項、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第16条第3項、第16条第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第26条、第28条、第29条第1項、第32条第2項、第33条第2項、第35条第1項、第35条の2、第35条の3、第35条の4(第8条、第10条、第20条)、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10、第82条第1項、第83条第1項(液化石油ガス販売事業者に係るもの)及び第2項、規則第132条、規則第133条		経済産業省	愛媛県	〇 対応不可	国所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関の中には、50以上の販売所又は保安機関の事業所がそれぞれ以上存在しているケースもあり、国所管の液化石油ガス販売事業者や保安機関に係る仕組み等、事業所単位で基礎自治体で所管する制度とした場合、広域指導の観点から規制の実効性が乏しくなってしまうことに加え、液化石油ガス販売事業者や保安機関の負担増(複数の市町村に事業所がある事業者の場合、その登録等を市町村が行うとすると、事業者は事業所のあるすべての市町村へ申請等を行わなければならない)と、事業者に対して著しい負担を強いることとなることからも、全国一律に事業所単位で基礎自治体(市町村)が液化石油ガス販売事業者の登録等又は保安機関の認定等を行うようにはできない。 また、液石法に係る事務処理を都道府県から基礎自治体に権限移譲することは、地方自治法において、条例による事務処理の特例を認めており、都道府県は「条例の定めるところにより市町村が事務処理することができる。」(同法第252条の17の2)こととなっているため、現行制度においても対応は可能である。 なお、液化石油ガス販売事業者の登録等は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置する場合は、国一の都道府県の区域にのみ販売所を設置する場合にあっては当該都道府県に登録等することになっており、二重規制(行政)との御指摘はあたらない。	「基礎自治体で所管する制度とした場合、広域指導の観点から規制の実効性が乏しくなってしまうこと」との回答については、権限の委譲後も国が統一した指導マニュアルを策定すること等により、規制の実効性を確保することは可能である。 「事業者に対して著しい負担を強いることになる」との回答であるが、今回の提案の趣旨は事業者の利便性を高めることながら、同一行政区域内の事業者の指導について、地元自治体が一義的に責任を負うことで、地域住民の安全を確保するというものである。 「現行制度においても対応は可能」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、国の権限に属する事務について、まずは地方へ移譲してほしいというものであり、県から基礎自治体(市町村)への移譲は、その次のステップの課題として、環境の整った基礎自治体から順次実施することを考えている。 「二重規制(行政)との指摘はあたらない」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、同一の行政区域内に存する同一の事業を営んでいるものでありながら、その営業区域の大小により所管する官公庁が異なることをもって「二重行政」とし、それを解消することにより、効果的・効果的な指導監督体制を構築しようというものである。
428	石油貯蔵施設地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃	昭和53年の資源エネルギー庁石油貯蔵施設地対策等交付金(以下「交付金」とする)の補助率について、国による補助率が1/2以下の補助率に引き上げられているが、その補助率の制を撤廃し、同交付金の弾力的運用を可能としたい。	【提案の背景】石油貯蔵施設地等の市町村は、住民の安全を確保し、不安のない地域社会を構築するため、特設の安全・防災対策等の環境整備を推進している。特に、防災対策については、首都直下地震・南海トラフ巨大地震に備えるべく更なる対策の推進が喫緊の課題となっている。 【支障事例】防災施設等の整備には、財政負担が大きく、「石油貯蔵施設地対策等交付金」は、貴重な財源となっている。同交付金は、「石油貯蔵施設地対策等交付金交付規則」の備考により、「国がその経費の一部を負担し又は補助する事業は除く。ただし、当該事業の経費に対する国の負担又は補助の割合が法令により定められているもの(一定割合)の割合で負担又は補助することになっているものを除く。」以外のものについては、石油貯蔵施設設置の円滑化に資するため特に必要があるも認められる場合に限り、交付対象とすることができる。」とされている。それにより、昭和53年9月28日の「資源エネルギー庁石油貯蔵施設地対策等交付金」の割合が1/2より高い事業に充当できないなど運用上の制限が課されている。 【解消策】立地交付金は、特別会計法及び同法施行令等上、交付対象事業につき何らかの制限を課しておらず、同様の充当制限があった「電源立地地域対策交付金」は、すでに充当制限が撤廃されており、「石油貯蔵施設地対策等交付金」は、すでに充当制限が撤廃されれば、農山漁村地域整備交付金(うち農地防災事業、畜産環境総合整備事業等)事業など、国による補助率が1/2より高い事業にも充当が可能となり、同交付金の弾力的な運用と使途の拡大を通じ、更なる防災対策や住民の福祉向上が実現できる。	石油貯蔵施設地対策等交付金交付規則第3条、第4条、別表	全国市長会石油基地自治体協議会の正副会長市4市による共同提案	経済産業省(資源エネルギー庁)	吉小牧市、市原市、高石市、山陽小野田市	〇 対応不可	国の財源に限りがある以上、自治体のニーズに細やかに対応するためにも、他に国庫補助のない事業への支援を原則とすることが有益である。一方で、自治体からの要請に応え、現行規定上、他の国庫補助がある場合にも、真に必要なと認められる事業については、本交付金の配分を認めると柔軟な運用をしているところであるが、事業費の2分の1以上を他の国庫補助により措置できる事業は、本交付金の交付が真に必要なと認められる事業とは認められない。」とあるが、「真に必要なとされる事業の基準について教示いただきたい。石油貯蔵施設地対策等交付金は、特別会計法及び同法施行令等上、交付対象事業につき何らかの制限を課しておらず、同様の充当制限があった「電源立地地域対策交付金」は、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて「地方の裁量拡大」の指摘を受けて、充当制限が見直されている。	
853	石油貯蔵施設地対策等交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	石油貯蔵施設地対策等交付金(以下「交付金」とする)の補助率について、国による補助率が1/2以下の補助率に引き上げられているが、その補助率の制を撤廃し、同交付金の弾力的運用を可能としたい。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び「自国へ事業計画を提出した後の変更手続きに柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度システムとはなっていない」 当交付金は石油貯蔵施設設置の円滑化に資することを目的とするものであるが、交付対象事業は公共施設整備に限定されていることから、その他の行政需要には充当できない。 石油貯蔵施設地対策等交付金交付規則第3条に規定する交付対象経費(公共施設整備費用)について、県が必要と判断する経費に充当できるよう権限を移譲する。 交付対象を公共施設整備に限定しない制度設計とする。 煩雑な事務手続きが軽減され、使い勝手の良い制度となる。	石油貯蔵施設地対策等交付金交付規則第3条、第11条、		経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県	〇 対応不可	当該交付金事業は、補助金適化法対象である以上、申請内容について交付目的に照らし適切か否か、国として十分に内容を審査した上で、交付決定をする必要があることから、事業採択における権限委譲は、適切ではない。なお、現行規定上、交付対象については、自治体からの要請を踏まえ、可能な限り拡大してきたところである。 事業採択についてはやむを得ないが、交付対象については制限しないなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
844	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限移譲	液化石油ガス販売事業者の登録等の権限については、市町村に移譲すべきである。	【全国市長会】 事業者が複数の市町村に事業所を持つ場合、申請先が増加することにより事業者の負担が増大することから、市への移譲については慎重に検討すべきである。		C 対応不可	国所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関はそれぞれ約240、約570社あり、販売所及び保安機関事業所をそれぞれ69事業所/35都道府県、70事業所/36都道府県にまたがって設置している事業者もあるため、国の権限に属する事務を都道府県へ移譲した場合においても、事業者の申請コストが増大してしまうといった弊害が生じる。 仮にこうした事業者を各都道府県が管轄することとした場合、一つの事業者に対して複数の都道府県が指導を行う非効率が生じてしまう。こうした事業者に対し、効果的に指導を行うためには、国が広域的に対応することが規制の実効性・行政コスト・事業者コストの観点からも最適であると考えている(全国市長会からの意見にもある事業者コストの増大だけでなく、行政事務の細分化による行政コストの増大も懸念される。)	
428	石油貯蔵施設立地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	本文付金は、石油貯蔵施設の周辺自治体における消防設備等の整備にかかる財政負担を軽減するため、特ニ定額補助として、必要予算額を確保しているもの。 現在、執行率は約98%(入札による競争があるため、実質は100%)と高い水準を維持しており、予算の制限が非常に厳しい中で各自治体の様々なニーズに応じていくためには、事業費の2分の1以上を他の補助金により措置できる事業まで、本文付金により支援することは適切ではないと考えている。	
853	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲				E 提案の実現に向けて対応を検討	当初の提案事項については対応不可である。 交付対象については、交付目的に照らし合わせ、「施設の整備」として必要と考えられるものを、具体的な数量を踏まえ、これまでも拡大してきたところである。 今後は、各自治体の要望、交付金の適正な予算執行の確保の観点等を踏まえ、制度の改善・拡充につき検討してまいりたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
375	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正	採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、採石法第32条に規定する採石業の登録については、同法第32条の4第1項及び第32条の10第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にあり、現に警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が採石業の登録を受けていることが判明した際も登録を取り消すことができず、対応に苦慮した県もある(ある企業に対して、産業廃棄物関係の許可は取り消すことができたが、採石法関係は取り消すことができなかった)。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、採石法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、採石法と同じ業者登録制を採用している罰鍰販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	採石法第32条の4第1項及び第32条の10第1項	佐賀県提案分【提出資料】提案県における採石法・砂利採取法登録業者に対する対応等※06【関係する政府の取組】「世界一安全な日本」創造戦略(H25.12)	経済産業省(資源エネルギー庁)	九州地方知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案事項の重要性については十分理解している。一方で、提案事項の実現に向けては、法制度での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。	犯罪対策関係会議「世界一安全な日本」創造戦略」や、地方分権改革推進本部第1回会合を踏まえ、提案の早期実現に向けた対応をお願いしたい。
376	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正	砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、砂利採取法第6条に規定する砂利採取業の登録については、同法第6条第1項及び第12条第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にある。過去において、砂利採取業の登録を受けている者が暴力団関係者と関係がある疑いが出た際に、対応に苦慮した県もある(この経験を踏まえ、ある法については暴力団排除条項を条例で設け、今後同様の事案が生じない措置を講じたが、砂利採取法関係は暴力団排除条項を条例で設けることができなかった)。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、砂利採取法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、砂利採取法と同じ業者登録制を採用している罰鍰販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	砂利採取法第6条第1項及び第12条第1項	佐賀県提案分【提出資料】提案県における採石法・砂利採取法登録業者に対する対応等※06【関係する政府の取組】「世界一安全な日本」創造戦略(H25.12)	経済産業省	九州地方知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案事項の重要性については十分理解している。一方で、提案事項の実現に向けては、法制度での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。	犯罪対策関係会議「世界一安全な日本」創造戦略」や、地方分権改革推進本部第1回会合を踏まえ、提案の早期実現に向けた対応をお願いしたい。
500	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣コンテンツ・ビジネススキル向上、新技術の習得、人的ネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催 コンテンツ産業関連調査研究	魅力あるコンテンツの海外への紹介、コンテンツの取引の活性化を図るための国際的な催しの実施又はこれへの参加に対する支援、コンテンツに係る海外市場に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずることにより、地域独自のコンテンツ事業の事業規模の拡大を図るとともに、その地域の海外におけるコンテンツの普及を通じて日本の各地域の文化等に対する各国の人々の理解の増進を図ることができるが、現在は国が当該事業を行う権限を有しているため、各地域の特色を出すことができず、ひいては日本の発展につながっていないという支障がある。	コンテンツの創造、保護に関する法律第19条		経済産業省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に係る国及び地方公共団体の責務が定められているものであり、国が事業を独占的に行う権限を定めたものではない。 同法第19条の国の海外における事業展開の促進についても、国が講ずるべき施策が定められているにすぎず、したがって当該条項は地方公共団体による当該施策の実施について何ら禁止しているものではない。 そのため、地方公共団体においても、各地域の特色を出したコンテンツの海外への事業展開の促進に係る事業を独自に進めていただきたい。	意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
375	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正	<p>・採石業の登録及び取消の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、都道府県の判断により条例で補正することができるようにするべきである。</p> <p>・なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。</p>		<p>○ 提案主体は「提案の早期実現」を求めているが、「第1次回答」や9月3日(水)のヒアリングにおいて「具体的な措置内容を検討していく」とのことであったが、検討結果を出す時期等のスケジュールについて、現在の見直しを明示していただきたい。</p> <p>○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて「立法事実の把握が課題」とのことであったが、把握に向けた現在の進捗状況を示していただきたい。</p>	E	<p>提案事項の実現に向け、警察庁及び都道府県の協力を得ながら、立法事実の把握、措置内容の検討を事務的に進めており、具体的な対応方針・スケジュールについては、関係部局を含め内部で調整中である。</p> <p>今後の法制部局との調整により、法令改正を行うこととなった場合には、地方分権一括法での措置にて検討を進めていくことになる。</p>	<p>6【経済産業省】</p> <p>(1)採石法(昭25法291)</p> <p>採石業者の登録の拒否(32条の4)及び登録の取消し等(32条の10)の要件等に暴力団員等を加える。</p>
376	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正	<p>・砂利採取業の登録及び取消の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、都道府県の判断により条例で補正することができるようにするべきである。</p> <p>・なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。</p>		<p>○ 提案主体は「提案の早期実現」を求めているが、「第1次回答」や9月3日(水)のヒアリングにおいて「具体的な措置内容を検討していく」とのことであったが、検討結果を出す時期等のスケジュールについて、現在の見直しを明示していただきたい。</p> <p>○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて「立法事実の把握が課題」とのことであったが、把握に向けた現在の進捗状況を示していただきたい。</p>	E	<p>提案事項の実現に向け、警察庁及び都道府県の協力を得ながら、立法事実の把握、措置内容の検討を事務的に進めており、具体的な対応方針・スケジュールについては、関係部局を含め内部で調整中である。</p> <p>今後の法制部局との調整により、法令改正を行うこととなった場合には、地方分権一括法での措置にて検討を進めていくことになる。</p>	<p>6【経済産業省】</p> <p>(6)砂利採取法(昭43法74)</p> <p>砂利採取業者の登録の拒否(6条)及び登録の取消し等(12条)の要件等に暴力団員等を加える。</p>
500	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	<p>・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>			D	<p>現行規定により対応可能</p> <p>全国知事会からの意見も鑑み、提案団体と意見交換を行いたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
502	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	振興計画等、各種計画の認定業務の権限の移譲 伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務の移譲	振興計画等、各種計画の認定・補助金交付決定は、地域の産業の振興の観点からも重要な業務であり、その対応としては、都道府県が「市町村」、「商工会、商工会議所」、「業界団体、観光振興団体」等、地域の実情に即した上で、地域と緊密に連携し、総合かつ継続的な支援を実施していくことが、より有効であるとされるため、権限の移譲を求める。 具体的な支障事例としては、①計画の認定及び補助金の申請について、国と事業者が調整しており、県が計画認定に関与していないため、県が計画認定に関与すれば紹介することができた伝統的工芸品が、支援計画の対象に入っていない事例や、②どの事業者が計画を検討しているか、国から支援体制を構築できた可能性のある事例がある。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	国指定の伝統的工芸品は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の目的が、「伝統的工芸品産業の振興を図り、国民生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、(以下略)」と規定されているように、伝統的工芸品産業は貴重な地場産業であり、その振興を図るには、国と地方が連携、調整することが不可欠。ゆえに、同法において、「伝統的工芸品産業支援補助金申請の前提条件となる」各種事業計画の認定については、「都道府県知事(又は市町村)の長は、伝統的工芸品産地の組合が作成する振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を付して経済産業大臣に送付するもの」と規定し、自治体が主体的に関与する権利を担保している。 また、政令において、第2次以降の振興計画の認定は、都道府県知事又は市町村の長が行うものと規定されている。	「伝統的工芸品産業の振興のためには、地域産業の振興の観点から、都道府県が主体となり、総合かつ継続的な取り組みと関係団体との密接な連携が必要であり、事務権限を移譲しうえて、国と地方が連携するべきと考えます。」 都道府県が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から、自由度をできるだけ高めた上で、振興計画の第1回目及び同法に定める振興計画以外の計画並びに補助金についても移譲し、都道府県を実施主体にすること。
669	地域伝統産業活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市や地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	これまで国が実施していた施策の中でも、伝統産業の振興に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置を講じて頂きたい。 申請者となる伝統産業の組合や事業者は、従事者の高齢化等もあり、公募事業に関する情報の収集や補助金等の関係書類の作成が困難なことが多く、地域の実情を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。 希望する基礎自治体は、地域振興に資する国から交付金により予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をできるようにすれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組みことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 伝統産業事業者等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域に集積する伝統産業の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第16条 中小企業経営支援等対策費補助金 (伝統的工芸品産業支援補助金)交付要綱		経済産業省	堺市	○ 対応不可	国指定の伝統的工芸品は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の目的が、「伝統的工芸品産業の振興を図り、国民生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、(以下略)」と規定されているように、伝統的工芸品産業は貴重な地場産業であり、その振興を図るには、国と地方が連携、調整することが不可欠。ゆえに、同法において、「伝統的工芸品産業支援補助金申請の前提条件となる」各種事業計画の認定については、「都道府県知事(又は市町村)の長は、伝統的工芸品産地の組合が作成する振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を付して経済産業大臣に送付するもの」と規定し、自治体が主体的に関与する権利を担保している。 また、政令において、第2次以降の振興計画の認定は、都道府県知事又は市町村の長が行うものと規定されている。	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下、「法律」)」における各種計画等の認定については、都道府県知事(又は市町村長)が主体的に関与する権利が担保されているということについては、改めて理解しましたが、この度の要望趣旨は、法律に基づいて行われている「伝統的工芸品産業支援補助金(以下、「補助金」)」について、希望する基礎自治体が、制度設計や運用できるような変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きたいというものである。 補助金メニューのうち、特に、地域振興に資する「振興計画(伝産法第4条)」に基づく事業については、伝統産業事業者に身近で、地域の特性に精通している基礎自治体が、計画の最初の認定をはじめ、補助事業の設計や運用を担えるようになれば、自治体を持つ既存施策と一体的に地域の伝統産業振興に取り組むことができ、伝統産業事業者に対して、タイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となると考える。 また、伝統産業事業者や関係機関、基礎自治体などがより一層、連携して取り組むことにより、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みができれば、より実効的な制度になると考えます。 なお、「活性化計画(伝産法第9条)」など、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについても、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。
941	情報処理の促進に関する事務の都道府県への権限移譲	補助事業や委託事業の実施による、地域における先進的な情報処理・ソフトウェア産業の振興事業、中小企業のIT化の推進 企業・地域住民等に対するコンピュータウイルス対策や情報セキュリティ強化の普及・定着 地域におけるIT動向の実態の調査	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をほし。 (現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところがある。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	ITの戦略的導入のための行動指針、 IT経営力指標、 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金交付要綱		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	御提案事項にある「情報処理の促進に関する事務」が具体的に何を指しているのか不明であるが、まず下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金に関する事例は、情報処理の促進に関する事務ではなく、下請事業者の自立化を促進するための事務であることから、御提案事項に直接対応する事務であるとは考えられない。同じ求める措置の具体的な内容に關しても、「相談内容」、「従前のスキーム」が具体的に何を指すのか不明である。 なお、下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金は、下請中小企業振興法の法認定を受けた事業計画の下で、2者以上の下請事業者が連携して新たな取引先の開拓を図る事業等を支援するものであり、下請中小企業の新たなビジネスモデルとなる事業を全国的な視点から、法律に基づく認定及び補助金の採択を行っているところ。	意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
502	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	都道府県が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	各種計画の認定業務ならびに補助金の交付に係る事務の権限委譲については、伝統的工芸品が都道府県/市町村をまたいで指定されているケースがあることや、異なる都道府県/市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画も数多くあることから、引き続き図る認定、補助金交付業務を行うことが適当である。 他方、計画認定等にあたり、各都道府県/市町村と連携することは当然重要であり、運用面において従来よりもさらに、各自治体により積極的に案件組成に関与できるような仕組み作りを検討していく。	4【経済産業省】 (3) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (イ) 振興計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 (ロ) 伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。
689	地域伝統産業活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	都道府県が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	各種計画の認定業務ならびに補助金の交付に係る事務の権限委譲については、伝統的工芸品が都道府県/市町村をまたいで指定されているケースがあることや、異なる都道府県/市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画も数多くあることから、引き続き図る認定、補助金交付業務を行うことが適当である。 他方、計画認定等にあたり、各都道府県/市町村と連携することは当然重要であり、運用面において従来よりもさらに、各自治体により積極的に案件組成に関与できるような仕組み作りを検討していく。	【再掲】 4【経済産業省】 (3) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (イ) 伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。
941	情報処理の促進に関する事務の都道府県への権限移譲	情報処理の促進への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する情報処理の促進に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	御提案事項にある「情報処理の促進に関する事務」が具体的に何を指しているのか不明であるが、まず下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金に関する事務は、情報処理の促進に関する事務ではなく、下請事業者の自立化を促進するための事務であることから、御提案事項に直接対応する事務であるとは考えられない。同じく求める措置の具体的な内容に関しても、「相談内容」、「従前のスキーム」が具体的に何を指すのか不明である。 なお、下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金は、下請中小企業振興法の法認定を受けた事業計画の下で、2名以上の下請事業者が連携して新たな取引先の開拓を図る事業等を支援するものであり、下請中小企業の新たなビジネスモデルとなる事業を全国的な視点から、法律に基づく認定及び補助金の採択を行っているところ。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取り組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取り組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の結果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき画において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨を示されている。	昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会としては、手分け方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものと考えている。
476	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査の都道府県への権限移譲	一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与する。	当該事務・権限は国による自己仕分け結果で、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する権限を地方に付与することを「全国一律・一斉に委譲するもの(A-a)」としている。 エネルギーの使用の合理化等に関する法律等による事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)は、都道府県条例に基づく事業活動に伴う地球温暖化対策に係る計画書制度等の事務・権限と類似する点が多く、権限移譲により事務が一元化し、事務の効率化や事業者の利便性向上を図られることから、国の仕分けに基づき、都道府県に権限を付与すべきものと考えられる。ただし、権限移譲にあたっては、以下の事項について、調整が必要がある。特定事業者等への措置に関する事項について、地方自治体と国との間や、地方自治体間の役割の明確化や情報共有の仕組み 特定事業者への措置の遂行に必要な専門人材の確保・育成及び財源の配分 検査マニュアルの整備など立入検査等の統一な実施を行うための仕組み	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第87条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第24条、第25条、第26条		経済産業省	神奈川県	C 対応不可	前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨を示されている。	平成25年11月22日付け全国知事会の文書は、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについては困難と認識しているだけであって、指導・助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきというスタンスである。 しかし、本県としては、現在、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき実施している事務・権限と一元化させることにより、事務の効率化や事業者の利便性向上を図ることができると考えられており、国の自己仕分けでA-aとされていることに鑑み、まずは、指導・助言・報告徴収・立入検査権限のみであっても移譲に向けて条件を整えるべきであると考えている。
506	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平9法37)に基づく利用計画の認定権限の移譲	新エネ法に基づく新エネルギー等利用計画認定に係る各種届出の受理	国は「新エネルギーの普及促進にかかわる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のバランスを失ふこととなり、著しい支障が生じる」としているが、新エネルギーの普及促進は、地域の自然環境や立地条件等の制約を受けることから、地域の状況を熟知している地方自治体が行うことが合理的かつ効果的である。 前述した理由から、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条に基づく「新エネルギー利用等に関する計画」の認定に関する措置は、地方に移譲すべきである。 また、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行に伴い廃止されている。したがって、同特別措置法第6条による「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等」に関する事務を、地方に移譲すべきである。	新エネ法利用等の促進に関する特別措置法第8条		経済産業省	神奈川県	C 対応不可	以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。 ・「新エネルギー利用等に関する計画」の認定について、経済産業大臣は国の基本方針に照らして適切な計画であり、かつ、我が国全体の新エネルギー利用等の普及に特に有効なものと認めるときは、その認定をするものとする(同法第9条第3項)。引き続き、国による認定が必要。 なお、地方自治体において、地域の自然環境や立地条件等の地域の実情を踏まえて、再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための条例を制定している自治体も存在し、現行規定でも対応可能である。 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条(以下、「本条項」という。)に規定される再生可能エネルギー電気の発電の認定権限の地方への移譲に関して、本条項により認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国が全国一律の基準で認定を行うことが必要であるため、本条項でも国による認定をうけるものとしている。電気事業者による新エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条(設備認定)が廃止されたために、本条項の事務を地方に移譲すべきであるとする根拠が不明である。	新エネルギー利用等に関する計画の認定権限については、当該計画に記載する事項(事業者が新エネルギー等を利用する際の目標、内容及び資金調達方法等)を考慮すると、国が定めた基本方針等に基づき、都道府県知事が認定することは可能と判断して移譲を求めているものである。また、認定計画に従って新エネルギー利用等を行う際に、中小企業投資育成株式会社の特例等が適用され、こうしたエネルギー会社の設立支援が地域経済の活性化につながることを期待しており、同様の目的で別な条例を制定する意味はないと考える。 また、電気事業者による新エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条は廃止されたが、発電設備の認定の取消等の手続きが、経過措置として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条に引き継がれている。経過措置ではあるが、別に提案している同法第6条に基づく再生可能エネルギー電気の発電設備の認定権限の地方への移譲と合わせて、窓口を地方に一元化する方が合理的と考え、その権限移譲を求めたものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	<p>・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p> <p>・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものの、</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>		C 対応不可	<p>1 エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。</p> <p>2 国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一的な基準に基づく運用は必須である。</p> <p>3 また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を委譲した場合、事業者全体の状況を把握し、動向した上での事務を実施することが不可能となる。</p> <p>4 さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う主体が異なることとなり、法の趣旨に反する。この際、全国知事会の意見のように国の指示権を認めず自治体等に異なる運用が行われた場合は特に、事業者の混乱を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。</p> <p>5 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に限らず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。</p> <p>6 以上のことから、移譲の対象とはできない。</p>	<p>4【経済産業省】 (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭44法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
476	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	<p>・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p> <p>・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものの、</p>			C 対応不可	<p>エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。</p> <p>省エネ法と地球温暖化対策推進条例とは目的が異なるものであり、そもそも神奈川県提案のように、目的が異なる事務を一括できないものではない。</p> <p>なお、国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権や立入検査等の行使は必須である。</p> <p>また、全国知事会の意見にある特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を委譲した場合、事業者全体の状況を把握し、動向した上での事務を実施することが不可能となることとなり、委譲の対象とはできない。</p> <p>今回の神奈川県提案は、手挙げ方式であるか否かについて明記されていないが、全国知事会の意見のように手挙げ方式を提案しかつ国の指示権を認めない形で権限を委譲した場合は、当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭44法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
506	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平9法37)に基づく利用計画の認定権限の移譲	<p>関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。</p>			C 対応不可	<p>以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」及び「E提案の実現に向けて対応を検討」である。</p> <p>「新エネルギー利用等に関する計画」の認定については、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、導入に際しては広域的な電力系統への取入れが必要であることに関し、引き続き、国による認定が必要。なお、この指票の中小企業投資育成株式会社法の特別については、近年、利用実績が皆無であることと鑑みると、エネルギー会社の設立支援が地域経済の活性化につなげるためにこれを活用することは困難であり、再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための案例を制定する方が、効果的であると考えられる。</p> <p>電気事業者による新エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関する権限の移譲については、窓口を一本化するとの観点から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関する権限と同様、新エネルギー小委員会の議論も踏まえ、検討を進めてまいりたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(次世代自動車の世界普及普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中(1)全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3	別紙あり	経済産業省、国土交通省、総務省(消防庁)	埼玉県	A 実施	「欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており」との指摘に関しては、根拠が必ずしも明らかではないが、水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化に向けた支援など総合的な対策が必要である。規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」に基づき、安全性の検証を行った上で必要な措置を行っているところ。 例えば、使用燃料の拡大については、ドイツ、米露等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次第措置を講じることをしている。	早期に見直しを実施し、水素ステーション設置を促進していただきたい。
367	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定権限の市町村への移譲	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定を基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 新設等の届出は、本県では各市町村に特別条例で移譲済である。市町村が基準面積設定を希望する場合は、独自で行うことができ、県が条例を制定して決定する必要があり非効率である。このため、本事務の移譲により、新設に係る事務を市町村がより一体的に自ら実施できるようになる。 また本県は市町村合併が大きく進展した県であり、市町村合併により広域化した基礎的自治体(県内市町の平均面積388.7km2)は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能となっている。 なお、大規模小売店舗法の規定により、基準面積等を定める事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特別条例による市町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【課題の解消策】 このため大規模小売店舗法第3条第2項の大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定主体へ「市町村」の追加を求める。	大規模小売店舗法第3条第2項		経済産業省	広島県	C 対応不可	大規模小売店舗法に基づき新設等の届出に係る個別の事務は、自治事務として都道府県及び政令指定都市が実施することを本則としている(地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めて市町村に事務を移譲することも可能)。 一方、基準面積は同法の適用対象を明らかにする客観基準の一つであり、その決定に当たっては個別の新設等届出に係る法運用よりも、広範な影響を及ぼす事項である。こうした事情から、基準面積は国が全国的な観点から決定することを本則とし、一定の要件を満たした場合のみ、都道府県・政令指定都市が条例により定めることが認められているものである。 以上の通り、基準面積の決定については大店立地法の運用に係る個別の事務手続にしてより広域的な観点から厳格な判断が求められることから、法3条2項の規定により自治体が独自の基準面積を定める場合でも、ある程度広範な地域を勘査し、客観的な評価を行う必要がある中、政令指定都市が決定することが必要である。	地方自治法に基づき、条例を定めて市町村に新設等の届出事務を移譲している中、基準面積の判断が可能になることで市町村が一体的に法運用できるようになる。 同法の目的は、生活環境の保持であることから、より住民に身近な行政主体である基礎自治体において、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。 市町村合併により基礎自治体が広域化し体制が強化されている中、政令指定都市以外の市町村においても、「広域的な観点」からの判断は可能と考える。 当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中で、希望する基礎自治体で処理できるようにすべき。
845	電気工事業者の登録等の市町村への権限移譲	電気工事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。 ① 事業者が県域をまたがって複数の事業所を設けている場合は国が設置する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が行えるようにする。 ② 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が行う。基礎自治体が行う行政と連携し、事業所単位で地方自治体が行えるようにする。 ③ 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が行う行政と連携し、事業所単位で地方自治体が行えるようにする。 ④ 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が行う行政と連携し、事業所単位で地方自治体が行えるようにする。	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する電気工事業者でありながら、県域内のみならず事業所を設置する電気工事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している電気工事業者は国所管であり都道府県では指導できない(二重行政となっている)。 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が行う行政と連携し、事業所単位で地方自治体が行えるようにする。例えば、国所管の事業所によるオール電化切替工事に伴うトラブルが発生した場合であっても、直接、調査や指導を行えないといったことが指摘されている。 本業務に従事する個人の件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導等を行うことができる。 一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる	電気工事業者の業務の適正化に関する法律第3条第1項、第3項、第6条、第7条第1項、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条第2~6項		経済産業省	愛媛県	C 対応不可	国所管の電気工事業者の中には、100以上の事業所を登録しているケースもあり、国が所管する仕組みを整理し、事業所単位で地方自治体で所管する制度とした場合、広域指導の観点から規制の実効性が低くなることとなり、事業者の申請コストが増加してしまうといった弊害が生じることから、事業所単位で基礎自治体(市町村)が電気工事業者の登録等を行うことはできない。 また、後段のご要望については、地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県は条例の定めるところにより市町村が事務処理することとすることができる(実際に、条例により、都道府県が行うこととなっている電気工事関係の事務処理を市町村が行うこととしている事例がある。)ため、現行制度においても対応可能である。 「事業者の申請コストが増加してしまう」との回答であるが、今回の提案の趣旨は事業者のコストの問題もさることながら、同一行政区域内の事業者の指導について、地元自治体が一時的に責任を負うことで、地域住民の安全を確保するというものである。 「現行制度においても対応可能」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、国の権限に属する事務については、まずは地方へ移譲してほしいというものであり、県から基礎自治体(市町村)への移譲は、次のステップの課題として、環境の整備をされた基礎自治体から順次実施することを考えている。 「二重規制(行政)との指摘はあたらない」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、同一の行政区域内に存在する同一の事業を営んでいるものでありながら、その営業区域の大小により所管する官公庁が異なることをもって「二重行政」とし、それを解消することにより、効果的・効率的な指導監督体制を構築しようというものである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、規制緩和を図るべきである。		○ 提案主体や全国知事会の意見を踏まえ、規制緩和の実現に向けた最新の状況や見直しについて、具体的に明示していただきたい。	A 実施	平成25年6月に閣議決定の「規制改革実施計画」に基づき、対応中。具体的には上記実施計画Ⅱ分野別措置事項(2)個別措置事項②次世代自動車の世界競争力向上・水素スタンドの項を参照。 URL: http://www0.cao.go.jp/kisei-kakaku/saigi/meeting/2013/committee2/140613/agenda.html (高圧ガス保安法においては、既に許認可等が都道府県の権限となっている。)	6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 水素ステーションの設置に係る基準(一般高圧ガス保安規則(昭41通商産業省令53)等)については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、平成27年に予定される水素ステーションの普及開始に向け、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <参考> 6【総務省】 (4)消防法(昭23法186) 液化水素スタンドに係る消防法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (v)液化水素スタンドに係る建築基準法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 [措置済み(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平26令232)、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件(平26国土交通省告示1203))] また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。
367	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定権限の市町村への移譲	提案団体の提案を踏まえ、大規模小売店舗の新設等の届出を事務処理特例によって市町村に移譲した場合には、基準面積等の条例制定を都道府県ではなく、市町村が行うようにすべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求むる。		C 対応不可	大店立地法に基づく新設届出等に係る事務を都道府県から移譲を受けている市町村があることは承知。一方、基準面積は同法の届出義務が課される対象の客観的要件の一つであり、域内に立地している、あるいは将来立地予定の大規模小売店舗に一律に影響を及ぼす要素である。よって、基準面積の決定と個別の届出に係る事務処理の主体を同様に扱うべきではない。 政令指定都市は地理的な広域性のみならずその人口規模から、例えば商業地域や住宅地域、ロードサイド、工業地域など様々なエリアを包含しており、大店立地法の届出についても質的・量的に多種多様な事例が蓄積されると考えられる。こうしたことから、基準面積は法定事項として国が全国的な観点から決定することを原則としつつ、同法3条2項の規定により地方公共団体が決定する場合にあっては、広域的な視点並びに法運用の観点において都道府県に準ずる実感を有するとみられる政令指定都市までが決定主体とされるべきである。 仮に手挙げ方式にせよ、希望する市町村において基準面積の決定が可能となった場合、立地地域周辺の交通状況その他の環境について、エリア横断的な視点、あるいは過去の届出事務処理の蓄積に基づいた検証・検討が十分されないままに基準面積が引き上げられる可能性がある。その結果、当該地域と特性を照らし合わせれば本来求められるべき店舗の施設配置や運営方法について行政のチェックが行き届かない店舗の増加を招き、例えば騒音や交通安全上の問題などが引き起こされる虞がある。そうした場合、大店立地法の法目的である周辺生活環境の保持、ひいては地域社会の健全な発展や国民生活の向上が阻害されることとなる。	
845	電気工事業者の登録等の市町村への権限移譲	電気工事業者の登録等の権限については、市町村に移譲するべきである。	【全国市長会】 事業者が複数の市町村に事業所を持つ場合、申請先が増加することとなり事業者の負担が増大することから、市への移譲については慎重に検討すべきである。		C 対応不可	国所管の電気工事業者は約1700社あり、100以上の事業所を44都道府県にまたがって設置している事業者もあるため、国の権限に属する事務を都道府県へ移譲した場合においても、事業者の申請コストが増大してしまうという懸念が生じる。仮にこうした事業者を各都道府県が管轄することした場合、一つの事業者に対して複数の都道府県が指導を行う非効率が生じてしまう。こうした事業者に対し、効果的に指導を行うためには、国が広域的に対応することが規制の实效性・行政コスト・事業者コストの観点からも最善であると考える(全国市長会からの意見にもある事業者コストの増大だけでなく、行政事務の細分化による行政コストの増大も懸念される。)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
31	中心市街地の活性化に関する事務の都道府県への移譲	「中心市街地の活性化に関する法律」の業務のうち、「特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務」と「中心市街地再興戦略事業費補助金」の交付事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務については、法に規定する基本計画はすでに国が認定済みであり、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定はその事業計画の範囲内であるから地方に任せざるべきである。これまでのところ支障となる具体的事例はないが、法改正が実施されたことにより基本計画認定件数が増加することも想定されるため、都道府県による地域の実情に応じた事務処理がより効率的である。また、事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から、市町村の現場に近い都道府県が認定を行うことが適当かつ効果的と考える。 他方、国認定基本計画に位置づけられた個別事業については、都道府県が地域の実情に応じて補助スキームを定め、財政支援することがより効果的である。そして、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務は、地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村の基本計画を存知し、市町村及び地域と緊密に連携する都道府県での実施が効率的である。 具体的な実施方法は、財源移譲を受けた上で、都道府県の単独補助事業として実施する。すなわち、都道府県が個別事業計画を認定し、市町村と一体となった財政支援を実施する。また、都道府県は市町村に対して補助を行う。(間接補助を想定)	中心市街地活性化に関する法律第40条、第41条 中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱				愛知県	○ 対応不可	<p>総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画には特定民間中心市街地活性化計画の認定を受ける旨が記載されるが、そのことをもって特定民間中心市街地活性化事業計画として認定されるものではない。特定民間中心市街地活性化事業計画の認定においては、別途申請される詳細な計画を踏まえて主務大臣が認定することとなっている。なお、主務大臣には経済産業大臣の他、国土交通大臣、農林水産大臣が含まれている。</p> <p>中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。</p> <p>特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っていることから、権限委譲することは適切ではない。</p> <p>また、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定は補助事業の採択とは別の制度であり、別途事業者から申請される詳細な事業計画を踏まえて主務大臣(経済産業大臣・国土交通大臣・農林水産大臣)が認定する必要がある。付随する通知・取消しに関しても主務大臣が行う必要がある。</p> <p>よって、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等について権限委譲することは適切ではない。</p>
473	中心市街地再興戦略事業費補助金(旧・戦略的中心市街地商業活性化支援事業費補助金)の交付事務の都道府県への権限移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 中心市街地活性化に関する委託事業の実施 市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言	中心市街地の活性化に取り組む市町村やまちづくり会社を支援するためのものであり、地域経済の活性化を目的とするものである。これらの地域の商業・経済の復興に関する事務は、権限や財源の移管と併せて、地域の実情を把握している地方に移管されるべきである。	中心市街地の活性化に関する法律第40条				神奈川県	○ 対応不可	<p>補助・委託等に係る中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。</p> <p>特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っていることから、権限委譲することは適切ではない。</p> <p>なお、総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画には特定民間中心市街地活性化計画の認定を受ける旨が記載されるが、そのことをもって特定民間中心市街地活性化事業計画として認定されているわけではない。特定民間中心市街地活性化事業計画の認定においては、別途申請される詳細な計画を踏まえて主務大臣が認定することとなっている。なお、主務大臣には経済産業大臣の他、国土交通大臣、農林水産大臣が含まれている。</p> <p>基本計画に対する助言については、都道府県は認定基本計画の写しの送付を受けたときに、市町村に対し、助言をすることが出来ることとなっている。</p>
765	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の都道府県への移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び中心市街地活性化法第40条第4項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画による認定、第41条第2項による認定の取消しなど、中心市街地の活性化に関する事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。	【支障事例】 国は中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要があるとしているが、国が中心市街地再興戦略事業費補助金の対象としている子育て支援施設等を併設した複合商業施設や地域産品の販売所の整備、持続的にぎわい創出につながるイベントの開催支援等は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町村にまたがることから、広域団体である県が行う方が総合的な施策展開が望める。また、経産省では、商店街関係の補助金も含め、多岐多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されている。県として地域の産業振興施策を一元化し、効率的に推進するにあり支障があり、非効率である。 そこで、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務を、国から県へ移譲し、県施策との一元化を図ることにより、総合的な中心市街地の活性化施策を実施する。 【想定される事業スキーム】 ①金の流れ:経産省→県(交付金)→商店街振興組合等 ②内容:中心市街地再興戦略事業補助金は、1件あたりの補助額が100万～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているのではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。 ③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択 通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保することが可能。	中心市街地の活性化に関する法律第40条、第41条、中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱	添付資料有り			兵庫県、京都府、徳島県	○ 対応不可	<p>中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。</p> <p>特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところである。</p> <p>また、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定は補助事業の採択とは別の制度であり、別途事業者から申請される詳細な事業計画を踏まえて主務大臣(経済産業大臣・国土交通大臣・農林水産大臣)が認定する必要がある。付随する通知・取消しに関しても主務大臣が行う必要がある。</p> <p>よって、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等について権限委譲することは適切ではない。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見		区分	回答			
31	中心市街地の活性化に関する事務の都道府県への移譲	<p>・中心市街地の活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地の活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>						C 対応不可	<p>中心市街地の活性化は、市町村・都道府県、地域住民等が連携し、主体的に取り組む重要性にかんがみて、国が集中的かつ効果的に支援するものである(中心市街地活性化法第3条規定)。特に、国の役割としては、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全般的視点のもとで支援等を行う必要がある。</p> <p>また、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定制度は、市町村が策定し内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画(以下、「基本計画」という。)に記載された事業について、別途、事業実施者から申請される詳細な計画を主務大臣が認定するものである。これは、基本計画の認定プロセスにおいては、事業の概要について、特定民間中心市街地活性化事業の趣旨とそれに関する基本的な方針に照らして齟齬が無いかどうかを確認した上で、経済産業大臣が内閣総理大臣の認定に同意するものであるのに対し、特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣の認定プロセスにおいては、特定民間中心市街地活性化事業の詳細を確認し、周辺地域の先導的モデルとなり得る事業について全般的視点のもとで認定していることから、権限委譲することは適切ではない。</p> <p>加えて、特定民間中心市街地活性化事業に付随する予算案については、上述の趣旨に加え、限られた財源の中で、よりモデル性の高い事業に限定して採択を行う必要があることから、権限委譲することは適切ではない。</p> <p>さらに、現行制度では、中心市街地活性化法第48条第5項において、経済産業大臣が当該計画の認定を行った際には、都道府県に対して速やかにその旨を通知することとされていること、また、当該事業を実施するにあたっては、地元を中心市街地活性化協議会の協議を経る必要があるが、都道府県が当該協議会に積極的に参加することが可能であることから、現行制度においても都道府県が認定事業と連携を図ることが可能である(※)。※例：高松市、鹿児島市などは、協議会のメンバーとして県が参加している。</p>	<p>【経済産業省】 (8) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣府等と共管) 民間事業者等が特定民間中心市街地活性化事業計画や中心市街地活性化に対する補助(中心市街地再興戦略事業費補助金)等を活用する際に、都道府県に対する事前の情報提供や都道府県としての意見表明など積極的な関与を促すため、中心市街地活性化協議会に都道府県が参加することが可能であることについて、地方公共団体に周知する。</p>
473	中心市街地再興戦略事業費補助金(旧、戦略的都市街地商業費補助金)の交付事務の都道府県への権限移譲	<p>・中心市街地の活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地の活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>	<p>【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。</p>					C 対応不可	<p>中心市街地の活性化は、市町村・都道府県、地域住民等が連携し、主体的に取り組む重要性にかんがみて、国が集中的かつ効果的に支援するものである(中心市街地活性化法第3条規定)。特に、国の役割としては、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全般的視点のもとで支援等を行う必要がある。</p> <p>また、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定制度は、市町村が策定し内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画(以下、「基本計画」という。)に記載された事業について、別途、事業実施者から申請される詳細な計画を認定し、当該事業計画に記載されている事業に対し、さらに、周辺地域の先導的モデルとなり得る事業として全般的視点のもとで採択していることから、権限委譲することは適切ではない。</p> <p>なお、現行制度では、中心市街地活性化法第48条第5項において、経済産業大臣が当該計画の認定を行った際には、都道府県に対して速やかにその旨を通知することとされていること、また、当該事業を実施するにあたっては、地元を中心市街地活性化協議会の協議を経る必要があるが、都道府県が当該協議会に積極的に参加することが可能であることから、現行制度においても都道府県が認定事業と連携を図ることが可能である(※)。※例：高松市、鹿児島市などは、協議会のメンバーとして県が参加している。</p>	<p>【再掲】 【経済産業省】 (8) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣府等と共管) 民間事業者等が特定民間中心市街地活性化事業計画や中心市街地活性化に対する補助(中心市街地再興戦略事業費補助金)等を活用する際に、都道府県に対する事前の情報提供や都道府県としての意見表明など積極的な関与を促すため、中心市街地活性化協議会に都道府県が参加することが可能であることについて、地方公共団体に周知する。</p>
765	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の都道府県への移譲	<p>・中心市街地の活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地の活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>	<p>【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。</p>					C 対応不可	<p>中心市街地の活性化は、市町村・都道府県、地域住民等が連携し、主体的に取り組む重要性にかんがみて、国が集中的かつ効果的に支援するものである(中心市街地活性化法第3条規定)。特に、国の役割としては、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全般的視点のもとで支援等を行う必要がある。</p> <p>また、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定制度は、市町村が策定し内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画(以下、「基本計画」という。)に記載された事業について、別途、事業実施者から申請される詳細な計画を主務大臣が認定するものである。これは、基本計画の認定プロセスにおいては、事業の概要について、特定民間中心市街地活性化事業の趣旨とそれに関する基本的な方針に照らして齟齬が無いかどうかを確認した上で、経済産業大臣が内閣総理大臣の認定に同意するものであるのに対し、特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣の認定プロセスにおいては、特定民間中心市街地活性化事業の詳細を確認し、周辺地域の先導的モデルとなり得る事業について全般的視点のもとで認定していることから、権限委譲することは適切ではない。</p> <p>加えて、特定民間中心市街地活性化事業に付随する予算案については、上述の趣旨に加え、限られた財源の中で、よりモデル性の高い事業に限定して採択を行う必要があることから、権限委譲することは適切ではない。</p> <p>さらに、現行制度では、中心市街地活性化法第48条第5項において、経済産業大臣が当該計画の認定を行った際には、都道府県に対して速やかにその旨を通知することとされていること、また、当該事業を実施するにあたっては、地元を中心市街地活性化協議会の協議を経る必要があるが、都道府県が当該協議会に積極的に参加することが可能であることから、現行制度においても都道府県が認定事業と連携を図ることが可能である(※)。※例：高松市、鹿児島市などは、協議会のメンバーとして県が参加している。</p> <p>なお、こ指帰の特定民間中心市街地活性化事業計画による地方税の不均一課税の軽減措置(暫定)については、活用実績が小さい。今後の活用見込みも定まれないことから平成26年の中心市街地活性化法の改正において制度を廃止している。</p>	<p>【再掲】 【経済産業省】 (8) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣府等と共管) 民間事業者等が特定民間中心市街地活性化事業計画や中心市街地活性化に対する補助(中心市街地再興戦略事業費補助金)等を活用する際に、都道府県に対する事前の情報提供や都道府県としての意見表明など積極的な関与を促すため、中心市街地活性化協議会に都道府県が参加することが可能であることについて、地方公共団体に周知する。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
446	割賦販売法に基づく 包括信用購入あっせん業者に対する報告 徴収、立入検査の都 道府県への権限移譲	割賦販売法に基づき、包括信用購入あっせん業者に対して、報告徴収、立入検査に関する事務を実施する。(勧誘が一の都道府県内のみで行われる場合の権限付与)(併行権限)	割賦販売法第47条で都道府県が処理する事務を政令で定めるよう規定し、具体的には施行令第33条により都道府県が処理する事務を定めている。施行令第33条の改正により対象となる事業者の範囲と業務の範囲を定めるもの。この権限移譲により、当該都道府県内で消費者被害が発生した場合、個別信用購入あっせん業者と同様に包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収及び立入検査を行うことになり、地域に密着した行政を行うことができる。(なお、複数都道府県にまたがる場合は広域的指導の観点から従来どおり国が行う。) 包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査以外の権限移譲については、権限行使した時の影響が全国に及ぶことや、機動的に実施することが難しくなるため、従来どおりの広域的行政が望ましいと考える。	割賦販売法第40条第3項、第41条第1項 割賦販売法施行令第33条		経済産業省	神奈川県	A 実施	割賦販売法施行令第33条を改正することにより対応可能。ただし、国による併行権限を規定する必要がある。	意見なし
499	商品取引所への立入 検査等に関する事務 の都道府県への権限 移譲	商品取引所法に基づく、①商品取引所等への報告徴収、立入検査、②商品取引所等への報告徴収、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、聴聞、③委託者への報告徴収、損失補てんに関する権限 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資顧問業者に対する変更の届出の受理、報告徴収、立入検査、業務改善命令、指示、業務停止命令 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく商品取引所への報告徴収、立入検査、指導、差止め命令	事業者の適切な監督及び消費者保護の観点から、より機動的な地方が事務を担うことが効率的である。また、広域的な実施体制の確保については、自治体間での広域連合の形成による対応も可能と考える。	商品取引所法第86条の3、第96条の21、第98条の30、第96条の33、第96条の39、第157条、第184条、第231条、第240条の22、第263条、第322条、 商品投資に係る事業の規制に関する法律第30条、 犯罪による収益の移転防止に関する法律第14条、第15条		経済産業省	神奈川県	C 対応不可	商品先物取引法(旧商品取引所法)、商品投資に係る事業の規制に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)に基づく立入検査等については、商品先物取引業者51社の本社が1都2府3県に所在している中で、地域性のない全国的に均一で公正な規制を行う必要があること、及び委託者の保護に資するためには、全国的に均一で公正な規制を行うことと、情報の集約や専門性の確保については、既にある都道府県の知見を活かすことに加え、都道府県間の連携や、国からの事務引継、研修等の移譲に向けた十分な準備を行うことと、対応可能である。	商品先物取引業者の本社が偏在していることは移譲できない理由とはならず、国が法令等で全国一律の規制事項を定め、それに基づき都道府県において事務を執行することは可能である。 全国的に均一で公正な規制を行うことと、情報の集約や専門性の確保については、既にある都道府県の知見を活かすことに加え、都道府県間の連携や、国からの事務引継、研修等の移譲に向けた十分な準備を行うことと、対応可能である。
510	「総合効率化計画」の 認定、報告徴収、取 消、確認事務等の国 から都道府県への移 譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該業務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的な環境負荷の小さな物流の構築という目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。なお、国の自己責任分けて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国庫・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点で創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。	流通業務の総合化 に関する法律第4 条、第5条、第7条、 第21条		国土交通省、 経済産業省、 農林水産省	神奈川県	B 手挙げ方式により実施 (権限移譲に限る)	当省の見解としては、十分な体制整備及び共管省庁と制度の在り方について調整が整った場合に、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲することが望ましいと考える。なお、他省庁所管分については各省の判断によるため、当省で判断できるものではない。	都道府県は十分な体制を整備することができ、共管省庁の同意があれば移譲は可能である。 総合効率化計画の認定等の事務については、計画を実施する者の種別等に依りて、(国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣)または都道府県が行うこととなり、申請者にとっては煩雑な制度となっている。この状況を改善するため、権限移譲に当たっては、国(三主務大臣)の所管分ずべてについて同時に行う必要があると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
446	割賦販売法に基づく 包括信用購入あっせ ん業者に対する報告 徴収、立入検査の都 道府県への権限移譲	・報告徴収、立入検査に加えて、登録、改善命令、業 務停止命令の権限を移譲すべき。 ・前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者に対す る事務については、現行法令では報告徴収、立入検 査の権限にとどまっているが、許可、改善命令、業務 停止命令等の権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、二 以上の都道府県の区域にわたり消費者の利益が害さ れるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ 効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、 又は都道府県知事から要請があったときに限るべき。			A 実施	<p>・包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査事務については移譲可能という方針に変更はない。</p> <p>・一方、全国知事会から出ている包括信用購入あっせん業者に対する登録、改善命令、業務停止命令等に係る権限(以下「権限」という。)についても移譲すべきという意見については、下記の理由により、都道府県への移譲に資しないと考える。</p> <p>まず、都道府県間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する。都道府県を跨る消費者被害が生じた場合に迅速・適切な対応ができない等の事態が生じ、均一かつ公平な消費者保護が図れない。さらに、こうした事態が続けば、割賦販売システムに対する国民の信頼の低下を招き、商標な決済手段として商品の流通等の円滑化に資する当該システムに悪影響を及ぼす。このため、権限移譲は国内で一元的に運用されなければならない。そのためには国が一括して執行することが必要である。</p> <p>また、一の都道府県内のみ事業所等がある事業者(以下「単県事業者」という。)であったとしても、その影響は当該都道府県内に留まらない。クレジットカードは事業者の所在地に關係なく全国どこでも使えるなど、事業者の所在地と当該事業者の契約者(消費者)の所在地との間の関連性が極めて薄い。このように、単県事業者であったとしても、当該事業者に係る消費者被害は全国に及ぶことが頻りに生じる。また似た場合作業した場合、その影響は当該都道府県にとどまらず、全国の消費者に対して多大な影響を及ぼすこととなる。例えば、ある都道府県が域内の包括信用あっせん業者の登録取消処分を行った場合には、全国で当該事業者の発行するクレジットカードが使えなくなる等の影響が生じる。こうした事態に對し、都道府県が全国の被害実態を的確に把握した上で、全国の消費者への影響が大きい場合作業を行うことは困難である。</p> <p>さらに、割賦販売法に基づく国分の実施のためには、同法や他の消費者保護関係法に係る高度な知識や十分な経験を有する職員を一定数配置し、それぞれを運用することが必要である。しかしながら、域内に数社しか事業者の存在しない都道府県も多くあることを踏まえれば、各都道府県に専門の職員を配置することは非効率である。</p> <p>上記の理由により、国が責任をもって国分を実施することとする以上、国が独自に情報収集を行える体制は必須であるため、国が権限を行使できる場合作業を限定することは適切ではない。</p> <p>なお、既に都道府県へ権限を移譲している前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に対する立入検査及び報告徴収についても、「経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない」とされており、国による執行について、特段の制限は課されていない。</p>	
499	商品取引所への立入 検査等に関する事務 の都道府県への権限 移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>事業者が1都2府3県に偏在している中、商品先物取引業者と契約をする委託者は全国に存在。 仮に都道府県に事務権限を移譲したとしても、被害者が生じた都道府県が商品先物取引業者の存在しない都道府県であった場合、被害者が生じた都道府県は被害者を生じさせた事業者の存在する都道府県において権限の行使は出来ない。 事業者の所在が偏在している以上、各都道府県に担当者を配置することは非効率的であることが明確であり、国において一元的に権限執行する方が機動的である。 よって、御要望の権限については、対応不可であると考え。</p>	
510	「総合効率化計画」の 認定、報告徴収、取 消、確認事務等の国 から都道府県への移 譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		B 手挙げ 方式により 実施	<p>当省の見解は、従前のお通り、他省庁所管分については各省の判断によるため、当省で判断できるものではない。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
884	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収業者の登録等の権限を指定都市市長に移譲する。この際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者が、その業務を行える区域は、指定都市市長内に限るのではなく、都道府県域全体となるよう制度改正を行う。	【制度改正による効果】 フロン回収破壊法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事の指導・助言等の権限が定められ、フロン使用製品の使用から廃棄に至る一連の過程における適正な管理に関する法制度が整えられた。 基礎自治体である指定都市は、大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場への立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を日常的に行っているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を設置しているものも多い。 第一種フロン類充填回収業者の登録、指導等の権限と第一種特定製品管理者に対する指導・助言等の権限を併せて指定都市に移譲することで、他法令に基づく事業者の立ち入り指導と併せて、フロン類の適正な管理に関する指導が可能となり、より効率的かつ効果的である。 【権限移譲について懸念される事項】 第一種フロン類充填回収業者の多くは、その活動の範囲が市内にとどまらないものが多い。そのため、事業者の負担が過大とならないよう、指定都市市長への登録を行った業者は、都道府県知事が登録を行った業者同様、当該都道府県域全体で業務を行うことができるよう、措置を講ずる必要がある。 【平成25年12月20日閣議決定との関係】 地方制度調査会の答申を受けて、当該権限の指定都市への移譲を議論した際には、「仮に、第一種フロン類回収業者に係る権限を新たに保健所設置市又は特別区に付与することになれば、・・・登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解を得ることが困難である」との理由を掲げていることから、業者の不利益を回避するための解決方法も併せて提案する。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条～第35条		経済産業省、環境省	広島市	○ 対応不可	政令指定都市への登録を行った業者について、都道府県へ登録を行った事業者同様に当該都道府県域での業務を行うことができるよう措置を講ずるとの考えを提案いただいているが、政令指定都市は当該市において登録を行った事業者の当該市域外における業務を監督することは困難であるため都道府県による監督が必要となることから、いずれにしても当該都道府県において登録を行う必要が生じる。現状、第一種フロン類充填回収業者は第一種特定製品(大型の冷凍冷蔵施設やビルの空調機器等)の設置されている現場に向いてフロン類の充填又は回収作業を行うことが多く、大半が一の都道府県・市町村を越えて営業を行っていること、政令指定都市における業務について新たに登録を求めるとすれば、第一種フロン類充填回収業者の事務負担が増大することから、第一種フロン類充填回収業者の指導監督権限を指定都市の長に移譲することは妥当でない。	意見なし
501	航空機の関連法令の都道府県への権限移譲	航空機の製造確認、修理確認及び航空機用機器の製造証明に関する届出の受理	関東地方産業競争力協議会でも航空宇宙産業を戦略産業の一つと位置付け、今後は受注拡大に向けた一貫受注生産体制の確立により、戦略産業に係る中小企業等の広域連携の場を創出し、関東地方の産業競争力強化を図ることを目指していることから、航空機に係る経済産業局の事務権限の移譲を求める。	航空機製造事業法第8条第2項、第6項、第10条第2項、第12条第2項		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	航空機産業を戦略産業と位置付け、一貫受注生産体制を構築し関東地方産業競争力の強化を目指すことと、航空機製造事業法における航空機等の製造確認の届出等の受理の事務の都道府県への委譲がどのように関連するのか因果関係が不明であり、対応できない。	産業競争力強化を目指すとしており、航空機等の製造確認の届出等の受理の事務を申請窓口が身近にある都道府県で行うことにより、産業競争力強化につながるものとする。
370	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	法第5条第2項第8号及び第9号に係る部分について、同意協議ではなく事後報告または届出とする。	【支障】企業立地促進法第5条及び第6条に基づく「基本計画の主務大臣への同意協議」については、これまでに協議の迅速化を図るため、提出書類の簡素化が行われたが、現状においても、基本計画の同意を得るための主務大臣と他府省庁間の事前協議に時間を要しており、地域産業活性化協議会での協議期間を含めると、承認までに6か月程度を要する事例がある。初期投資を抑制しようとする企業は、同法に基づく低利子融資等の優遇策の活用可否が不明なため、法に基づく基本計画が同意(計画の変更を含む)されるまでの間工事着工が出来ず、場合によっては投資計画そのものを見直す必要が生じるなど、長期の協議期間が企業の円滑な事業推進に大きな支障を生じている。特に近年、設備投資を決定してから実行に移すまでのスピードが短く企業が多く、平成25年度には、法に基づく低利子融資活用決定までに数か月を要することがネックとなり、活用を断念した事例もあり、法の目的と業務が乖離している。一連の手続きに時間を要する主な理由のひとつとして、関係府庁との事前協議に多くの時間を要していることが挙げられる。この点については、事前に関係府庁の審査項目を県に示すことにより、事前協議段階で県内郡や市町村等関係団体との協議を進めることが可能となり、協議の迅速化に繋がる。 【必要性】関係法令との整合性については、県がその責任において、関係府庁との連携を図りながら確認することとし、主務大臣、特に経済産業省以外の関係大臣との同意協議については事後報告又は届出とする必要がある。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律第5条及び第6条	福岡県提案分「別紙」あり※1	経済産業省	九州地方知事会	○ 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)等は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するものでもある。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していただくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	国は基本計画に基づく企業による立地及び設備投資に対して各種優遇措置を講じていることから、これら制度の活用にあたっては、国がその内容を確認する必要があるという意見は、一般的には理解できる。しかしながら、今回の提案の趣旨は、国の同意までに長い期間を要していることが、企業が当該制度を活用する際の支障となっている状況を踏まえ、企業の目標に立って制度を活用しやすくするというものであり、そのためにはやはり思い切った権限移譲の措置が必要である。企業立地促進法第1条(目的)には、「地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と明記されているところであり、「地域の自立的な取組みを支援する」という同法の趣旨を鑑みると、国による財政上の措置があるために国の関与が不可欠であるということであれば、それは法の目的と業務が乖離していると言わざるを得ない。仮に今回、国の同意協議を事後報告又は届出とすることがどうしても難しいという判断になるのであれば、例えば、同意に要している期間を短縮するために、①事前協議の段階で、各省が想定する審査のポイントを自治体に示す(※事前協議の時間短縮)、②多くの時間を割いている関係大臣押印や地域産業活性化協議会構成員の押印の手順、手法を改善する(※本協議の時間短縮)、などの方法により、同意手続きの迅速化を図って頂きたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
884	第一種フロン類充填回収業者の登録等に 係る指定都市への権 限移譲	関係する都道府県の意向を踏まえうえで、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	手挙げ方式や社会実験による検討を提案いただいているが、先に回答させていただいたとおり、指定都市に対して第一種フロン類充填回収業者の登録に係る権限を移譲した場合、第一種フロン類充填回収業者の事務負担が増大することとなるため、第一種フロン類充填回収業者の指導監督権限を指定都市の長に移譲することは妥当でない。	
501	航空機の関連法令の 施行に関する事務の 都道府県への権限移 譲	関係する都道府県の意向を踏まえうえで、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	本件の届出受理事務と航空機産業競争力強化の因果関係について合理的な回答がなく、必要性等が認められない一方で、届出の前提となる国の事務である許可や国家試験との関係で非効率な業務(照会・情報提供等)が新たに発生するため、対応できない。(なお、航空機産業競争力強化に有効な規制の見直し等の提案があればお示しいただきたい。)	
370	企業立地促進法に基 づく産業集積の形成 又は活性化に関する 基本的な計画に係る 国の同意協議の見直 し	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に 関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分 権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、 国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする 場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付ける こととなる場合であって、国の施策と整合性を特に確 保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ず ると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後 報告に移行すべきである。それ以外についても、提 案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきで ある。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意権限の移譲】 ○ 「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一部都府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の簡素化】 ○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減取補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。 仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。 また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。 なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)	6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
45	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	地域産業活性化協議会の関係法令に関わる地方支分部局への意見聴取、協議内容の報告等による事務の迅速化	【支障事例】 国との協議や意見の調整に時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条 第1項		経済産業省	愛知県	○ 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。
173	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。 国の同意が不要となれば、より迅速に企業立地計画・事業高度化計画の認定が可能となり、基本計画の同意まで企業の投資にストップをかけることがなくなる。 都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条		経済産業省	鳥取県、大阪府、徳島県	○ 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	現在、国内企業の拠点集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中において、企業への迅速な対応は重要な課題となっているが、地域活性化基本計画の策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 県が行う基本計画の策定にあたっては、企業立地促進法、及び国において各府との調整の結果策定した基本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の政策等との整合性は取れている。 また、当該地域の地域活性化基本計画の策定時等においては地域活性化協議会に主務府庁である経済産業省の地方経済産業局から出席をいただき、意見、確認等を頂いており、国への協議、同意は必要ないと考える。 国の支援が円滑に実施されるように配慮が必要という点に関しては、同意ではなく、県における基本計画策定後、速やかに届出を行うことで対応可能である。 なお、基本計画に則った県の企業立地促進への取組に対する国の財政上等の措置については、県における企業立地計画や事業高度化計画の承認実績や、地域の支援要望を国において把握することにより適切に措置することが可能である。
474	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後「企業立地促進法」)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告・届出、通知などとするべき。	企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意に、およそ1ヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適切に迅速な基本計画の策定の支障となっている。 協議会で承認している計画の策定やその変更に対しての事務が煩雑で、時間がかかっている。 法第5条規定による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向けての段取りとして、まず協議会での承認、県警への法定協議が行われ、関東経済産業局へ事前に案(変更案)を提出、次に案(変更案)に基づき本省協議が行われ、関係各省の事前協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更に法定協議を経て同意となるが、国から聞いたところ、主務大臣の同意タイミングが月1回程度とのことであり、これは、タイムリーな計画策定や変更の支障となる。 直近の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を経たことにより、正式な協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年9月の予定である。この変更内容は、基本計画の中から、市の財団が行っている事業が廃止になったため、計画の記述から削除するものであるが、その程度の変更は半年近くの時間を費やし、協議会の委員である各市町の長の印を集め、さらに関係府庁数分の大臣の同意を得る必要がある。 地方が定め、地方が行う計画であるにもかかわらず、このように主務大臣との協議及び同意を得ることが経済状況に適切に迅速な対応の支障となっている。そのため、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとすべきである。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	財政上の措置の問題で国の確認が必要との意見は一般的には理解できるが、本来その確認事項は必要最小限のものとするべきである。 計画の策定や変更に関する協議及び同意に時間がかかりすぎるため、経済状況に適切に迅速な対応ができないことが支障となっている。 その改善のためには、個々の項目について確認が必要な理由を明らかにしたうえで、全体的でないものは、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応すること良しとすべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
45	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	<p>・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第5次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特別措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の政策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行すべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の前向き化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意権限の移譲】 ○ 「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一部道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の簡素化】 ○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマル非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	対応不可	<p>企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特別措置、減取補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支障が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援措置を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)</p>	<p>【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。</p>
173	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	<p>・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第5次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特別措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の政策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行すべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の前向き化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意権限の移譲】 ○ 「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一部道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の簡素化】 ○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマル非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	対応不可	<p>企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特別措置、減取補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支障が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援措置を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)</p>	<p>【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。</p>
474	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	<p>・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第5次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特別措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の政策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行すべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の前向き化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意権限の移譲】 ○ 「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一部道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の簡素化】 ○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマル非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	対応不可	<p>企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特別措置、減取補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支障が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援措置を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)</p>	<p>【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするとともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
593	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する	計画を策定後、国の各関係省庁における同意の手続に相当の期間(3ヶ月程度)が掛かっており、立地企業の産業活動をその間待たなければならないなどの支障が生じているところ。 なお、義務付け・特付けの第4次見直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続吉により地域の強みを活かしたスピード感のある産業の発展を阻害することのないよう、国への事前届出とする等、手続期間を短縮することを求めるもの。 また、地方分権改革推進委員会第3次勧告においては、同意を要する協議が許容される場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合」が示されているが、本法に基づく国税上の課税の特例、国から補助金(人材育成に関するものは平成26年4月から廃止されていることから、国の関与を少なすことを求めるものであり、国関係機関による確認の機会を、事前届出により担保できると考えている。	企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条		経済産業省	京都府、大阪府、鳥取県	○ 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	国の確認の廃止を求めているのではなく、平成26年4月から国税の特例及び国補助金が廃止されていることから、事前届出制に変更する等手続の簡素化を求めているもの。 企業立地においては、事業を展開するスピードが重要であることから、地域の実情に合わせた迅速な施策展開を図るため、提案に沿った見直しをすべき。
807	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の実定主体及び大臣協議の見直し	現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、市町村のみで策定できるとすること、基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全国にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」といふこととする。	【現行】 同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係省庁へ協議を行うこととなっている。 【支障事例】 現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がある場合にも、共同策定が義務付けられているため、国提出の前段階において都道府県と市町村の間で共同策定のための事前調整を実施している。事前調整には、地域産業活性化協議会の開催も含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトにより企業集積を推進している地区など、必要であれば共同策定するので、一律の義務付けは必要ない) また、関係省庁が複数に渡るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意までに2〜3月間の時間がかかる。 【制度改革の必要性】 基本計画は、国の定める基本方針に基づき、地元の産業関係機関で構成する地域産業活性化協議会(法第7条)における協議を経て策定されるものであるため、この手続に沿う限り、市町村主体の計画策定も認めるべきである。また、基本計画の対象地区が都道府県内に留まる限り、国の同意を得ることを義務付ける必要はない。 なお、課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって国が支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等の判断を可能にするためには、国への事前調整等の実施や、国において事前に必要な確認事項を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。	企業立地促進法第5条第1項		経済産業省	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	○ 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	国の他の政策等との整合等について事前の確認が必要とあるが、国が事前に必要な事項について基準を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。 ・国として財政上の措置を実施していくため、(事前)確認が不可欠との回答は、企業立地促進法第1条の規定「地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずる。」に沿ったものとは言えないのではないか。
962	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。 国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支援とされている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条		経済産業省	中国地方知事会	○ 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	現在、国内企業の拠点を集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中において、企業への迅速な対応は重要な課題となっているが、地域活性化基本計画の策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支援となっている。 県が行う基本計画の策定にあたっては、企業立地促進法、及び国において各省との調整の結果策定した基本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の政策等との整合性は取れている。 また、当地域の地域活性化基本計画の策定時等においては地域活性化協議会に主務省庁である経済産業省の地方経済産業局から出席をいただき、意見、確認等を頂いており、国への協議、同意は必要ないと考える。 国の支援が円滑に実施されるように配慮が必要という点に関しては、同意ではなく、県における基本計画策定後、速やかに届出を行うことで対応可能である。 なお、基本計画に則った国の企業立地促進への取組に対する国の財政上等の措置については、県における企業立地計画や事業高度化計画の承認実績や、地域の支援要望を画において把握することにより適切に措置することが可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見		区分	回答			
593	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	<p>・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特別措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の政策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行すべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>		<p>○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の移譲】 ○ 『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一部都府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の簡素化】 ○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマル非該当(廃止)や事後報告等にするべきとされた事項が未だ多く存すること、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	対応不可	<p>企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特別措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支障が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)</p>	<p>【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たった際の留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。</p>	
807	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し	<p>・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特別措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の政策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行すべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>		<p>○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の移譲】 ○ 『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一部都府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の簡素化】 ○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマル非該当(廃止)や事後報告等にするべきとされた事項が未だ多く存すること、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	対応不可	<p>企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特別措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支障が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)</p>	<p>【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするとともに、法定協議に当たった際の留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。</p>	
962	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	<p>・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特別措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の政策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行すべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>		<p>○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の移譲】 ○ 『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一部都府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の簡素化】 ○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマル非該当(廃止)や事後報告等にするべきとされた事項が未だ多く存すること、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	対応不可	<p>企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特別措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支障が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)</p>	<p>【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするとともに、法定協議に当たった際の留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
13	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき農が実施計画を策定又は変更する場合は、市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県の協議に申請し、その結果の集約・分析等を行うこと。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第6条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工法実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に申請し、その結果の集約・分析等を行うこととされている。この連絡調整(ある地区での実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受け結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に申請し、その結果の集約・分析等を行うこととされている。この連絡調整(ある地区での実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受け結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。	農林水産省等導入促進法第5条第8項、第9項 「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付63構改B第855号)第4の4連絡調整等	別紙参照	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	佐賀県	○ 対応不可	1 農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の趣旨を精査するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣の他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行うためのものである。 2 この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事象の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。	国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体としての工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務的に確認するためとしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施計画策定にあたっては、国の通知も踏まえたうえで県と関係市町村、各関係府県の間で十分に調整を行っていることから、自治体のみで可能である。 また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事象の発生を懸念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体ほとんどが自治体をはじめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて協議されていることなどから、こうした懸念は当たらないと考える。 いずれにしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行うことが適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定されている開与法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すべきである。
497	地域経済動向の把握及び分析等の事務の都道府県への権限移譲	県内立地企業等の業況、生産、設備投資などの地域ごとの経済動向をヒアリング調査を実施し、その結果の集約・分析等を行うこと。	地域経済動向の把握、分析・調査については、現在も各都道府県を単位として行われており、分析結果の活用や機動的確保の観点からも、地域が行うことが望ましいと考える。 また、広域的な実施計画を策定する観点からは、日本銀行が実施している広域短期経済観測調査の活用なども可能であることから、都道府県が当該事務を行った方が、より効率的に地方の実情に応じた処理がなせると考える。	広域関東圏産業立地ガイドブック		経済産業省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	経済産業省で実施している地域経済動向の把握、分析・調査は、経済産業省職員が、民間企業等の協力を得て、現地に赴いてヒアリングをするなどの方法で情報を収集・分析等を行っているものであり、特種、国の権限を行使して行っているものではない。従って、現状においても、地方公共団体で同様の方法で調査を実施することは可能。 なお、根拠法令等に記載されている「広域関東圏産業立地ガイドブック」については、外部委託により2009年まで作成されていたが、現在は作成は行っていない。	国と地方がそれぞれに分析・調査することは民間企業等の負担を考慮しても好ましくなく、三重行政となっている。 地方が一元的に行うことで、国の行政改革に資するとともに、地域に密着した地方が分析・調査を行うことで、より効率的に、地方の実情に応じた処理がなせると考える。
71	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。	【制度の概要】創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。 【制度改正の必要性】本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して組成了一个新たなファンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。 【本県の実況】連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、特に経済団体等には県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。 【懸念の解消策】市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術サービスや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの期待度が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。	産業競争力強化法第113条		経済産業省、総務省	山梨県	○ 対応不可	創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携を取りながら実施している。 現状では、各都道府県の認定件数は10件〜20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。 また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなる懸念がある。 各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調査役を担っており、今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化して行く方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考える。	起業・創業の促進は、総務大臣が提唱された「ローカル10000プロジェクト」や「日本再興戦略」のKPIに示されるように、今後とも積極的に取り組んでいくべき事項であり、現状の認定件数を前提に事務処理が非効率になる恐れがあることをもって、権限移譲の対応不可とするは如何かと思います。 また、各地のモデルとなる創業支援体制に係る全国的な模範展開の件については、まず、各地のモデルとなる創業支援体制の確立が前提であり、それに当たっては都道府県における創業支援実施や県を単位とする各種支援機関との連携強化が不可欠であり、都道府県が認定し、その結果情報の共有を図ることによって十分に対応可能と考えます。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見		区分	回答	
13	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止			【全国市長会】 市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を踏った上で計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものと考えられるため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道府県が作成した実施計画について国に知らしめ(連絡)、国の立場から過不足がないかどうか確認(調整)することで、よりよい計画とするものであり、実質的な協議とはいえない。 これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、農業者にも広く影響があるところ、計画に瑕疵がないよう国も含めた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。 また、現在、新規実施計画の策定も重要である一方で、過去に達成された農工団地の空き地をどのように埋めていくのかといった観点も重要である。今後の事業では、近隣に利用が低調な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという事実が判明したこともあり、かかる事実は当該市町村の土地利用のあり方を考えた上で(仮決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料。 なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法245条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。 (参考) 連絡…相手に連絡すること、相互に意思を通じ合うこと 調整…調子を整えて過不足をなくし、程よくすること (広辞苑(第5版)より)	6【経済産業省】 (7)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び国土交通省と共管)[再掲] (i)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合は(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改訂局、昭63通商産業省土地公書局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。
497	地域経済動向の把握及び分析等の事務の都道府県への権限移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		B 手挙げ方式により実施	提案団体(神奈川県)に提案内容の詳細を確認したところでは、経産省が実施している「地域経済調査」の事務委任を希望とのことであったが、「地域経済調査」は、法令等に基づく義務的な調査ではなく、あくまでも経産省が地域の経済状況を把握するために任意で行っているものであり、事務委任をするに当たっては、都道府県に強制的に事務の実施を課することはできないことから、地方公共団体の発意に任じた手挙げ方式による実施を提案する。 なお、提案団体(神奈川県)からの本提案の理由は、「国と地方がそれぞれ分けて調査することによる二重行政を排除することが目的のことであるが、地域経済の状況に関する情報は、国としても必要であることから、実施方法としては、現行の地域経済調査の調査票をベースとした共通の調査フォーマットに基づき実施するものとし、調査を実施する各都道府県は経済産業省の提示するスケジュールに沿って、定期的(3ヶ月に1度)に企業とアテリングを実施し、企業とアテリングの個票及び分析結果を、経済産業省に情報提供するという方法を提案したい。なお、本調査に係る事務委任を希望しない地方自治体については、引き続き、当該地域の調査は経済産業省で実施するものとする。	4【経済産業省】 (24)地域経済産業調査に関する事務 経済産業省が行う地域経済産業調査については、希望する都道府県と事務の実施方法等について協議を行い、協議の整った都道府県が実施することとする。
71	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映することにもよって、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を回り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況と今後の制度改正に係る議論の見直しを明示していただきたい。 ○ 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。 横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。 ○ 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。	C 対応不可	<運用改善の検討状況について> 産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととした。 具体的には、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、国から市町村への創業支援事業計画に関する連絡事項や、市区町村から国への計画の提出等があった場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修、都道府県との一層の情報共有を図る。 また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県又は産業振興センター等の都道府県の関係機関が「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知、創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も<権限移譲について> 本制度は、「日本再興戦略」(25年6月)に掲げられた「我が国の開業率を欧米並み(10%)にする」という目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するものである。上記国家目標を確実に達成するためには、市町村の策定した創業支援計画が、国が定めた方針に沿っているかについて、全国的な視点で、国が自ら確認する仕組みとすることで、地域の実情に配慮しつつも、全国的な創業支援体制を構築することが必要である。 このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は、上述した運用上の改善により都道府県との一層の連携強化を図ることとし、制度並に施策効果検証と並行して検討することとした。	4【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、前倒として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
391	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	産業競争力強化法第113条に基づいて市町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の審査受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づき優遇措置を受けることができないため、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実施するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組み初めの制度となるため、頻りに計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工団体、金融機関等)で組織、年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現」などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。	産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条 産業競争力強化法 施行規則第41条～ 第45条	大分県提案分	経済産業省、 総務省	九州地方知 事会	○ 対応不可	創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携を取りながら実施している。 現状では、各都道府県の認定件数は10件～20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。 また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。 各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であるとされている。	都道府県では既に独自の創業支援施策を実施しており、市町村との連携・調整、認定事務を担うに当たっては、既存の施策実施体制を活用できることから、大きな非効率性は見られないとされている。 また、地域の特色ある創業支援体制を全国に展開する取組は重要であるが、そうした全国比較については必ずしも計画認定の段階で行う必要はなく、国における補助事業の採択審査や、事例作成等により実施可能である。 都道府県に認定権限を移譲することで、申請から認定に至る期間の短縮のみならず、地域の独自性の深掘り、実効性の高い支援体制の構築につながるが、モデルの抽出にも資するものと思われる。さらに、こうした構築した市町村の創業支援体制を、大分県における3時間で1,000件の創業支援といった都道府県の定量的目標と連携しながら運用することで、創業の一層の拡大が図られ、「開業率10%」、「ローカル10,000」という目標の実現にも貢献できるものと考えられる。 なお、大分県内の市町村からは、出張旅費負担軽減や、地域の実情に関する審査事務局への説明効率化などの観点から、身近な存在である県への認定権限の移譲を期待する声が寄せられている。
699	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条 3項、第140条1項6号に 規定する「市区町村創業策 採択計画」に関する経済産業 大臣、総務大臣及びその 他の主務大臣(関係する 他の主務大臣を含む)に おける権限を都道府県に 移譲されたい。 第113条 創業支援事業 計画の認定 第114条 創業支援事業 計画の変更等 第137条3項 報告書の債 権 第140条1項6号 主務大 臣等	【具体的支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップ的対応を行うことは難しいと考えられる。 国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に組織経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。 ※1 中小企業庁審査(2013年版 p.47)で定められているように、創業者のマーケティングは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。 【制度改正の必要性】計画策定に当たり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケティングは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケティングに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。 【制度改正の必要性】計画策定に当たり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケティングは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケティングに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。 【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に關係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。都道府県はあらかじめ分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村にとっても事務の効率化ができる。 ※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村エリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外3.2%)	産業競争力強化法 第113条、第114条、 第137条3項、 第140条1項6号		経済産業省、 総務省	大阪府、京都 府、兵庫県、 徳島県	○ 対応不可	【認定件数増加への寄与】 都道府県が持つネットワーク力や地域特性に応じた市町村の創業支援事業計画の策定支援を行うことができ、今以上に認定件数を増やすことが可能になる。 決裁、9月締めの第3回申請は、大阪府では22市のみ、国連の市町村では申請がないと聞いているが、単独では認定を受けることが難しい自治体もあること一因として考えられる。 この点、都道府県への創業支援事業計画の権限移譲により、近隣地域とのバランスを考慮して、都道府県が創業者と連携して法の枠組み以外で行う創業支援施策＝種別、行政を行うことができ、また、都道府県に計画策定権限があれば、共同申請を誘導することも容易になる(例えば、大阪府は、「事務の共同処理」「機関や内部組織等の共同設置」等の市町村の連携を促進した実績がある)。 このように、都道府県への権限移譲により、「ローカル10,000プロジェクト」等の政府目標に貢献することができる。申請件数に限りが見える現状からすれば、決して時期尚早ではないと考えられる。 【執行体制の整備の必要性について】 ・支援機能確保並創業ビジネスサポート 大阪府、メルマガジンの配信 ・先発的な取り組み等の反映について ・地域の「秀逸なモデル」ピックアップするには、地域実情を把握している都道府県が最適である。「他地域の先発的な取り組みの反映」については、適切な技術的助言に基づき府県から事業を国へ提供し、それをフィールドに活かす仕組みが、極めて容易に解決・最適化が実現できる。	
455	事業協同組合等の設 立認可等に関する事 務の都道府県への権 限移譲	中小企業等協同組合法に 基づく2以上の都道府県 の区域にわたる事業協同組 合等の設立の認可、定款 変更の認可、報告の徴収、 検査等、法令等の違反に 対する処分等の事務につ いて、関東農政局から都 道府県へ権限の移譲 (参考) 2以上の都道府県の区域 にわたる組合の設立認可 及び監督(厚生労働省(地 方厚生局所管業務))につ いては、第4次一括法に關 連する政令改正で都道府 県に移譲。	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務については、権限移譲されることにより、管内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 ただし、代表理事の交替により、またる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の機動的な観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組 合法施行令第34条		経済産業省、 農林水産省	神奈川県	○ 対応不可	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。))については、設立地区が広域に及ぶものが存在する。 農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に委譲することができると否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。 複数都道府県間での連絡調整の仕組みなど、連やかに体制整備を行い、移譲することによる、厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、管内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上させる効果が期待される。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見	区分	回答			
391	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。				重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点				
699	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。				重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点				
455	事業協同組合等の設 立認可等に関する事 務の都道府県への権 限移譲	・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。			重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
160	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。 現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本来に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。 【支障事例】 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の支給資格認定申請を行う。 【効果】 改善計画に係る都道府県認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金支給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続きが不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	<認定実績> H23年度: 2件、H24年度: 3件、H25年度: 0件、H26年度(5月末現在): 0件(資料) 法律に基づく雇用管理等の改善計画の都道府県認定事務	厚生労働省、経済産業省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	○ 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外れており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。 他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、従来から中小企業に対する経営及び雇用に関する指導等を行っており、そのための組織体制が整備されているほか、それぞれの地域における中小企業の実情を十分把握している都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、今後、国と都道府県が連携してこの課題に取り組んでいく必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。	本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなることにある。 今回、「団体助成コース」については対応不可との回答であるが、個々の事業者も都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課すことはバランス上不均衡と懸念。事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減いただくことを検討いただきたい。 また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることを検討いただきたい。
241	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 法における支援措置(助成金)を(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的には、計画認定の申請書類7種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。 【懸念の解消策】 改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支援はないと考える。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項		厚生労働省、経済産業省	広島県	○ 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外れており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。 他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、従来から中小企業に対する経営及び雇用に関する指導等を行っており、そのための組織体制が整備されているほか、それぞれの地域における中小企業の実情を十分把握している都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、今後、国と都道府県が連携してこの課題に取り組んでいく必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。	「個別中小企業助成コース」については、改善計画の認定が助成金の支給要件ではなくなることで、認定申請がほぼ見込めなくなったため、制度が形骸化するものと思われる(242の本県意見を参照いただきたい)。また、認定制度が廃れることで、改めて助成制度の支給要件となる可能性が残り、申請者にとって負担となる恐れがある。 「団体助成コース」については、二重の手続きをなくするために、改善計画の認定を廃止し、助成金の申請手続きとして改善事業を立案させ、指導・助言を行うことが適当と考える。なお、助成要件に対して県が連携して指導・助言を行うことは、当然、可能である。
961	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県認定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の支給資格認定申請を行う。 改善計画に係る都道府県認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金支給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続きが不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。 現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本来に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項		厚生労働省、経済産業省	中国地方知事会	○ 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外れており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。 他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、従来から中小企業に対する経営及び雇用に関する指導等を行っており、そのための組織体制が整備されているほか、それぞれの地域における中小企業の実情を十分把握している都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、今後、国と都道府県が連携してこの課題に取り組んでいく必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。	本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなることにある。 財源の有効活用、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・助言の必要性については、個々の事業者と向きあわないことから、個々の事業者同様、都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課すことはバランス上不均衡である。 事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減すべき。 また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることを検討すべき。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
160	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。			【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。</p> <p>この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画については、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。</p> <p>地方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいります。</p>	<p>【経済産業省】</p> <p>(9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(厚生労働省と共管)【再掲】事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。</p>
241	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。			【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。</p> <p>この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画については、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。</p> <p>地方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいります。</p>	<p>【再掲】</p> <p>【経済産業省】</p> <p>(9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(厚生労働省と共管)【再掲】事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。</p>
961	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。			【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。</p> <p>この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画については、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。</p> <p>地方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいります。</p>	<p>【再掲】</p> <p>【経済産業省】</p> <p>(9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(厚生労働省と共管)【再掲】事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
252	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正により新設予定の経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 現行制度(基盤施設計画)は、国が作成した商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律実施要領により、都道府県知事が計画認定していることから、新設される経営発達支援計画についても、地域の実情を踏まえた計画とするために、現行制度同様、都道府県が認定することが望ましい。 複数の都道府県で、各商工会議所が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを導入する動きが広がっており、目標達成に向けて方向性を統一するためにも、都道府県が認定することが望ましい。《事業評価システムの導入状況》導入済:6団体、検討中:3団体 【懸念の解消】 全国統一の基準や運用が必要な点は、国が作成する要領等により確保されるものと考ええる。	改正後の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条		経済産業省	広島県	○ 対応不可	今般、新たに経営発達支援計画の認定スキームを創設する目的は、小規模事業者に対して先進的な経営コンサルティング等の支援を行う商工会・商工会議所をモデルとして認定・公表し、これを全国に展開・普及することで、全国の小規模事業者に対する支援を抜本的に強化することである。 認定のポイントは、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた地域へ展開可能な普適性、「他地域の情報も踏まえつつ」高い効果が見込めるか等のモデル性を問うものであるため、全国的な情報を基に国が統一して認定を行う必要があることから移譲できない。	国が認定を行うべき理由としている計画の先進性やモデル性の確保は、国が一定の基準を示すことにより都道府県でも審査可能であり、加えて地域性をも加味した計画認定が可能となると考える。 都道府県は、中小企業支援に係る実情把握に通じているところもあり、小規模事業者支援に係る本件計画認定についても、都道府県による実施が望まれる。 平成26年9月1日付け知事三発第33号による全国知事会の要請も踏まえて、認定権限を都道府県知事へ移譲していただきたい。
498	官公需対策に関する事務の都道府県への権限移譲	官公需適格組合の証明申請対応業務 管内の都県で官公需確保対策地方推進協議会の開催	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条に基づく「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」に規定する証明申請対応業務を都道府県に移譲することを求めるもの この権限移譲により、県の施策に応じた証明申請対応業務等(都道府県ごとに施策を生かした証明申請対応業務が可能となると想定したもの)が行えるようになるものである。 なお、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定していることから、官公需における都道府県間の基本的な取扱いの均衡は保たれるものと考ええる。	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条、官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	国等の官公需においては、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定しており、国と同様に地方公共団体に対しても、中小企業者の受注機会の増大の為の措置を講じるよう依頼しているところ、そもそも当該契約の方針は、国等の発注に関する方針であり、本法に関連する業務を都道府県が担う合理的理由が不明であり、引き続き国で実施することが適切。	官公需確保対策地方推進協議会の場を通じて、官公需適格組合の受注機会の確保に努めていきたい。
580	中小企業者に対するセーフティネット保証(4号)に係る地域指定の都道府県知事への移譲	中小企業者に対するセーフティネット保証のうち、災害により影響を受けている中小企業者を支援する4号に係る地域指定について、以下の場合には、指定の権限を国から都道府県知事に移譲する。 ①災害救助法の適用地域等、被害が甚大であることが明確な地域 ②それ以外の場合であっても、国が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被害程度が一定要件を満たすと判断できる地域	【現行制度】 突発的な災害(自然災害等)の発生により売上高等が減少している中小企業者を支援するためのセーフティネット保証4号においては、災害により中小企業者の相当部分が事業活動に害い支障を生じている地域を、都道府県や市町村の調査を基に、経済産業大臣が指定している。 【制度改正の必要性】 平成26年2月の大嘗被害の際は、国による地域指定が災害発生から2か月近くかかるなど、中小企業者の迅速な資金調達(売上げの減少に伴い必要となる当面の運転資金の調達等)に支障が生じている。 地域指定の権限を国から都道府県に移譲することにより、災害により影響を受けている中小企業者にとってより身近な行政機関である都道府県が災害発生後、短期間で保証に必要な地域指定を行うことが可能となり、結果として中小企業者の喫緊の資金需要に迅速に対応することができ、中小企業者の経営の安定につながるものと期待される。なお、地域指定に必要な調査は現在でも都道府県等が行うこととなっており、地域指定の権限を都道府県知事に移譲しても、事務処理を含め支障が生じることはないと考ええる。	中小企業信用保険法第2条第5項		経済産業省	長野県	○ 対応不可	信用保証制度は、毎年度、多額の国費を投入して実施しているものである。特に、経営安定関連保証(セーフティネット保証)は、融資額の100%を保証する特例制度であるため、国庫への負担が大きく、その発動には国の判断が必要不可欠である。 また、自然災害は複数の都道府県にまたがる広域災害となることが多く、被災地全体の被害状況を考慮して判断する必要があるため、都道府県知事に権限を委譲することは適切ではない。 なお、セーフティネット保証4号における被災地域の指定にあたっては、地方自治体による被災状況の実態調査が済み次第、速やかに国において意思決定を行い、経済産業大臣の指定を行っている。 ※今回事例としてあがっている2月14日の雪害においては、被災自治体の調査の終了が3月25日、国による意思決定(報道発表)が3月27日、大臣の指定(官報告示)が4月4日となっているところ。	事業者の売上の状況を把握する必要があることから調査に時間がかかることはやむを得ないと考え、その間、災害救助法は適用されており、甚大な被害があることは容易に想定できていた。 また、被害地域の調査については、災害復旧が最優先されるため、一般的に事業者の調査等はその後に対応となる。 中小企業者の経営安定にむけて一刻も早くセーフティネット保証を発動すべきであるが、広域的な災害の場合は特に被災自治体全体の調査完了までに時間を要することから、国が調査完了を受けて速やかに発動したとしても発動までに時間がかかることになる。 2月14日の雪害における被害状況調査は、本県においては3月20日に完了しており、仮に本県に権限が移譲されていれば3月中の指定が可能であった。 セーフティネット保証の発動に国の判断が必要不可欠ということであっても、災害救助法適用地域等被害が甚大であることが明確な地域については、国が設けた基準に基づき、概ね一ヶ月以内に地域指定できるように、権限を都道府県に移譲していただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
252	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、今後、都道府県知事が行うこととするよう引き続き検討を進めるとともに、その実現までの間においても、都道府県が行う小規模事業者支援施策との整合を図る観点から、商工会・商工会議所が経営発達支援計画を策定するにあたり都道府県の意見を聞くこととするなど、経営発達支援計画に都道府県が関与できる仕組みを構築するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		C 対応不可	経営発達支援計画の認定のポイントは、商工会・商工会議所の支援の手法が優れたものであり、全国の範となるようなモデル性を有しているかどうかである。国が一定の基準を示すことのみでは、経営発達支援計画に決められる最低限の基準を示すに過ぎず、全国的なレベルでの先進性や効果の高さを踏まえて判断するためには、国が統一的に認定することが必要であることから移譲できない。 一方、小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本計画において、「国は、関係省庁が緊密な連携を行い、一体となって、地方公共団体ともよく連携しつつ、(中略)小規模企業の振興を図るための施策を効果的に展開する。」と記載しているところ、小規模企業の振興に当たっては、地方公共団体と連携しながら取り組むことが重要と認識している。 経営発達支援計画の認定は、今年度中に最初の認定を行う予定である。認定に当たっては、法第3条に規定される基本指針に照らして適切なものであるかどうかをみることとなるが、都道府県と共同で行う事業である場合においては、共同実施者としての都道府県の意見を踏まえているかが判断の要素となる趣旨を商工会・商工会議所等に周知する文書に記載することとしたい。また、制度の執行に当たって、どのような形で都道府県が関与するかについては、全国知事会と引き続き協議しつつ、制度を運用してまいりたい。	4【経済産業省】 (6) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 商工会又は商工会議所が都道府県と共同で行う経営発達支援事業についての経営発達支援計画の認定(5条1項)については、都道府県の意見が踏まえられていることが判断の要素となることを、平成26年度中に商工会、商工会議所等に通知する。 【措置済み(平成26年12月19日付け中小企業庁経営支援部小規模企業振興課通知)】
498	官公需対策に関する事務の都道府県への権限移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手分け方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	官公需法第3条は、「組合」を国等の契約の相手方として配慮しなければならない、と規定されており、同条の主旨を踏まえ、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づいて、官公需適格組合の制度が創設された。また、同条の「組合」配慮規定は、予算決算及び会計法第99条第18号に基づく、随意契約による組合役選規定からも担保されている。 従って、適格組合制度は国の会計法令に基づく制度設計をされており、設立証明及びその後の監督、更新についても国で行うことが必要不可欠である。 なお、適格組合の証明にあたっては、熱心な指導者の有無、経理的な基礎の確立、共同設立体制の整備などが審査されるべきところ、ご指摘のような県の施策を活かした証明申請対応業務は想定されないものとする。	
580	中小企業者に対するセーフティネット保証(4号)に係る地域指定の都道府県知事への移譲	セーフティネット保証に係る地域指定の権限について、都道府県へ移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		C 対応不可	①セーフティネット保証は、取引企業の倒産や自然災害などの予想しがたい外部要因により、国として看過できない程度の中小企業・小規模事業者の経営の安定に支障を生じている事態がある場合に認めているものである。また、自然災害の際は、国としてその他の資金繰り対策(政府系金融機関による融資等)と併せて行うことが必要な場合に実施されるものである。 ②信用保証を実施している日本政策金融公庫の保険収支は、毎年、数千億円単位の赤字となっている。そのため、国による適切な財政負担がなければ制度の維持に影響を及ぼし、保証渋りにつながる可能性が否定できず、制度本来の趣旨である中小企業等の資金繰りに支障を来すことになる。 以上から、セーフティネット保証(4号)の指定については、国として責任を持って実施する必要がある。 なお、地方公共団体として信用保証を活用して災害対応に取り組むことは、一般保証の範囲内で可能であり、すでに独自の制度融資を創設し、実施している地方公共団体もあるものと認識。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
766	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援事業)の都道府県への移譲	各都道府県内の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備点)及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、コーディネーター・よろず支援拠点についても画一的な施策方針を踏まえながら都道府県が選定し、地域の中小企業の実情に応じた重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。 【支障事例】今回、兵庫県においてはよろず支援拠点に活性化センター、コーディネーターに活性化センターと密な連携がとれる専門家が選定されているが、国から、活性化センター内に既存の管理体制と別の管理体制をつくることが要求されており、団体内の予算と人員を効率的に配置することができず、運営が非効率なものとなっている。 また、活性化センターのような都道府県等中小企業支援センター以外の機関や専門家が選定された場合には、 ①財源と人員の運営が2団体に分散し、非効率的になる。 ②都道府県等中小企業支援センター(兵庫県は活性化センター)も総合的支援の窓口となっており、利用者(中小企業者)が混乱する。 ③各支援機関は連携する総合的支援窓口が2箇所となり、混乱が生じるとともに対応において負担が生じる。 などの問題がある。 【移譲による効果】兵庫県においてはよろず支援拠点と同じ目的を有する「中小企業支援ネットワーク」を以前から構築済みである。財源が移譲されれば、既に整備されている「中小企業支援ネットワーク」の画一的な運用や財源の有効活用による支援体制の強化を図ることが可能となる。 【想定される事業スキーム】 金の流れ:経産省 → 県(交付金) → よろず支援拠点(委託費)	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領	別紙あり	経済産業省 (中小企業庁)	兵庫県、京都府、徳島県	〇 対応不可	本事業は、全国に約385万件いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレール、責、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラつきがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあったため、それら現状を踏まえ、国として経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。 そのため、同時に全国本部を設置し、各拠点での支援レベル等にバラつきが出ないよう適切な評価や管理といった総括・サポートを行うこととしている。 上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ない相談に対応するなどのものであり、地域の支援機関の機能とは競合するものではなく、あくまで強化・補充する役割を担うものである。	・これまでも都道府県等中小企業支援センターが問題なく適切なアドバイスを行っている。
26	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘に係る調整 地域産業資源活用促進法による事業計画認定に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業目的は、中小企業が、地域固有の産業資源を活用し、新事業展開を図ることを支援するものである。地方が地域資源の指定から事業計画の認定まで地域の中小企業のニーズに基づききめ細い支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであるから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業地域資源活用促進法第6条、第7条 中小企業地域資源活用促進法第6条、第7条 JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	<添付資料> 中小企業地域資源活用に関する事務の権限移譲について	経済産業省	愛知県	〇 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先進的なモデル事業を指定し、それを活用する中小企業・小規模事業者を支援するところであり、地域産業資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していたり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも着しい支障が生じる。 都道府県に認定の権限を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも着しい支障が生じる。 また、添付資料にて本事業と「中小企業応援ファンド」採択事業者の1/4が重複していること指摘ですが、「中小企業応援ファンド」は地域資源を活用した初期段階の取組等を支援していると認識しており、制度上の重複はないと考える。 さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲し行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。	【全国的視点に立って全国レベルの先進的なモデル事業について】 中小企業地域資源活用促進法は、地域の実情に知見を持つ都道府県が地域産業資源を指定し、それを活用する中小企業・小規模事業者を支援するというスキームであり、指定の権限が都道府県にある以上、支援策に「全国的な視点」や「モデル事業」の想定することは困難。 既に、ヒアリングで細く説明したとおり、採択事例を見れば、地域によって分野の偏在、技術水準のバラつきがあり、経済産業局ごとの採択で、地域を超えた連携が想定しえない。 現状においても、地域を超えた連携やモデル事業の波及効果も薄く、国で認定・補助事業を行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や取組が十分に反映されないデメリットの方が大きい。 【中小企業応援ファンド】 中小企業応援ファンドは必ずしも「初期段階の取組」を支援するという性格は有しておらず、地方自治体において、5年間、3,000万円の補助事業を創設することが困難であるため、金額の多寡によって分けられているというのが実情であり、先進的なモデル事業に限定して採択しているという所管省の主張は当たらないと考える。 【自治体移譲について】 都道府県によって年間案件程度の採択にならざるという事実が、当該制度が利用されにくいものであることを示しているのではないかと。 また、本県が独自に企業ヒアリングした結果、全企業が認定・補助金の申請事務が膨大で、大変であったと回答した。自治体へ移譲される場合には、申請の簡素化など、ハードルを下げることで、中小企業・小規模事業者の使い勝手の良い補助事業としたいと考えている。 既に応援ファンドを審査する体制は有しており、使い易くすることで利用件数は伸びると考えられるので、効率性には問題はないと考える。
238	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細い支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【財源移譲のスキーム】 計画認定権限と合わせて、地域資源活用新事業展開支援事業補助金及び関係事務費を移譲 (補助金の流れ)県から中小企業者等へ交付(国は関与しない) (補助内容)現行制度並み(補助率2/3、補助限度額3,000万円) (財源措置)当面は交付金により措置し、将来には税源移譲等による一般財源化 (全国的視点の担保)審査会への販路開拓に係る有識者等の活用により、都道府県においても全国的な視点からの計画の認定及び補助金の採択は十分に可能である。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱		経済産業省	広島県	〇 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先進的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域産業資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していたり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも着しい支障が生じる。 都道府県に認定の権限を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも着しい支障が生じる。 さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲し行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。	それぞれの地域産業資源を活用するという事業の性格上、全国的な視点でモデル的に普及・啓発を図っていくという、地域での差別化・個性性を図ることが重要である。一定のレベルの確保が必要としても、国が運用指針等を示すこと、都道府県間の情報共有の仕組みを構築することにより担保機能と考える。 地域の実情や課題に詳しい都道府県が実施することで、創意工夫による掘り起こしが期待され、非効率の懸念は解消されると考える。 なお、現在の制度スキームにおいて、都道府県が地域産業資源を指定することにより、計画認定申請に意見を付すこととされており、都道府県の知見の活用が図られていること、平成26年行政事業レビューにおいて「他の事業との連携統合や自治体施策へ一任を検討すべき」とされたことを踏まえれば、平成27年度からの実施が検討されている「ふるさと名産振興事業」においても、都道府県が主体的役割を担えるような制度設計が必要と考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見		区分	回答			
766	中小企業・小規模事業者 ワンストップ総合 支援事業(よろず支援 事業)の都道府県へ の移譲	・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができ、都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。				C 対応不可	2014年度版中小企業白書では、現在の小規模事業者の経営課題として、「営業・販路開拓」が最も多く挙げられている。しかし、相談相手として「経営者」や「親しい人間・身内」取引先等が多く、公的な支援機関への相談は少数となっており、さらなる対策を講じる必要がある。 また、向いでは公的機関との連携状況について、小規模事業者から、「国、都道府県、市町村が連携せず、バラバラに支援している」といった評価もあり、こういった課題に対しては国として対策をとる必要がある。 よろず支援拠点とは、こうした課題を解決するための機能として、売上・販路拡大等の解決策を提示する総合的・先進的アドバイス機能を有するとともに、国・都道府県・市町村間での連携を図り、公的機関や地域の支援機関だけでなく、国の関係府庁にまで人脈を有し、各機関と連携して施策情報提供や相談業務の支援を行う体制を備えている。 また、こうした体制を強化するため、全国本部を設置し、先進的な支援手法や関係府庁の施策等の研修を行うとともに、有識者による評価等を行うものとしている。 国は、本年10月31日に開催された「中小企業・小規模企業振興基本計画」において、「国は、関係府庁が緊密な連携を行い、一体となって、地方公共団体ともよく連携しつつ、(中略)「よろず支援拠点」を活用して小規模企業の振興を図るための施策を効果的に展開する」と記載されている。 このように、全国に385万の中小企業・小規模事業者に対して、万遍なく「よろず」がでないよう支援体制を実現していたために、国として全国的に支援体制を整備する必要がある。	
26	地域産業資源活用事 業計画の認定権限等 の都道府県への移譲	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができ、都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。				○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持つ広域的な判断をすることによる成功例」を示していただき、また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しください。 ○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。 そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。		C 対応不可	【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造的変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を牽いで地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。 このような状況において、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進)により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的な成長を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデルの事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 【中企業応援ファンド】 ・地域レベルでは、ご指摘の「中企業応援ファンド」の活用等による支援が行われていると承知しており、全国レベルでのモデル事業の認定との相乗効果により、活用事業の裾野拡大と上げが図られていると認識。 ・なお、当該ファンドは、地域の知恵と工夫を活かして地域資源を活用した新事業の「種」や「芽」を支援するために組成されたものであり、本議案に前記、各都道府県の創意工夫により事業設計がなされていると認識。 【運用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与と案件への配慮等運用改善を検討する。	4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として「経済産業局に事前相談があった段階で行う」とともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成29年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
238	地域産業資源活用事 業計画の認定権限等 の都道府県への移譲	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができ、都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。				○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持つ広域的な判断をすることによる成功例」を示していただき、また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しください。 ○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。 そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。		C 対応不可	【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造的変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を牽いで地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。 このような状況において、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進)により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的な成長を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデルの事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 【中企業応援ファンド】 ・地域レベルでは、ご指摘の「中企業応援ファンド」の活用等による支援が行われていると承知しており、全国レベルでのモデル事業の認定との相乗効果により、活用事業の裾野拡大と上げが図られていると認識。 ・なお、当該ファンドは、地域の知恵と工夫を活かして地域資源を活用した新事業の「種」や「芽」を支援するために組成されたものであり、本議案に前記、各都道府県の創意工夫により事業設計がなされていると認識。 【運用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与と案件への配慮等運用改善を検討する。	【再掲】 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として「経済産業局に事前相談があった段階で行う」とともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成29年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
358	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲	現在、本事業計画は、事業者から、都道府県経由で、経済産業局に申請、経済産業局等設置の委員会の評価等を経て認定される。この事業認定について、地域の実情及び地域産業資源を熟知している各都道府県(うち希望する都道府県)に権限を移譲する。	地域産業資源を熟知し、地域の中小企業を間近で支援する各都道府県が認定業務を実施する方が、より適正・効果的に事業認定することが出来る。また、都道府県が認定権限を持つことで、事業者は身近なところで相談が出来る。また、都道府県も実情を知る事業者に対して細やかな指導が可能となる。さらに、都道府県が実施する個別の企業支援と一体的に中小企業者に対応することで、地域産業の活性化に資するものと考えられる。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条		経済産業省	徳島県、兵庫県、鳥取県	○ 対応不可	<p>本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先進的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域産業資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していたり、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。</p> <p>都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。</p> <p>さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。</p> <p>以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。</p>	<p>当法律は、地域産業資源を活用した地域中小企業の事業活動の促進を図り、もって、地域経済の活性化を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。よって、まずは地域における地域産業資源の最良の活用方法を選択する必要がある。その点において、従来のスキームより、各都道府県が地域産業資源活用事業計画を認定する方が効率的。その結果全国に普及するモデル事業が増えるものと考えられる。また、地域産業資源の更なる活用・掘り起こしの点においても、各都道府県で計画認定するというスキームに変えた方が、認定業務の時間短縮・効率化が図られ、認定件数の増も見込まれる。</p> <p>さらに補助金の採択については、各都道府県において各認定計画を精査の上、配分を調整することで、補助金総額の増を抑えることが可能と考える。以上のことから、地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲が望ましいものである。</p>
472	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	地域資源活用促進法による事業計画の認定業務、小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金の交付に係る事務について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売し結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元へのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、専断の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には選れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。現状は国が計画を認定、国が事業者に補助しているが、これを変更し、県が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえ、事業としての一定の水準を保つ。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	<p>本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先進的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域産業資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していたり、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。</p> <p>都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。</p> <p>また現在、本事業の芽出しを支援する目的のスタート・アップ応援ファンドとして、「中小企業応援ファンド」が全国44都道府県で造成されており、地域産業資源を活用した初期段階の取組等を支援しているところである。</p> <p>さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。</p> <p>以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。</p>	<p>都道府県は計画の策定後に求められる意見書程度しか関与できていないため、計画が十分な効果を発揮していないケースが見られる。都道府県が、地域の実情を適切に反映し、産業政策と一体的に計画の認定業務を行うことで、地元の実情を生かした効果的な計画とすることが出来る。国は全国的な視点から評価の準則を定め、都道府県が準則を踏まえた評価基準を設けることで、都道府県においても、全国的な視点での効率的な認定が可能となる。</p>
594	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する	地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を指定、②国が事業計画を認定、③国が補助金等各種支援施策を実施という事業スキームにより、中小企業による地域産業資源を使った商品開発等を支援することとなっているが、都道府県が行っている中小企業支援と重複し、企業にとって窓口が二つある状態であり、企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の施策双方を検討しなければならないなど障害となっている。中小企業のさらなる促進を促すため、農林水産物、鉱工業品、観光資源等の地域資源の活用・軽装・ブランド化を図れば、その施策の内容を考慮し、地域の実情を把握している都道府県において実施すべきものであるため、②、③も含め、制度全体を都道府県が実施するよう②③の権限および③の財源の移譲(基金化など)を求める。本補助金は26年度は212件(うち東京都内企業8件)が採択されており、制度が変更されているものの、毎年同様の採択規模であることから、全国レベルの先進的なモデルと云うよりも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向けた補助としての制面が強いと考え、地域の企業や産業資源を詳しく、伴走支援が可能な都道府県が当該事業を包括的に担うことが望ましい。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第4条、第6条、第7条、第13～18条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱		経済産業省	京都府、兵庫県	○ 対応不可	<p>本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先進的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域産業資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していたり、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。</p> <p>都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。</p> <p>さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。</p> <p>以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。</p>	<p>全国水準でモデルとなり得る事業は、地域資源・人材に詳しい都道府県が主体的に関わることでより確保しやすくなるものと考えられる。全国的中小企業・小規模事業者への普及に関しても、国への報告を義務付ければ可能になる。また、人口減少問題や地方活性化に取り組み地方創生を進めるためには、効率性よりも地方の創生工夫を引き出すことを重視すべき側面ではないか。本事業は経済産業省の行政事業レビューにおいて、「廃止」判定が出されているものの、「ふるさと名物の開発・販路開拓を支援する新たな制度」と刷新予定と聞いている。まさしく地方が切実課題を懸念して取り組むテーマであり、新制度の制度設計にあたっては地域の実情を把握している都道府県が実施主体となるようにすべき。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見		区分	回答			
358	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲	<p>・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>				<p>○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。</p> <p>○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与していくという実情がある。</p> <p>そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。</p>	C 対応不可	<p>【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。 ・このような状況において、国家的課題である本法の目的(地域産業資源活用事業の促進)により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国へ広く導入し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 ・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一併に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。</p> <p>【運用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。</p>	
472	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	<p>・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>				<p>○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。</p> <p>○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与していくという実情がある。</p> <p>そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。</p>	C 対応不可	<p>【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。 ・このような状況において、国家的課題である本法の目的(地域産業資源活用事業の促進)により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国へ広く導入し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 ・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一併に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。</p> <p>【運用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。</p>	
594	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	<p>・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>				<p>○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。</p> <p>○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与していくという実情がある。</p> <p>そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。</p>	C 対応不可	<p>【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。 ・このような状況において、国家的課題である本法の目的(地域産業資源活用事業の促進)により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国へ広く導入し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 ・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一併に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。</p> <p>【運用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。</p>	

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府庁	提案団体	各府庁からの第1次回答		各府庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
889	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等)は都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金) 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金 農工商等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)	経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等	別紙13あり	経済産業省、農林水産省	埼玉県	○ 対応不可	【地域産業資源活用事業計画の認定と補助事業の採択】 本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先進的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っていることであり、地域産業資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を踏まえていたが、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。 都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、質の高い事業が選ばれなくなる。全国的視点での中小企業の採択を確保し、モデル事業として全国に展開させることが不可欠。ゆえに、国において、(伝統的工芸品産業支援補助金申請の前条件となる)各事業計画の認定については「都道府県知事(又は申付庁の長)は、伝統的工芸品産地の特性が特長とする事業計画を認定した上で、これを採択し、国に申請して国費補助金交付を受けるもの」と整理し、自治体が主体的に関与する権利を担っている。また、政令において、第2次以降の採択の認定は、都道府県知事は申付庁の長が行うことと規定されている。 【農工商等連携対策支援事業】 農工商等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできる全国レベルの先進的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っていることである。また、認定件数が年100件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。 さらに、国以上の認定業務が都道府県に発生する中小企業の連携であることから、都道府県での執行は困難である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。	農工商等連携事業については、平成26年7月現在すでに全国で621件が認定されており、必ずしも全国レベルの先進的なモデル事業に限定しているとはもはや言えず、中小企業者と農林水産業者の経営力の安定及び地域経済の活性化につながる事業については、積極的に支援していくべきと考える。 都道府県に移譲することにより、地域の実情・ニーズに応じたきめ細かな支援が行え、実行性の高い施策展開が期待できる。 都道府県境を越えた中小企業の連携については、当該都道府県同士で情報交換を密にし、認定・執行にあたっては事前ルール化することにより対応は可能である。 なお、地域産業資源活用事業については、都道府県が認定した地域資源を活用した事業であるため、都道府県を越えた連携事業はまれである。
947	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細い支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実行性の高い施策展開ができる。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が一面的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱		経済産業省	中国地方知事会	○ 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先進的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っていることであり、地域産業資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を踏まえていたが、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。 都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、質の高い事業が選ばれなくなる。全国的視点での中小企業の採択を確保し、モデル事業として全国に展開させることが不可欠。ゆえに、国において、(伝統的工芸品産業支援補助金申請の前条件となる)各事業計画の認定については「都道府県知事(又は申付庁の長)は、伝統的工芸品産地の特性が特長とする事業計画を認定した上で、これを採択し、国に申請して国費補助金交付を受けるもの」と整理し、自治体が主体的に関与する権利を担っている。また、政令において、第2次以降の採択の認定は、都道府県知事は申付庁の長が行うことと規定されている。 【農工商等連携対策支援事業】 農工商等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできる全国レベルの先進的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っていることである。また、認定件数が年100件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。 さらに、国以上の認定業務が都道府県に発生する中小企業の連携であることから、都道府県での執行は困難である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。	それぞれの地域資源を活用するという事業の性格上、全国的な視点でモデル的に普及・啓発を図っていくというより、地域での差別化・優越性を図ることが重要である。一定のレベルの確保が必要としても、国が運用指針等を示すこと、都道府県間の情報共有の仕組みを構築することにより担保可能と考える。 地域の実情や課題に詳しい都道府県が実施することで、創意工夫による掘り起こしが期待され、非効率の懸念は解消されると考える。 なお、現在の制度スキームにおいて、都道府県が地域産業資源を指定するとともに、計画認定申請に意見を付すこととされており、都道府県の知見の活用が図られていること。平成26年行政事業レビューにおいて「他の事業との連携に係る効果の最大化を図るため、都道府県が実施するモデル事業を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を主体にするが、都道府県に交付すること。また、認定業務が都道府県に発生する中小企業の連携であることから、都道府県での執行は極めて非効率的である。以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。」と指摘されていること。また、この法に基づき補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない。
24	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	研究開発計画の認定業務(申請受付、認定、計画変更対応等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務(公募・採択、契約、事業管理、確定等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及と地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務等の権限移譲	【制度改正の必要性】 平成26年2月には、最新技術の動向を踏まえ、健康・医療、環境・エネルギーなど需要側産業の視点に立って「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に改正されたところであるが、地産産業振興、地域資源の活用など、地域振興の視点が欠けている。そこで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的に「地域振興」を加え、都道府県に権限を移譲して、地域のニーズに合った事業を実施すべきである。	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条、第5条 戦略的基盤技術高度化支援事業公募要綱・交付金交付要綱		経済産業省	愛知県	○ 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。 したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できない。 また、この法に基づき補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない。	ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を主体にするが、都道府県に交付すること。また、認定業務が都道府県に発生する中小企業の連携であることから、都道府県での執行は極めて非効率的である。以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。」と指摘されていること。また、この法に基づき補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
889	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	・地域資源活用に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域資源活用による事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。	○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。 ○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。 そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組みのような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。	C 対応不可	<地域産業資源活用事業計画> 【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造的変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて、我が国経済の安定かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組みしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。 ・このような状況において、国家的課題でもある本法の目的（地域産業資源活用事業の促進）により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデルの事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図る必要がある。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 ・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態・知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。 【運用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の観点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。	【再掲】 (3)伝統的工芸品の産業の振興に関する法律(昭和47年) (4)業務計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された業務計画を各自治体から採択し、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的・実効的に関与できるようにする措置を講ずる。 (5)伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県が事業実施主体から提出された補助事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見交換を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件構成に関与できるようにする措置を講ずる。 【再掲】 【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法38) (1)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与をすることを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (2)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林産省と共掲)【再掲】 (1)農林工等連携事業計画の認定(4条1項)については、国と都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (2)農林工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農林工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。
947	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用による事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。 ○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。 そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組みのような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。	C 対応不可	【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造的変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて、我が国経済の安定かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組みしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。 ・このような状況において、国家的課題でもある本法の目的（地域産業資源活用事業の促進）により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデルの事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図る必要がある。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 ・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態・知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。 【運用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の観点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。	【再掲】 【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法38) (1)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与をすることを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (2)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
24	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	・ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。 なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。 (ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の要知度では10件を採択しているが、9割においてはいずれも採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)	【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33)法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
471	ものづくり高度化支援 府県への権限移譲	「中小ものづくり高度化法」 や「戦略的基盤技術高度 化支援事業」への改善要 望交付や相談 「中小ものづくり高度化法」 における研究開発計画の 認定	ものづくり中小企業への支援策については、地方でも地域の実態に合わせて 行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複など が生じる可能性がある。 「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務等に移譲するこ とで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性 を図ることができる。	中小企業のものづく り基盤技術の高度 化に関する法律 第4条第3項、第5 条第2項、同条第3 項、第11条から第 13条		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関 する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずること で、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造 業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単 なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るもので ある。 したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業 大臣の責任とされおり、移譲できない。 また、この法に基づき補助事業についても同様の視点が不可欠であ ることから移譲できない。	認定等にあたって、国が全国的視点に立って基準を定め、当該基準に沿って都道府 県が事務を執行することは可能である。これにより、都道府県が実施する事業との連 携も行うことができるようになり、より集中的な効果をあげることができるようになる とともに、身近な都道府県窓口で事務を行うことで、中小企業者・小規模事業者にとっ ても利便性が高まる。 なお、移譲と同時に補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若しくは 間接補助先とするべきである。
886	革新的なものづくりに チャレンジするための 試作品開発・設備投 資などの技術開発支 援に関する事務・権限 の都道府県への移譲	経済産業局等が行って いる中小企業やベンチャー の支援、地域産業の振興、産 学官連携推進に関する事 務・権限のうち、革新的な ものづくりにチャレンジする ための試作品開発・設備投 資などの技術開発支援に 関する事務・権限を都道府 県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、 技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の 技術開発、人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の 支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワ ンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネット ワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に 積極的に扱うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設 備投資などの技術開発支援に関する事務・権限(中小企業のものづくり基盤 技術の高度化に関する法律第4条第1項に規定する特定研究開発等計画等 の認定等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道 府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる 自由度の高い制度とすること)。 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーティング・インダストリー) 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援 地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金(ものづくり補助 金) ものづくり・商業・サービス補助金	経済産業省組織規 則第230条第35、36 号、第231条18号 中小企業のものづく り基盤技術の高度 化に関する法律第4 条第1項、第5条第 1項、12条 平成25年度補正 中小企業・小規模 事業者ものづくり ・商業・サービス革新 事業(第1次公募要 領) ものづくり中小企 業・小規模事業者 試作開発等支援補 助金交付要綱 戦略的基盤技術高 度化支援事業補助 金要綱等	別紙10あり	経済産業省	埼玉県	○ 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関 する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずること で、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造 業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単 なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るもので ある。 したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業 大臣の責任とされおり、移譲できない。 また、この法に基づき補助事業についても同様の視点が不可欠であ ることから移譲できない。 ものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、補 正予算に基づく経済対策の一環として、我が国産業の国際競争力の 強化を図るものであり、8月11日まで公募を終了(予定)。 したがって、その執行に当たっては、全国的視点を要するほか、(補正 という性格上、原則連続性を有さない事業であるため)、移譲できない	本県では、平成22年度から次世代産業への参入、オンリーワン技術や高 度な基盤技術の確立など、中小企業が行う新製品・新技術の開発に対する補 助事業を実施している。この事業は、オンリーワン技術の開発などによって世 界水準の中小企業を育成し、地域経済の発展のみならず我が国の国際競争 力の強化及び国民経済全体の発展を図るものである。 この補助金交付に当たっては、中小企業から事前に提出された開発に係る 事業計画書、技術系職員や審査員(学識経験者や産業支援機関職員等で 構成)などで審査し、補助事業者を選定しているところである。 こうした取組は、各都道府県が進めているところであり、中小企業ものづく り高度化法に基づく計画認定等の事務処理も可能であり、都道府県が一元的 に扱うべきである。 なお、ものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、同様 の事業が平成24年補正、平成25年補正で連続して実施されており、必ずし も単発事業とは言えない。今後、同種の補助事業については、自由度を高 めた上で地方に移譲すべきである。
25	新連携支援に関する 事務の都道府県への 移譲	地域における関係機関との 案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による 事業計画認定・承認に係る 事務 補助金の交付・確定に係る 事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を 複利に活用し、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を 図ることであることから、地方が地域の中小企業とのニーズに基づき細かい 支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関す るものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業の新たな 事業活動の促進に 関する法律第11 条、第12条 中小企業・小規模 事業者連携促進支 援補助金(新連携 支援事業)要綱		経済産業省	愛知県	○ 対応不可	本制度は、中小企業の新たな事業活動の促進を図ることで国民経済 の健全な発展に資することを目的とするものであり、国の役割を、 地方が行うことのできない全国レベルの先進的なモデル事業など全 面的視点に立った事業に限る観点から、法律に基づく認定を行 い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に認定の権限等移譲した場合、全国的視点による採択 が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の 中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困 難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者 に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量 の多少に関らず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行 は極めて非効率である。 さらに、約2/3の認定案件が都道府県域を超えた中小企業の広域 的な連携であることから、都道府県での執行は困難である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金 の執行を行うことが効率的であり、適当である。	全国的な視点が必要である点に関して、経済産業局ごとに採択を行っている 現状から見ると、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難 になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。 また、各都道府県が、地域の中小企業のニーズを踏まえ、独自の支援メ ニューに本事業を組み合わせて活用すること等により本事業の申請件数が増 加することが期待できるのではないかと。 さらに、本事業の認定案件を見ると、経済産業局をまたいだ連携があること から、コア企業を中心とした執行を行うことにより、都道府県においても対応 が可能であると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
471	ものづくり高度化支援 に関する事務の都道府 県への権限移譲	<p>・ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたと、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>			C 対応不可	<p>中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。</p> <p>なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。</p> <p>(ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の神奈川県では2件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における当該事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。</p>
886	革新的なものづくりに チャレンジするための 試作品開発・設備投資 などの技術開発支援 に関する事務・権限 の都道府県への移譲	<p>・中小企業に対する技術開発支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業に対する技術開発支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたと、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>			C 対応不可	<p>中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。</p> <p>なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。</p> <p>(ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の埼玉県では8件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)</p> <p>ものづくり・商業・サービス補助金は消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和すると、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるような経済の成長力度上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現を目的とした緊急経済対策として、これまで国や自治体等で措置しなかった施策を補正予算で(連続性を有せず)行ったものである。特に上記目的の性質上、全国一律で、同一基準で審査を行う必要があった。</p> <p>なお、基準の中で地域性を考慮する必要性がある部分については、各都道府県中央会が事務局となっている地域採択審査委員会を構成する委員に都道府県又は公設試験場の職員を含めるなど、自治体の施策とも整合性を取っている。</p> <p>また、地方産業競争力協議会(都道府県知事カンパニー)において、地域ブロックで重点的に振興を図ると決定した産業分野に該当する案件については、審査段階で加点を設けており、地域性や事業者のニーズ等に配慮した補助事業の運営が行われているところ。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における当該事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。</p>
25	新連携支援に関する 事務の都道府県への 移譲	<p>・新連携への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新連携支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたと、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>			C 対応不可	<p>新連携支援事業では、全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。</p> <p>中小企業新事業活動促進法における異分野連携新事業分野開拓計画においては、異分野の中小企業者が有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するためには、自身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を超えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際、直近5年間で平均2/3程度の案件において都道府県域を超えた連携がなされている。</p> <p>都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて実施する独自の支援施策により異分野連携による新事業の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的かつ相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。</p>	<p>4【経済産業省】 (10)中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18) (11)異分野連携新事業分野開拓計画の認定(11条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行う。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
27	農工商連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 農工商等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業の一層に基づき、細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。						ご指摘のような、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることという要件は法律等では求めておらず、事業計画認定に係る事務については、本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において各地域の外部有識者等から選出する等地域性や事業者のニーズ等に配慮した運営を行っていること。	事業計画認定に係る事務について、既に各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任されていることからすれば、都道府県に移譲することにより、さらに地域の中小企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行うことができるのではないかと、全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的な視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。
851	農工商等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農工商連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	農工商連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。全国を見据えた視点についても、現地・連携体の現状を掌握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の見解照会等)が必要である。認定要件(新商品(新規性))「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農工商連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等问题を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り出し等につながる可能性がある。(参考)認定数H26.2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県)愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件 年度別 農工商等連携事業認定数 H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件) 農工商連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。県等が実施している農工商連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。						売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なのは貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと史料されるが、農工商等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。	・農工商連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農工商連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするが、都道府県に交付するようご検討ください。
982	農工商等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者 連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲		計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが弱いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なしるし格差があるなかで、全国的には選れている都道府県であっても、当該地域のみから先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、県が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理人に基金を設立し、国が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。						売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なのは貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと史料されるが、農工商等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。	地元の販路分析や支援体制の構築については、地域の中小企業や小規模事業者の実情とニーズを把握している都道府県が、その実施する他の産業政策と連携させることによりより効果を上げることができるため、都道府県を実施主体にすること、都心部への販路開拓は重要であるが、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。従って、その重要性が国に国が実施することが適当ということにはならない。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
27	農商工連携に関する 事務の都道府県への 移譲	<p>・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>		C 対応不可	<p>農商工等連携対策支援事業では、全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。</p> <p>また、農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するためには、自身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を超えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を超えた連携がなされている。</p> <p>都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて独自の支援施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的・相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)【再掲】 (イ)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。</p>
851	農商工等連携促進法 に基づく計画認定等 の事務及び財源の都 道府県への移譲	<p>・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>			C 対応不可	<p>農商工等連携対策支援事業では、全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。</p> <p>また、農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するためには、自身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を超えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を超えた連携がなされている。</p> <p>都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて独自の支援施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的・相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)【再掲】 (イ)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。</p>
982	農商工等連携促進法 による事業計画の認 定権限等の都道府県 への移譲	<p>・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>			C 対応不可	<p>農商工等連携対策支援事業では、全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。</p> <p>また、農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するためには、自身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を超えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を超えた連携がなされている。</p> <p>都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて独自の支援施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的・相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)【再掲】 (イ)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府庁	提案団体	各府庁からの第1次回答		各府庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
28	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督業務の権限移譲	【制度改正の必要性】 25年3月の中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、今後、地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援の重要性が高まるものとされており、地方自治体に権限移譲することで、より一層実効性のある施策展開が図られるため(ただし財務衛生を条件とする)。また、下記理由等から25年6月の全国知事会でも地方自治体への移譲を求めている。「国の支援基準に沿って再生支援を行うことから地域ごとに異なる運用となる余地はほとんどないこと」、「知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること」、「債権者として直接貸付や債務保証をしていることから債権放棄には利益相反を生じることにもなるが、債権放棄は適正な手続きがあれば地方自治体としても対応させるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないこと」	産業競争力強化法第127条、第128条		経済産業省(中小企業庁)	愛知県	○ 対応不可	国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や税制措置の適用を受けるための最低限のルールを示しているに過ぎない。他方、事業再生(法的整理)においては、債権者である全ての金融機関と債務者である中小企業による最大公約的な計画内容及び金融支援を策定するためには、個別の事情に応じた対応が必要となるものであり、特に、支援基準に沿って事業を実施すればいいものでない(こうしたケース・バイ・ケースの対応を事前にルール化することは困難)。したがって、支援基準に規定されていない部分において、地域毎に異なる運用がなされた場合、取引先を広域に及ぼす金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に及ぼす影響が異なる。本事業においては、10年の歳月をかけて国で見聞の集約、情報共有、監督等により地域毎に異なる運用にならないよう手当てしてきた結果、均一的運用が行われようとするものである。また、地域毎に異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなる。金融庁や国税庁等が認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和と債権とない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除控除の緩和、無税債)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった結果、中小企業の事業再生に多大の影響を及ぼす。さらには、都道府県は中小企業への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債務保証を実施したことから、債権放棄等に対し、消滅したとしても賠償や委託者である都道府県に対し、受託者である認定支援機関が適切な対応を取りにくいことが生じる。このような利益相反を生じるほか、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。なお、一部都道府県等から「中小企業への事業再生支援の取組強化をはじめとする支援の更なる充実を図るなど万全な措置を講じること」の強い要望もある。	中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。
788	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)の認定について、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁(経済産業局)から各都道府県へ移譲すること。	【銀行】平成18年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援については中小企業再生支援協議会等(本県:神戸商工会議所)への国の関与が残った状況である。 【支障事例・制度改正の必要性】見直し方針を受けて同法に基づいて定められた指針において、再生支援の体制構築のために、①国は地方公共団体等との連携体制の構築に努め、②地方公共団体は認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言・支援等を行うとされているものの、プロダクトマネージャー等の人選において、金融機関出身者等直接利害関係のある人物が選ばれることもあり、相談者が安心して相談できる体制の構築の面で支障が懸念されると、県の方針と必ずしも一致しない。業種・企業形態も多種多様であるとともに地域性も強い中小企業の再生支援にきめ細く対応していくためには、権限移譲を行い、都道府県が主体的に取り組む体制構築の必要がある。各都道府県が中小企業支援センター等を中心に整備した支援体制において、再生支援は不可欠であり、国の関与が残っていることは、プロダクトマネージャーについて地域ニーズに合っていない人ができていない等の課題もあり、少なくとも地域で中小企業支援を実施している都道府県の意見を反映させるべきと考えられる。 【改正による効果】中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から見ると、再生支援業務のみ国の役割とするのは不合理であり、国施策と連携した支援内容については国と連携して、地域の中小企業の実情を把握している都道府県が実施すれば、国が直接実施するよりも、より効果的な支援が可能となると考えられる。兵庫県においては、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核機関として県内の支援機関(19)と金融機関・大学等の連携団体(29)と「中小企業支援ネットワーク」を構築しており、再生支援業務が県に移譲されれば、県内支援機関等との連携が図られることから、他の経営支援、雇用支援との一体的な運用や財源の有効活用が可能となり、ワンストップ総合支援体制が強化される。	中小企業基本法第24条第4項、産業競争力強化法第127条		経済産業省(中小企業庁)	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	○ 対応不可	総括責任者(プロジェクトマネージャー)の選任に関しては、認定支援機関である各都道府県の財団法人や商工会議所等からの推薦を受け、再生支援に関する知見や地域金融機関との連携等を重視しつつ、国が了承(承認)しているもの。また、運営上も、総括責任者の選任要件として、金融機関からの現役出身者を排除し、総括責任者補佐も金融機関からの出身の場合、利害関係のある案件担当から除外することを求め、かつ、利害関係が生じない仕組みとなっている。かかる取組も実施し、これまで、総括責任者が金融機関出身者であることとともて、相談者が安心して相談することができないといった声が出てきたことにはないが、そうした意見等があれば、真摯に制度等の説明をさせていただきたいと考えている。また、再生支援は専門性が高い分野であり、他の中小企業支援とは性質を異にする。地域毎に支援にかかると運用が異なる点、金融機関は債権放棄等の対応に際して慎重にすることが求められることに加え、金融庁や国税庁等が認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和と債権とない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除控除の緩和、無税債)を受けることも困難となるため、引き続き、国の関与が必要となっている。さらには、都道府県は中小企業への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、利益相反が懸念され、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。なお、都道府県との連携については、各中小企業再生支援協議会の全体会議で各都道府県担当部署に出席・発言いただく等、連携を図っているところであるが、この他、中小企業支援センター等との連携を含め、引き続き、ご協力をお願いしたい。	・地域の中小企業の実態を把握している都道府県に権限移譲することにより、より効果的な支援が可能になる。 ・中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から、再生支援業務のみを国の役割とするのは不合理であり、特に総括責任者の選任等に当たり課題があるものと認識している。 ・再生支援は専門性が高いとの指摘であるが、地域において金融行政や各種企業支援に取り組んでいる都道府県に、十分に対応可能である。 ・なお、利益相反については、国・高度化事業等と関連している。
29	地域商店街活性化に関する事務の都道府県への移譲	「地域商店街活性化に関する法律」の業務のうち、「地域コミュニティの担い手」として行う、「商店街活性化や支援に関する事務」の権限移譲	【制度改正の必要性】本県は毎年180近い商店街等に対して各種支援を行い、商店街等の現状を熟知している。本県が当該事務の実施主体となることにより、県の特長やネットワークを活用した円滑で効果的な事業計画及び執行を行うことができる。	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条から第7条及び第12条、第13条 地域商業自立促進事業要綱		経済産業省	愛知県	○ 対応不可	商店街は、小売りの中でも売上約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずるとされている。全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広範に行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定者として適切であると考えている。補助事業についても、集約的支援の一環として国が行うことが適当である。なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認める際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。	地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
28	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や規制措置の適用を受けるための最低限のルールを示しているに過ぎない。地方、事業専攻(私的整理)においては、債権者である全ての金融機関の合意が必要となる。当該支援基準を基本としつつも、債権者である金融機関と債務者である中小企業による最大公約数的な計画内容及び金融支援を策定するためには、個別の事情に応じた対応が必要となるものであり、単に、支援基準に沿って事業を実施すればよいものではない。(こうしたケース・バイケースの対応を事前にルール化することは困難)したがって、支援基準に規定されていない部分において、地域毎に異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に際しては、10年の歳月をかけて国において知見の集約、情報共有、監督等により地域毎に異なる運用にならないよう手当てしてきた結果、均一的運用が行われるようになったものである。</p> <p>また、地域毎に異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和と債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除並課税の緩和、無税償却)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。</p> <p>上述の考えにより、ご要望には応じられない。</p>	
768	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>地域毎に再生支援にかかる運用が異なると、金融機関は債権放棄等の金融支援に際しては、10年の歳月をかけて国において知見の集約、情報共有、監督等により地域毎に異なる運用にならないよう手当てしてきた結果、均一的運用が行われるようになったものである。</p> <p>また、地域毎に異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和と債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除並課税の緩和、無税償却)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。</p> <p>上述の考えにより、ご要望には応じられない。</p>	
29	地域商店街活性化に関する事務の都道府県への移譲	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を遂行した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見があるように47都道府県に分けて交付する場合は、交付先(交付先)の取組の観点から、むしろ政策効果を高めたいと考える。</p> <p>また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討すべきである。」のご意見をいただいているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもあってご指摘している。</p> <p>・商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づき(基本方針)において、「地方公共団体との協力が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が調和のとれたものとなる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。</p>	<p>4【経済産業省】</p> <p>(1)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(第21法90)</p> <p>(1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。</p> <p>(2)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
								区分	回答	意見
638	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲	地域商店街活性化法に基づき商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 地域商店街活性化法第4条において、商店街活性化事業を行うとする商店街振興組合等は、作成した商店街活性化事業計画について経済産業大臣の取組を受けけることができることとされている。 同法第11条により、国は商店街活性化事業の促進を図るため必要な支援を行うこととしており、国においては地域商店街への補助事業を各種実施しており、上記の計画認定を受けた事業には補助率の嵩上げも行っている。 申請については、申請者(商店街)が直接国(経済産業局)へ計画書等を提出し両方で内容を調整するため、県には、計画の最終案について意見照会がされるのみである。 商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、都道府県において認定事務を行うことにより、市町村や都道府県が実施する事業と横断的な連携を図るなど、計画実施の支援を進めることができ、商店街の活性化を図ることが可能となる。	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条、第11条		経済産業省	長崎県	○ 対応不可	商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。 全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。 地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならではの」取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。 補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。 なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。	
668	地域商店街活性化法の認定事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市や地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	これまで国が実施していた施策の中でも、商店街の各種事業に対する補助(地域商業自立促進事業など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きたい。 工事内容に変更があった場合等、申請者である商店街は不慣れで説明資料の作成等の書類作成が困難なことが多く、地域の実情や工事内容を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。 希望する基礎自治体に、地域振興に資する国の補助金の予算が配分され、明確な権限と財源をもとに制度設計や運用ができるようになれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 地域商店街等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域商店街の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。”	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第11条 地域商業自立促進事業費補助金交付要綱		経済産業省 (中小企業庁)	堺市	○ 対応不可	商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。 全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。 地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならではの」取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。 補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。 なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。	少子化や高齢化が急速に進行するなかで、基礎自治体に対しては、地域特性を踏まえ、生活者のニーズに合わせた身近な商業機能の充実などが求められている。特に、商店街については、地域コミュニティ機能やニーズに合った商業機能の充実により、賑わいのある商店街づくりへの支援が求められている。 そのような中、国が実施する地域商業自立促進事業等、地域振興に資する事業については、商店街を構成する商店主や商店街と深い関わり合いを持つ周辺の住民や自治会、中小企業等に身近で、かつ、地域内の商業集積地の状況に精通している基礎自治体が、補助事業の設計や運用を担えるようになれば、自治体がつながり施策と一体的に地域の商店街活性化に取り組むことができ、商店街に対して、タイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となると考える。 また、商店街や関係機関、基礎自治体などがより一層、連携して取り組むことにより、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できる。 なお、地域商業自立促進事業のうち、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについても、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考える。
764	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道府県への移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。	【支障事例】 国は地方が行うことのできない全国レベルの先進的なモデル事業に限定し、全国的視点のもとで採択を行っているとしているが、国が地域商業自立促進事業として実施するにぎわい創出イベントの開催支援、地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を促す取組、地域コミュニティの形成に向けた取組の支援は、實施案と内容が類似しており、支援の対象となる事業者にも差異はない(本県でも、国と同様の事業である、商店街新規出店・開業等支援事業、商店街支援事業、商店街整備事業等を実施)。 平成26年6月に国が認定した事業を見ても、①イベント開催、②地域コミュニティ活動拠点施設整備、③空き店舗を活用したアット活動支援、イベント開催等となっており、全国レベルの先進的なモデル事業とは考えられない。 【制度改正の必要性】 商店街の支援については、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体による実施が望ましい。商店街の商圏が複数の市町村にまたがっていることから、広域団体である都道府県が行う方が総合的な施策展開が望める。 そこで、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を国から都道府県へ移譲し、都道府県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策を実施する。 【想定される事業スキーム】 ①金の流れ：経産省一県(交付金)→商店街振興組合等 ②内容：経産省では、多様多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されており、1件あたりの補助額も100万円程度の幅広に設定されている。均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。 ③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択 通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保することが可能。	地域商店街活性化法第4条～第7条、第11条、地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	添付資料有り	経済産業省	兵庫県、徳島県	○ 対応不可	商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。 全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。 地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならではの」取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。 補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。 なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。	・国が認定する地域商業活性化法による計画及び採択する地域商業自立促進事業は、これまでの実績を見ても、全国レベルの先進的なモデル事業とは別格と考えられない。 ・商店街振興は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 ・なお、全国発信に必要な情報は国に対して提供する。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見			区分	回答	
638	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。					C 対応不可	<p>・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付する場合は、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めしてしまうものと考えられる。</p> <p>また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることで、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討すべきである。」とのご意見をいただいているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもあると認識している。</p> <p>さらに地域商店街活性化法の計画認定についても、全国的な見地に立って、活性化に取り組む他の商店街にとって参考となるような事業を全国的な規模・視点で認定する必要があると考える。ご意見にあるように認定事務を都道府県に移譲する場合は、全国的な視点の欠如と同時に、地方自治体毎に認定事務への取り組み姿勢に差があることから、適切ではないと考える。(47都道府県中10県では、法認定事例がない)</p> <p>商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づき基本方針において、「地方公共団体との協働」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が類似とされるものとなる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協働して商店街活性化事業を実施することとしている。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (2)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するための措置を講ずる。</p>
668	地域商店街活性化法の地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。				C 対応不可	<p>・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付する場合は、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めしてしまうものと考えられる。</p> <p>・商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づき基本方針において、「地方公共団体との協働」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が類似とされるものとなる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協働して商店街活性化事業を実施することとしている。</p> <p>今後とも、地域の商店街・商業集積一帯を通じて基盤自治体である市町村や都道府県の意見を十分に踏まえながら商店街活性化事業に取り組む必要があると考えている。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (2)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するための措置を講ずる。</p>
764	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道府県への移譲	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることで、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。				C 対応不可	<p>地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付する場合は、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めしてしまうものと考えられる。</p> <p>また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることで、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討すべきである。」とのご意見をいただいているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもあると認識している。</p> <p>さらに地域商店街活性化法の計画認定についても、全国的な見地に立って、活性化に取り組む他の商店街にとって参考となるような事業を全国的な規模・視点で認定する必要があると考える。ご意見にあるように認定事務を都道府県に移譲する場合は、全国的な視点の欠如と同時に、地方自治体毎に認定事務への取り組み姿勢に差があることから、適切ではないと考える。(47都道府県中10県では、法認定事例がない)</p> <p>商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づき基本方針において、「地方公共団体との協働」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が類似とされるものとなる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協働して商店街活性化事業を実施することとしている。</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (2)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するための措置を講ずる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
887	地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げたい。全国的な規模で適切な事業を推進し、後進的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付する場合は、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考え。</p> <p>また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付については、国の取組と並行に、都道府県の取組が併行に図られること、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討すべきである。」のご意見をいただいているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもであると認識している。</p> <p>商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づく基本方針において、「地方公共団体との協働」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策と地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が調和のとれたものとなる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協働して商店街活性化事業を実施することとしている。</p> <p>ものづくり・商業・サービス補助金は消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和することや、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう経済の成長力向上に資するとともに、持続的な経済成長の実現を目的とした緊急経済政策として、これまで国や自治体等で措置しなかった施策を補正予算で(連続性を有する)行ったものである。特に上記目的の性質上、全国一律で、同一基準で審査を行う必要があった。</p> <p>なお、基準の中で地域性を考慮する必要性がある部分については、各都道府県中央会が事務局となっている地域採択審査委員会を構成する委員に都道府県又は公設試験場の職員を含め、自治体の施策とも整合性を取っている。</p> <p>また、地方産業競争力協議会(都道府県知事がメンバー)において、地域ブロックで重点的に振興を図ると決定した産業分野に該当する案件については、審査段階で加点を付けており、地域性や事業者のニーズ等に配慮した補助事業の選定が行われているところ。</p>	<p>【再掲】</p> <p>4【経済産業省】</p> <p>(19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80)</p> <p>(i)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。</p> <p>(ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。</p>
30	JAPANブランド育成支援事業の事務の都道府県への移譲	・JAPANブランド育成への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するJAPANブランド育成支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>本事業は、経済産業局ごとに採択審査を行っている訳ではなく、全国からの応募案件を本省において、全国的視点に立って一元的に審査し、採択しているものである。我が国の輸出促進のためにも、蓄積されたノウハウを活用するためにも、審査事務の効率性の観点からも、引き続き国が本省において一元的に審査及び採択を行うことが効果的かつ効率的である。</p> <p>また、各都道府県が独自の支援メニューにより支援する案件について、国が「JAPANブランド」として都道府県と連携して支援を行うことにより、より高い効果が得られると考えられるため、引き続き国が本事業を実施していることが適当である。</p>	<p>4【経済産業省】</p> <p>(23)JAPANブランド育成支援事業</p> <p>国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画に係る情報提供を行うとともに、当該計画について意見聴取を行う。</p>
261	新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限の都道府県に移譲	・新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、「我が国の起業・創業を大いに増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%)になることを目指す」という目標が掲げられている。</p> <p>創業補助金は、新たに創業を行う者に対して、その創業に要する経費の一部を助成する事業で新たな需要や雇用の創出を促し、我が国経済を活性化させることを目的としている。上記の国としての目標を構築し達成するためには、その採択において、事業の独創性、収益性や資金繰りといった事業継続性について、全国的な視点から一定レベルに達した者を全国規模で広く支援することが必要。</p> <p>現在、創業補助金の採択にあたっては、申請受付、問い合わせ対応、確定検査等の事務を実施するために47都道府県に置かれた都道府県の外郭団体や商工会等の地域事務局において、専門家(学識者、弁理士、公認会計士等)による書面審査及び地域審査会を経た後、全国審査会において審査を行うことにより都道府県間の審査レベルを調整し、一定水準以上の創業を支援する体制を構築しており、引き続き同体制にて実施することが必要である。</p> <p>他方、全国的な一定の水準を確保しつつ、都道府県の知見を活用させていただく観点から、都道府県の担当者に地域審査会にご参加いただくことを検討することとした。</p>	<p>4【経済産業省】</p> <p>【再掲】</p> <p>4【経済産業省】</p> <p>(22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管)</p> <p>(ii)創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
888	商工会・商工会議所と 一体となった販路開拓 に関する事務・権限の 都道府県への移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの 支援、地域産業の振興、産 学官連携推進に関する事 務・権限のうち、商工会・ 商工会議所と一体となつた販 路開拓に関する事務・権限 を都道府県に移譲するこ と。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、 技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の 技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の 支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワ ンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネット ワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に 積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、商工会・商工会議所と一体となつた販路開拓に関する事務・ 権限を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道 府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる 自由度の高い制度とすること)。 地域活用市場獲得等支援事業	経済産業省組織規 則第231条21号 中小企業の新たな 事業活動の促進に 関する法律第11条 第1項 小規模事業者持続 化補助金交付要綱 (日本商工会議所 及び全国商工会連 合会) 地域活用市場獲得 等支援補助金交 付要綱	別紙12あり	経済産業省	埼玉県	○ 対応不可	小規模事業者持続化補助金による商工会・商工会議所と小規模事 業者が一体となった販路開拓支援については、商工会・商工会議所の 全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所と連携し実施 している事業である。 その採択・執行に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体 制を構築しており、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる 交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかね ず、移譲できない。	都道府県は地元商工会・商工会議所、企業との距離が近く、補助金の執 行に伴う経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても、機動的な対応が可 能である。このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担 う方が適当である。 補助金の採択・執行については、採択審査基準の明確化や事務執行マニ ュアルの整備により全都道府県で統一したルールを構築でき、不公平は生じ ないと考える。
942	新連携支援に関する 事務の都道府県への 権限移譲	「戦略的基盤技術高度化 支援事業」執行、フォロー アップ及び成果普及 等	「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)」中小企業・小規模事業者連 携促進支援補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に 移譲。 ※従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを 想定している。 ※地域の実情に応じた強力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現 行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」については、移譲を行うことで、従前から 都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として 展開することが可能と考える。 連携体に関する企業の所在地が都道府県を跨り、補助事業主は代 表となる一社だけであることから、都道府県単独でも交付事務は行えるものと 考える。	中小企業の新たな 事業活動の促進に 関する法律施行令 第10条第1項、同条 第2項、第11条第1 項、第12条第1項		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関 する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずること で、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造 業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単 なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るもので ある。 したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業 大臣の責任とされており、移譲できない。 また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であ ることから移譲できない	「全国的視点」により全国的に国が事業を行うよりも、地域の中小企業を 熟知した都道府県が事業執行、補助金執行業務等を行ったほうが、従前から 都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として 展開することが可能と考える。 また、この法に基づく補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若 しくは間接補助先とするべきである。
890	中小企業・小規模事 業者の高度人材育成 支援に関する事務・権 限の都道府県への移 譲	経済産業局等が行って いる中小企業やベンチャー の支援、地域産業の振興、 産学官連携推進に関する事 務・権限のうち、中小企業・ 小規模事業者の高度人材 育成支援に関する事務・権 限を都道府県に移譲するこ と。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革 新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企 業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出 等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワ ンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネット ワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に 積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事 務・権限(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出の ための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等) を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道 府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付でき る自由度の高い制度とすること)。 中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支 援事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(中小企業新戦力発掘プロジェクト コーディネート等事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコーデ ィネイト等事業)	中小企業における 労働力の確保及び 良好な雇用の機 会の創出のための 雇用管理の改善の 促進に関する法律第 16条 中小企業・小規模 事業者人材対策事 業に係る委託要 綱、補助金交付要 綱	別紙14あり	経済産業省	埼玉県	○ 対応不可	一般に求職活動は、当該都道府県内に限らず、県境を越えて就職す るケースも少なくない。他方求人も同一県内の者に限ることなく、優秀 な人材を求めて広く行われる場合も少なくない。こうした観点から、地 域中小企業の人材確保・定着支援事業においては、県単位を基本と しつつも広域で事業が実施できる制度とし、さらに人材交流から定着 支援まで一貫した支援ができる制度としている。また、今後は地域の 人材を確保するため、UIターンを含めた広域的な人材活用に向けた 事業展開も想定されることである。また、中小企業新戦力発掘プロ ジェクト、新卒者就職応援プロジェクトについては、特に首都圏、近畿 圏におけるインターンシップについては県境にとわらずに広域での マッチングも存在するため、ブロック単位で事業を実施しているところ であり、効果的に事業が実行できている。都道府県に委譲した場合、 上述のような広域の人材確保は困難となり、中小企業の人材確保も 域間における限定的なものとなる。したがって、当該事業について は、国が補助事業等を行うことが適当である。	人材確保・定着支援事業の実施を県が主体的に担うことにより県境を越えた 就職支援が妨げられるとの指摘には何ら根拠がない(国の出先機関もプロ ジェクト単位であり、一定の所管区という概念があるのは同様である)。特に女 性は、仕事と家庭の両立のため、自宅近くで働くことを希望している。 現在、県が実施している同種の事業(合同企業説明会や企業見学会「バス ツアー」など)では、参加者を県内在住者に限定することなく、幅広いマッチング を行っている。 また、産業、雇用、教育など全てを包括した総合行政主体である県の府、 省の役割を超えた横断的な事業展開も可能である。 このため中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務権限 を直ちに都道府県に移譲すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
888	商工会・商工会議所と 一体となった販路開拓 に関する事務・権限の 都道府県への移譲	・販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>小規模事業者持続化補助金による商工会・商工会議所と小規模事業者が一体となった販路開拓支援も含めた地域力活用市場獲得等支援事業は、平成26年度補正予算により措置されている事業であり、既に執行もしていることから、移譲できない。</p> <p>なお、本事業の執行においても、できる限り優れた取組を選択するため、全国商工会連合会・日本商工会議所において、全国からの提案を相対評価によって審査・採択を行っているところ。全国規模の相対評価は、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備によって行うことはできないと考える。</p> <p>一方、小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本計画において、「国は、関係省庁が緊密な連携を行い、一体となって、地方公共団体ともよく連携しつづ、(中略)小規模企業の振興を図るための施策を効果的に展開する。」と記載しているところ、小規模企業の振興に当たっては、地方公共団体と連携しながら取り組むことが重要と認識している。今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話し、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい。</p>	
942	新連携支援に関する 事務の都道府県への 権限移譲	・新連携への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新連携支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。</p> <p>なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。</p> <p>(ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の神奈川県では2件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)</p>	<p>【再掲】 4【経済産業省】 (14) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。</p>
890	中小企業・小規模事業者の 高度人材育成 支援に関する事務・権 限の都道府県への移 譲	・中小企業・小規模事業者の高度人材育成への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>御指摘の中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業、中小企業新戦力発掘プロジェクト、新卒者就職応援プロジェクト)は、基金事業の一環で実施してきたものであるが、平成26年度で終了する予定である。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
369	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給調整の確保に資して産産を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とこととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実に努めている。これらの取組みをより効果的なものとするため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、電気事業者及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業者に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。【具体的な効果】地方公共団体においては、再生可能エネルギー普及促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の効果が限定的となっている。今回の権限移譲が実現すれば、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者からの相談等に対し、都道府県において地域の実状に応じた適切な対応が可能となることから、健全な再生可能エネルギーの普及促進が期待される。民間事業者が、地元との調整を行わないまま太陽光発電等の開発計画を進めた結果、地元とトラブルとなり、地方公共団体が対応に苦慮するケースが全国的に増加している。(福岡県においても、内容証明郵便により県庁に苦情が寄せられた事例がある。)地域に近接した都道府県に権限を付与することにより、地元との調整等について対応が可能となれば、このようなトラブルも減少することが期待される。【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条、第5条、第9条	福岡県提案分	経済産業省	九州地方知事会	○対応不可	以下の理由により、「C」対応不可」ただし、一部において「D」現行規定により対応可能」である。 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「同法」という。)第4条、第5条における電気事業者への指導・助言はそれぞれ、特定供給者から特定契約の申し込みがあり、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるとき(同法第4条第2項)、特定供給者から認定発電設備と電気工作物(電気事業法第二条第一項第16号に規定)とを電気と接続するとを求めるとき(同法第5条第1項)を行うことができることとされており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わないまま太陽光発電等の開発計画を進めた結果、地元とトラブルとなり、地方公共団体が対応に苦慮するケースが全国的に増加している。」民間事業者が、地元との調整を行わない等」に応じ行うものではない。 また、同法第40条における電気事業者若しくは認定発電設備を用いた特定供給者に対する報告徴収及び立入検査権限は、「この法律の施行に必要な限度において」と限定されており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない等」に応じ行うものではない。 なお、地方自治法として、再生可能エネルギー発電事業者に対する指導・助言について、地方自治法に沿って条例を制定している自治体も存在し、現行規定でも対応可能である。 また、系統連系に関しては、各都道府県にまたがる対応が必要となるため、国が広域的な視点に立って対応を行うことが必要である。 ・当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が含まれるため、原則非公開としている。	○「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」等は、あくまで円滑に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「同法」という。)第1条の目的である「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進する意旨を達したるもの」にあって、同法に規定された権限行使の要件を無視して移譲を求めているわけではない。 ○再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者、住民から多くの相談等が寄せられており、こうした実態を踏まえ、少なくとも当該相談等に対応するためには、地方自治体が関与する根拠として報告徴収、指導・助言の権限が必要であり、地方側としても地方自治の本旨に従って同法の目的を達成したいと考える。 ○条例により対応が可能とあるが、事業者に対し・条例双方の事務対応を求めることは、事業者の負担増となることから、権限移譲(並行権限)による対応が適当と考える。 ○系統連系に関しては、一都道府県内でも対応可能な個別事例については、近接性の観点から、都道府県による対応が適当と考える。一方、各都道府県にまたがる対応が必要な場合等は、並行権限により国が対応することとしてはどうか。 ○当該法令に基づき収集した事業者等情報には、情報公開法上の不開示情報が含まれるとあるが、地方公務員法により地方公務員にも守秘義務が課されており、一般国民への情報開示と同列に議論すべきではない。
507	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の認定に関する事務を都道府県に移譲	再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受けなければならない。この発電設備の認定の基準は、「点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること」「供給する電気の量の正確に計測できる構造であること」「太陽光発電設備であるときは、(一)特殊の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。そのため認定を受けた後に、土地所有者や地域住民との調整が整わず、事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。 地域の土地利用計画等との整合性 メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることから、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観及び保守影響を木口ことから、自治体によっては条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。 再生可能エネルギーの普及状況の把握 設備を認定した件数と容量(発電出力)は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、設備の所在地や設置する旨など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。 設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。 なお、設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の状況等を考慮して、引き続き国が定めることが効果的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引き続き国が行うことが効果的である。	電気事業者による再生可能エネルギー発電機の調達に関する特別措置法第6条		経済産業省	神奈川県	○対応不可	以下の理由により、「C」対応不可」ただし、一部において「D」現行規定により対応可能」である。 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条(以下、「本条項」という。)に規定される再生可能エネルギー電気の発電の認定権限の地方への移譲に関して、本条項により認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国が全国一律の基準で認定を行うことが必要であるため、本条項でも国による認定を行うものとしている。 ・設備認定の状況については、定期的資源エネルギー庁のHP(http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html)において市町村別で公表されているところ。一方で、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が含まれるため、原則非公開としている。 ・地域の土地利用計画等との整合性については、自治体によっては、地方自治法に沿って再生可能エネルギー発電設備に関する条例を制定し、その範囲において指導・助言などを行っている自治体もあり、現行規定でも対応可能である。	再生可能エネルギー電気の発電設備の認定権限については、認定の基準が技術的なものであること、また、法律に基づき、国が定めた基準により都道府県知事が許認可等を行っている例は少なくないことから、移譲を求めているもの。 ・設備認定の状況については、市町村別の認定件数、認定容量等が公表されるようになっているが、認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることを考慮すれば、事業者の名称を含む詳細な情報を地方団体に提供すべきである。 ・再生可能エネルギー発電設備に対する条例制定の先行事例については、景観上の要請に基づき制定された事例があるが、景観上の要請ならば、その地方自治の問題であることから条例制定も選択され成り得るが、農地法や森林法などの手続きに先立ち認定が行われ、その結果、整合性を欠きトラブルが生じるという状況は、全国共通の問題であり、地方自治体それぞれ個別事例に委ねるべきではないと考える。
852	電源立地地域対策交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	電源立地地域対策交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続きに柔軟性を欠くこと、地方の自由裁量を尊重し制度チームとはなっていない。現行制度上、事業費の30%以上の増減がある場合は、それが入札減少金によるものであっても、事業内容の変更について、大臣承認が必要とされ、事務手続きが煩雑となっている。電源立地地域対策交付金交付規則第19条第3号に規定する交付金事業の変更承認申請について、入札減少金の発生に伴うものなどについては県の裁量とするよう権限を移譲する。変更承認申請の簡便化及び入札減少金等の余剰財源について、他の行政需要事業への県の裁量による充当を行った上で、実績報告により額を確定する。煩雑な事務手続きが軽減され、使い勝手の良い制度となる。	電源立地地域対策交付金交付規則第3条、第19条		経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県	○対応不可	・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と利益相反が生じることとなり、利益相反が生じることから不適当。	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生による事業費の減が30%未満の場合でも、変更申請の後、交付金対象事業の内、別の事業に充当できるような形で、現実的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見	区分	回答			
369	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求む。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。	○ 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。 ○ 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進」することや「地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たっては地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元調整の規定を置くことは法体系上、検討の余地はあると考えられる。 ○ 9月3日(水)のヒアリングでは「経済産業省の審議会で議論すること自体はやぶさかではない」との話であったため、具体的な議論を進めていただきたい。 ○ 事業者等情報が情報公開法上の不開示情報に該当すること、守秘義務が課せられている地方公共団体への情報提供を同一に考える必要性はないので、地方公共団体への情報提供の在り方の検討について、具体的に進めていただきたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	○再生可能エネルギー発電の普及は、国のエネルギー政策の一部を担うものであること。また、広域的な電力系統への受け入れが必要であることを大前提に、再生可能エネルギー発電設備の立地に当たっては、地域の実情を踏まえ、円滑に実施されることが重要。 ○その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再生特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聴く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。 ○仮に、再生特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一体的に移譲する必要があると考えている。 ○なお、森林法等の関連法令・条例については、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されているものと理解。	4【経済産業省】 (20)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108) (イ)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。 ・電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項) ・電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物との接続に関する指導、助言、勧告及び命令(5条2項から4項) ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条) ・電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項) (ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。			
507	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の認定権限等の都道府県への移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求む。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。	○ 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。 ○ 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進」することや「地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たっては地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元調整の規定を置くことは法体系上、検討の余地はあると考えられる。 ○ 9月3日(水)のヒアリングでは「経済産業省の審議会で議論すること自体はやぶさかではない」との話であったため、具体的な議論を進めていただきたい。 ○ 事業者等情報が情報公開法上の不開示情報に該当すること、守秘義務が課せられている地方公共団体への情報提供を同一に考える必要性はないので、地方公共団体への情報提供の在り方の検討について、具体的に進めていただきたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	○再生可能エネルギー発電の普及は、国のエネルギー政策の一部を担うものであること。また、広域的な電力系統への受け入れが必要であることを大前提に、再生可能エネルギー発電設備の立地に当たっては、地域の実情を踏まえ、円滑に実施されることが重要。 ○その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再生特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聴く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。 ○仮に、再生特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一体的に移譲する必要があると考えている。 ○なお、森林法等の関連法令・条例については、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されているものと理解。	【再掲】 4【経済産業省】 (20)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108) (イ)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。 ・電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項) ・電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物との接続に関する指導、助言、勧告及び命令(5条2項から4項) ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条) ・電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項) (ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。			
852	電源立地地域対策交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。					D 現行規定により対応可能	当初の提案については対応不可であるが、【各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見】については、 現行の交付規則第19条第3項について対応可能である。	6【経済産業省】 (8)発電用施設周辺地域整備法(昭49法78) 電源立地地域対策交付金における入札による金額の減少については、減少額が交付対象経費の30%未満の場合にも、変更承認申請(電源立地地域対策交付金交付規則(平16文部科学省・経済産業省告示2)19条3号)及び新たな交付申請(同規則17条1項)が可能であることを、地方公共団体に通知する。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
854	原子力発電施設立地 地域共生交付金交付 規則における事業採 択及び交付額配分等 の都道府県への移譲	原子力発電施設立地地域 共生交付金における事業 の採択や交付額の配分な どの権限を都道府県に移 譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されている こと及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続きに柔軟性を欠くなど、地 方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、 入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の 行政需要事業に充当できず、交付限度額どりの交付が受けられない。 原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣 の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変 更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする 制度設計とする。 煩雑な事務手続きが軽減され、使い勝手の良い制度となる。	原子力発電施設立 地地域共生交付金 交付規則第3条、第 8条		経済産業省 (資源エネ ギー庁)	愛媛県	○ 対応不可	・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審 査主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適当。	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生によ り、執行額が事業ごとの計画額を割り込む場合には、交付金対象事業の内、 別の事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き 続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。
855	核燃料サイクル交付 金交付規則における 事業採択及び交付額 配分等の都道府県へ の移譲	核燃料サイクル交付金に おける事業の採択や交付 額の配分などの権限を都 道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されている こと及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続きに柔軟性を欠くなど、地 方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、 入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の 行政需要事業に充当できず、交付限度額どりの交付が受けられない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な 地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう 権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする 制度設計とする。 煩雑な事務手続きが軽減され、使い勝手の良い制度となる。	核燃料サイクル交 付金交付規則第3 条、第8条		経済産業省 (資源エネ ギー庁)	愛媛県	○ 対応不可	・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審 査主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適当。	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生によ り、執行額が事業ごとの計画額を割り込む場合には、交付金対象事業の内、 別の事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き 続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。
496	産業財産権に関する 確認事務(中小企業に 対する特許料軽減申 請の受付と確認書受 付)の都道府県への権 限移譲	特許料又は審査請求料の 軽減措置を受けようとする 一定要件に該当する中小 企業や公設試験研究機関 (地方公共団体に設置され る機関)からの事前相談の 対応をはじめ、提出された 軽減申請の内容(要件)に ついて確認(不備がある場 合の訂正等の対応を含 む)、申請者への軽減対象 者である旨の確認書の交 付	当該事務は、「産業技術力の強化を図る」という趣旨のもと定められている が、産業技術力の強化は地域ごとに関わるべきものであることから考えると、本 県での特許料の納付猶予等の事務についても、地域の財力等に応じた事務 を行った方が、事務の効率化が図られ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮 につながるものと考ええる。	産業競争力強化法 第75条 産業技術力強化法 第17、18条		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	守秘義務及び他の出願人との公平性等の担保(出願人になり得る機 関が出願公開前の未公開情報等を用いて当該事務を行うこととなる ため)が困難である。 さらに、産業技術力強化法の軽減措置において地方自治体は当該事 務の申請者になり得るものでもあり、利益相反の観点からも地方自治 体に当該事務を委譲することは困難である。 また、地域の独自性を踏まえた当該軽減措置以外の更なる支援(知 的財産権に関する補助制度等)を実施することは可能であり、既に実 施している地方自治体も存在している。 なお、特許料等の軽減措置に関する事前相談については、各都道府 県に設置している知財総合支援窓口において実施している。 知財支援総合窓口一覧 (http://www.jpco.go.jp/torikumi/chushou/chizai_mado.htm)	地方公務員には地方公務員法による守秘義務が課せられており、公平性の担保に 支障はない。 地方自治体の申請については、国又は第三者がチェック等を行えば良いと考える。 特許料軽減申請の受付及び確認書受付等の事務を、地域に身近な都道府県が実 施することで、申請者の利便性が向上する。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
854	原子力発電施設立地 地域共生交付金交付 規則における事業採 択及び交付額配分等 の都道府県への移譲	・電源三法等による交付金制度や特例措置について は、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可 能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。			C 対応不可	本交付金は、補助金適正化法の適用を受ける交付金であり、交付申請内容と異なる 事業への充当は不適当。	
855	核燃料サイクル交付 金交付規則における 事業採択及び交付額 配分等の都道府県へ の移譲	・電源三法等による交付金制度や特例措置について は、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可 能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。			C 対応不可	本交付金は、補助金適正化法の適用を受ける交付金であり、交付申請内容と異なる 事業への充当は不適当。	
496	産業財産権に関する 確認事務(中小企業に 対する特許料軽減申 請の受付と確認書受 付)の都道府県への権 限移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力強化法第75条を根拠法令として権限委譲の提案がなされている 確認書の交付事務は、産業競争力強化法に基づく軽減措置では、確認書 の提出を要件としていないため、交付事務は存在しない。 ・産業技術力強化法17条、18条を根拠法令とする軽減措置については、確 認する要件の中に、公開前の出願の内容に関わる情報も含まれる。当該措 置は地方自治体も申請者になり得るものであるが、申請者になり得る者が個 別企業の公開前の発明情報に接することは、公平性、利益相反及び保秘等 の観点から適当ではなく、例えば企業情報の漏えい、二次利用、申請企業に 対する不正な取扱い等の問題も生じ得ると考えられる。このため、地方自 治体に当該事務を移譲することは、困難である。 ・なお、神奈川県が要望が、存在しない事務に関する要望であるため、要望事 項の内容、趣旨、背景等について必ずしも正確に把握できておらず、改めて 確認する必要があるものと思われる。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
495	産業財産権に関する相談事務(知的財産権に関する相談受付、説明会)の都道府県への権限移譲	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等(相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)	当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っており、相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うことも都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障があるとの懸念が考えられるが、未公開情報を用いた相談業務を都道府県が行ったとしてもなら公平性を害することにはならず、むしろ、都道府県で行うことで相談者の相談等に係る移動時間の短縮につながることも、事務の効率化も図られると考える。	知的財産推進計画		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	<p>・知的財産権にかかる相談業務については、既に各都道府県の中小企業支援センター等を活用して、委託により相談業務を進めているところ(全国57箇所)に知財総合支援窓口を設置)。</p> <p>・ただし、「未公開情報(出願公開前情報)を用いた相談対応」については、特許法の規定により第三者に提供できないため、相談対応することはできない。</p> <p>・また、申請書類の確認など形式的なチェック等については、上記相談業務でも対応している。</p>	都道府県の中小企業支援センター等に委託している現状からも、地方が当該業務を行うことが適当であることは明らかであり、移譲を進めることにより、利用者の利便性が向上する。「未公開情報」を用いた相談業務については、地方公務員法の守秘義務の観点から公平性を害する恐れはなく、法律改正等により第三者に都道府県を含まないよう措置すべきである。
366	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	<p>【制度改正要望の経緯・必要性】</p> <p>工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市が行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。</p> <p>市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。</p> <p>なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。</p> <p>【具体的支障事例】</p> <p>本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。</p> <p>【課題の解消策】</p> <p>このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。</p>	工場立地法第4条の2		経済産業省	広島県	○ 対応不可	<p>工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。</p>	<p>地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようになる。</p> <p>同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることから、より住民に身近な行政主体である基礎自治体において、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。</p> <p>「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもつて、市には移譲適当、町村には移譲不適当とする考え方は、合理性を欠く。</p> <p>当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では、希望する基礎自治体が処理できるようにすべき。</p>
715	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	<p>【支障事例】</p> <p>当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。</p> <p>緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地の拡張計画はないため、今後見込まれる投資は、既に地企業の一環以内での事業拡大に伴う設備投資が主となることが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工業団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不適当であると考える。</p> <p>【制度の必要性】</p> <p>今後の産業振興・企業立地支援施策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。</p> <p>また、移譲が実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和のとれた範囲で積極的な企業支援施策を図ることにより、地域の自主性を発揮することができる。</p>	工場立地法第4条の2	別紙あり	経済産業省	聖籠町	○ 対応不可	<p>工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。</p>	<p>当町においては、工場立地法における特定工場が約30社立地している。特定工場と同等の数値ではないが、平成24年工業統計調査における事業所数をみると、既に地域準則を制定している市のうち、北海道江別市、愛知県知多市、鳥取県安来市などが当町の事業所数と類似しており、「町村」であっても「市」並みの立地件数を有していると言える。</p> <p>当町が有する工業用地については概ね売却済みであり、現在、立地している企業が、更なる事業の拡大や施設の更新・立て替えを行う場合には、隣接地に事業用地を求めるとは困難な状況。このため、自社所有敷地内での施設整備等を検討する際には、緑地面積率等の規制により、企業の新たな設備投資に対する阻害の要因となる恐れがある。</p> <p>当町としては、同工業団地への企業立地促進を図り、雇用確保や税収増につなげていきたいと考えており、この課題を解決する施策の一つとして緑地面積率等の緩和による支援が考えられる。</p> <p>しかしながら、工場立地法第4条の2に規定する緑地面積率等に関する地域準則の制定権限は都道府県が有しており、町村において準則制定ができないことから、独自の企業誘致・支援等の取組みに支障を来す恐れがある。</p> <p>積極的な企業立地施策の実施を考える「町村」においては、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の移譲を受けることで、地域の実情に合わせた独自の企業立地施策を展開でき、より地域の自主性が発揮できると考えるため、同権限の移譲をお願いしたい。</p> <p>なお、本提案については全町村に対しての一律の権限移譲ではなく、「手挙げ方式」により希望する町村への権限移譲を求めるものである。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見		区分	回答	
495	産業財産権に関する 相談事務(知的財産権 に関する相談受付、 説明会)の都道府県へ の権限移譲		関係する都道府県の意向を踏まえ、手挙げ方式や社会実験による検討を求む。			C	対応不可	①知的財産にかかる相談受付業務については、地方が当該業務を独自に行うことが可能。例えば、東京都では、独自の事業として「東京都知的財産総合センター」を通し特許等の手続全般を含め知財の相談受付業務を行っているところ。 (参考) <東京都知的財産総合センター> http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/ ②未公開情報については、国においても相談業務に利用することができない。
366	工場立地法第4条の2 の緑地面積率等に 係る地域準則の条例制 定権限の町村への移 譲		・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	【全国町村会】 地域の特性を活かし、工場等の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と並色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。 地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情に合わせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。	○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対応するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すると、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。	C	対応不可	企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。 企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設(用途変更含む。)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。 このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能であるため、対応できない。
715	工場立地法第4条の2 の緑地面積率等に 係る地域準則の条例制 定権限の希望町村への 移譲		・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	【全国町村会】 地域の特性を活かし、工場等の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と並色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。 地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情に合わせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。併せて、緑地等の面積規制についても緩和を図るべきである。	○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対応するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すると、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。	C	対応不可	企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。 企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設(用途変更含む。)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。 このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能であるため、対応できない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
963	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	工場立地法第4条の2		経済産業省	中国地方知事会	○ 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。	地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようになる。 同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることから、より住民に身近な行政主体である基礎自治体に於いて、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。 「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもつて、市には移譲適当、町村には移譲不適当とする考え方は、合理性を欠く。 当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では、希望する基礎自治体が処理できるようにすべき。
857	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和	一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設・新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更に該当するものとして変更届出の対象から除外する。なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きき要件、減少面積率の要件の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。	工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。 ①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合。 ②保安上その他やむを得ない事由により速やかにお削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合 本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえ、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対して一律に適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断しない)など、人口要件を緩和すること。	工場立地法第8条第1項、同法施行規則第9条	別紙あり	経済産業省	愛媛県	○ 対応不可	工場立地法は立地段階の入口規制であることから、保安上その他やむを得ない場合を除き、生産施設、環境施設面積等の状況を把握するための届出は必要不可欠である。大規模な緑地が整備されている工場であっても、それがどのように変更され、準則に合致しているのかどうかについて審査をする必要があるため届出は必要。また、周辺に住居がない森林に囲まれた工場であったとしても、周辺の状況は日々変わっていくものであり、届出不用の判断基準にはなじまない。従って、本提案について対応することはできない。	工場立地法は、工場立地と地域の生活環境との調和を実現し、工場立地の適正化を推進することを目的とするものであり、監督上、生産施設、環境施設面積等の状況を把握することは重要であると考えられる。しかしながら、変更の内容から周辺環境に与える影響が小さいものについては、事前の届出により準則への適合性の審査をする必要性が低く(準則に適合していることが前提)、当該特定工場の状況の変遷については、次の変更届出の際に併せて届出が省略された変更内容を届出させ、事後的に把握することで足りるものと考えられる。 緑地面積率については、自治体(県又は市)が都市計画上の用途地域等の地域環境に照らし独自の緑地面積率を定めることが可能となっているが、これは工場が整備するべき緑地の環境は、立地する地域の環境によりその必要性の程度は異なるものであり、工場やその周辺状況の実態をより把握している自治体の判断が必要になるとの考えから措置されたものである。 本提案の趣旨は、現行では工場の周辺状況にかかわらず一律に「緑地減少面積10㎡以下」であることが届出不要の判断基準とされていることから、変更届出を不要とする判断基準についてもこれと同様に、国が示す基準の範囲において自治体が率教に設定できるようにし、設備投資の円滑化と周辺の生活環境保持とのバランスを図ろうとするものである。
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を促すには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断しない)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ第3条第4号ア	佐賀県提案分【提出資料】 ・佐賀市の財政力指数の推移※05	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	九州地方知事会	○ 対応不可	1 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、 ・一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域 ・既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市 については、法の対象地域から外すこととしたものである。 2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。 3 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用することとした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域または工業等の均等に発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考えられる。	提案県にあるA市は、市町村合併前に「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じ「農村地域」である町村との合併によって人口20万人以上となったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業者率も全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。 法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のように「農村地域」と農村地域との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象外とするのではなく、それぞれ合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均等に発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考えられる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見		区分	回答	
963	工場立地法第4条の2 の緑地面積率等に依 る地域準則の条例制 定権限の町村への移 譲	提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に依る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	【全国町村会】 地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組み町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。 地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の事情に合わせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保を図るよう前向きに検討すべきである。	○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。	C 可 対応不 可	企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。 企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設(用途変更含む。)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。 このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考えられる区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能であるため、対応できない。		
857	工場立地法に基づく 緑地面積に係る変更 届出に関する規制緩和		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。	○ 9月19日(金)のヒアリングで「提案について、適切に緑地面積に係る地域準則を定めることで対応すべき」との話があったが、たとえ緑地面積率に柔軟性を持たせた地域準則を定めたとしても、現行法では10㎡以上変更があれば届出が必要になるため、提案への対応に当たって、別個の議論として検討していただきたい。 ○ 9月19日(金)のヒアリングで言及したとおり、例えば愛媛県の事例によれば、平成24年度以降に緑地の減少に係る変更届出が21件あり、そのうち19件の緑地減少割合が1%前後であった。 近隣に住民がいないなど、周辺住民の環境に配慮する必要性が低い場合いまで、一律10㎡という絶対数での基準の下、届出の義務を課し、かつ原則90日間変更に着手できないとすることに合理性はなく、変更届出が必要な範囲について地域で強力的に定められるようにするなど、10㎡の限定を緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	E 提案の 実現に向 けて対応を 検討	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の対象拡大については、具体的な支障事例等の確認等を行い、適切な対応を行う。現時点においては、どのような対応をすることが適当であるかがどうかについて把握をしていないため、取り急ぎ、提案者である愛媛県と協議を開始することとしたい。 なお、具体的な支障事例を確認した上で届出不用要件としての合理性、法目的との整合性からみて対象拡大できることが確認できた場合には、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の審議等必要なプロセスを経た上でその実現を図ることとしたい。	6【経済産業省】 (5)工場立地法(昭34法24) 緑地面積の減少に係る軽微な変更(施行規則9条6号)の範囲については、規制の基準の在り方や具体的な支障事例を踏まえた上で検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
374	農村地域工業等導入 促進法の適用人口要 件の緩和					平成の大合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体へふさわしい財政基盤の確立を目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したものの思料。 財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているわけではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の合併前の財政力指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと資料。 農工法においては、 ・原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするともに、 ・人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業率を基準として法の適用の可否を判断しているところ。 このため、合併により20万人を超えたという事実のみをもって、法の対象から外れたと解釈するのはなく、今般の事例においては、A市のように、例外としての取扱いが無くなくと解釈するべきである。 また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は市町村内の一定の地域ではなく、土地利用のあり方を勘案し、当該地方公共団体全体で考えるべきものである。以上により、要件の緩和は困難である。	C 対応不 可	6【経済産業省】 (7)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び国土交通省と共管)[再掲] (ii)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
22	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への移譲	「新産業集積創出基盤構築支援事業」の委託先の選定事務等の権限及び財源の移譲	【制度改正の必要性】 次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積地域が存在する地点を中核として実施する必要があることから、全国的な視点が必要であるとしても、地方が実施することが必要である。よって、産業クラスター集積促進の事業については、自由度を高めて都道府県に移譲すべきである。	新産業集積創出基盤構築支援事業委託要綱		経済産業省	愛知県	○ 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。
32	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲	企業立地促進に関する補助金等の権限移譲	【制度改正の必要性】 企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組を行っており、全国的な視点があるとしても、地域の強みを活かすことにより当該地域から我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できることから、自由度を高めて、都道府県に企業立地促進に関する補助金(対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金)等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。	対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金要綱		経済産業省	愛知県	○ 対応不可	企業立地促進法に基づく国の補助金制度は、基本計画に基づく地方自治体等の取組みを支援することにより、国全体の産業の国際競争力を強化し、もって地域経済の活性化を図ることを目的としている。基本計画に基づく取組みは単一の都道府県に限らず、企業立地促進法に基づく補助金制度も我が国の産業競争力強化を図るため、全国的な視点のもとで採択を行っていることから、都道府県に一律に補助金の財源を移譲した場合、その目的達成上支障が生じるおそれがあるため、従来の制度のまま維持することが必要。	企業立地促進への支援は、都道府県が主体となって、地域の実情を適切に反映する取組を行うことにより、事業の効果を上げることができるため、都道府県の自由度を高めて企業立地促進に関する補助金等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。
469	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲	企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを超え、より強みと強みが結びつく産学官(含自治体)等のネットワーク補助事業の交付決定及び確定手続き採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力等	現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学官連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。 都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	産業クラスター計画		経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	都道府県において地域経済の活性化を図る様々な新産業振興施策を実施しており、これらの事務を都道府県で行う方が、「全国的視点」により全国的に国が事業を行うよりも、地域の企業や大学等を把握し、産業実態、ニーズ、課題等について熟知しているため、地域の実情に応じた精緻な分析ができ、的確な事業執行、補助金執行業務ができるかと考える。 特に企業支援については国の対象企業との重複が考えられることから、都道府県が一体的に実施すべきと考え、これにより限られた財源の有効活用が図られる。 なお、移譲までの間は、新産業振興施策を効果的に進める観点から、補助事業における対象企業の採択等に関する事務に都道府県が関与する仕組みを設けるべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
22	産業クラスターの支援 に関する事務の都道府県 への移譲	<p>・産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたと、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。</p>	
32	企業立地促進に関す る事務の都道府県へ の移譲	<p>・企業立地促進への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する企業立地促進に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたと、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>	<p>【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。</p>		C 対応不可	<p>本補助制度は、我が国全体の産業競争力強化に資する成長分野に属する新規創業・新分野進出事業者の効果的な支援につながる施設や、都道府県をまたぐような広域的な利用が見込まれる機種の整備を支援対象としており、その補助金交付先の決定に当たっては全国的な視点が必要不可欠であることから、都道府県へ一律に権限・権限移譲することは困難と考えられる。 また、本補助制度は、企業立地促進法に基づき都道府県及び市町村が策定した「基本計画」に基づき事業を支援対象としており、既に地域の実情が適切に反映される仕組みとなっている。 26年度予算に係る本事業の採択は既に終了しているが、27年度予算において引き続き本事業と同様の制度が認められる場合は、補助金交付先の審査において関係自治体の意見を踏まえることを公募要領に明記するなど、関係自治体との連携が今以上に強化される仕組みとなるよう検討する。</p>	<p>4【経済産業省】 (16)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平19法40） 法5条5項に基づき同意された基本計画に基づく事業に係る施設等整備に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るため、採択に当たって関係地方公共団体の意見を踏まえることを公募要領に明記するなど、地方公共団体との連携がより強化される仕組みを構築する。</p>
469	産業クラスターの支援 に関する事務の都道府 県への権限移譲	<p>・産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたと、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>	<p>【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。</p>		C 対応不可	<p>本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
939	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県境を超えてクラスターを形成にも対応。また、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについては、国際競争力等の観点から国が主導)補助事業の交付決定及び採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力等	現在、経済産業局で行っているベンチャー支援に係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」などベンチャー支援に係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例、国2/3、都道府県 1/3以内など) 新産業ベンチャーへの支援については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。			経済産業省	神奈川県	○ 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	都道府県においては、地域経済の活性化を図る様々なベンチャー支援施策を実施しており、これらの事務を都道府県で行う方が、国がこの事務を「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うより地域の求めに応じた確かな支援を行うことができる。 支援対象についても、国と都道府県との重複が考えられることから、都道府県が一体的に実施すべきと考える。 また、移譲までの間は、ベンチャー支援施策を効果的に進める観点から、対象企業の採択等に関する事務に本県が関与する仕組みをご検討いただきたい。 なお、本県では、国の成長分野として示された「ライフサイエンス」「環境」等の新産業分野を中心にベンチャーの起業や事業化に係る支援を行っている。 ＜主なベンチャー支援事業の実績＞ ○新産業ベンチャー企業化支援事業(H17～H25) 支援企業73社 成果(会社設立18社、商品化24社、特許出願45社、大手企業との提携等2社、VC等からの出資22社、試作品完成50社) ○エネルギー関連等ベンチャー事業化促進事業(H24-25) 支援企業11社 成果(商品完成3社、製品完成3社、試作品完成5社)

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
939	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	ベンチャー企業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するベンチャー企業への支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを旨とする事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。	